

**環境保全活動の活性化方策について（中間答申）（案）
に関する国民の皆様からの意見募集の結果について**

（案）

（注）本資料の「対応」欄の文言については、答申の文章が確定した際に、これに合わせて必要な修正を行う予定です。

平成14年4月12日付けで環境大臣から中央環境審議会会長に対して諮問された「環境保全活動の活性化方策について」、同審議会総合政策部会において、中間答申(案)を取りまとめました。

この中間答申の案について、平成14年11月7日から平成14年11月27日まで、広く国民からの意見募集(パブリックコメント手続き)を行ったところではありますが、寄せられた御意見の概要及びそれに対する対応については以下のとおりです。

なお、次の頁以降に掲げた意見の概要は、中央環境審議会総合政策部会事務局により、意見のポイントとなる部分を要約し、適宜の見出しの下に区分して整理したもので、その総数は延べで253項目(複数の見出しの下に重複して掲載したものを含む。)となっています。

【意見の提出状況】

封書によるもの	6通
FAXによるもの	14通
電子メールによるもの	33通
合計	53通

なお、意見受け付けの締切り期限以降にお送りいただいた御意見の概要やその取り扱い対応につきましては、準備作業の時間的制約から、本資料中には収められませんでした。それらの御意見自体は、締切り期限内にお送りいただいたものと一括して、第10回総合政策部会の資料(パブコメ54~61)とさせていただきます。

「環境保全活動の活性化方策について（中間答申）」（案） に関する意見の概要と対応

（注１）最右欄の番号は、提出意見の整理番号です。

（注２）意見の概要は、当部会に提出した中間答申（案）の変更案の項目に沿ってまとめました。

全体構成

意見概要	対応	番号
課題と施策が「自発的な活動の活性化」「NPO等民間団体の活性化」「パートナーシップによる取り組みの促進」の３つの側面のどれに対応するのか、整理して示すべきである。	ご意見に沿い、特に課題を中心に構成を変更しました。	51
環境保全政策の重要な部分が総論のみで各論が不十分な表現にとどまっており、さらに課題を実現する全体的なプロセスやシステムが示されない。	本答申は、多様な活動を活性化する上での共通的な方策を提言したものです。各論的な事項については、引き続き検討します。	31

１．はじめに

意見概要	対応	番号
活動の定義、範囲		
活動の対象が不明確である。	ご意見を踏まえ、３ページの「はじめに」などで、活動の例示を増やすように修正しました。	23
環境とは何か、環境保全とは何かについて、私達活動している団体や活動家は全くばらばらですから、統一した定義を答申に盛りこんでいただきたいと思ひます。	環境保全活動には創意工夫や自主性が大切であり、他の分野の活動と連携して行われることが多いので、限定的でかつ有益な定義は難しいと思ひます。代わりに１３頁などで例示を増やしました。	43
環境保全活動の範囲をもっと広く考えなければ、何のために環境保全活動をやるといふことが、明確にならないと思ひます。	同上	47

２．環境保全活動をめぐる状況・背景

（１）自ら進んで環境によいことをしようとする気運の高まり

意見概要	対応	番号
活動の定義、範囲		
環境保全（活動）は国土保全（活動）という概念をしっかりと捉えるべきである。	環境の活動がまちづくりなど他の分野の活動と連携して進められるものであることは、既に５頁や２１頁に記述済みです。	8
自ら進んで環境によいことをしようとする気運の高まり		
地域住民が、地域の環境保全活動に参加する割合が低くとどまっている理由あるいは問題点を明らかにしていただきたいと思ひます。	既存の調査では理由についての考察がありません。今後調査します。	35
また、都市部の住民が、郊外や地方の環境保全活動に対し、イベントへの単発的な参加や境保全型農産物の購入などの形で活動に参加している場合についても述べていただきたいと思ひます。	環境保全活動の例示を更に数多くすることは紙幅の関係で困難です。既に５頁に農業との関係は述べています。	35

環境問題が、経済行為や開発等と対立することをたくさんはらんでおり、そういった点でどれだけ活動がすすまないでいるかを認識すべきであり、「気運」の高まりというだけではすまされません。	経済と対立するよう見られがちですが、環境保全は、持続可能な新しい形の経済を作るものと考えています。	47
---	---	----

(2) NPOの役割の拡大

意見概要	対応	番号
NPOの役割		
現在の経済社会に組み入れられていないものを民間団体やNPOが個人の負担で守っているという視点を明確に示して、これを支援することが自治体や企業の評価になることを方策に盛り込んでいただきたいと考えます。 (4・具体的施策の考え方(1)基本的な考え方責任や役割(地方自治体)に再掲)	ご指摘のようなNPOの役割については、既に5頁に記述しています。	35
活動範囲が広いNPOもあるのでNPOイコール「地域密着型の展開」と受けとれる言い回しは適さないと思いますので表現を変えていただきたいと思います。また都市部のNPOと地方自治体の協働も可能であることを明らかにしていただきたいと思います。	ご意見を踏まえて、地域密着型でないNPOの役割も5頁に記述しました。また、地域を超えて活動が広がっていくべきことについては、12頁に記述を加えました。	35
保全活動の現状は、イベント的活動が主流です。保全活動を生かす・継続活動については今一步。保全活動を生かす里山の保全活動を生かすには、農業・畜産・木材生産者等との連携がない。農業であれば、地場生産・地場消費の確立等の保全活動と地元の住民が一体となる活動を提案します。	既に6頁で、活動の継続性が不十分であることを述べています。また、農業との関係は、5頁に記述しています。	12

3. 環境保全活動を進めるための課題

(1) 環境保全活動を進める上での基本的な考え方の未確立

意見概要	対応	番号
それぞれの立場での取組		
現在の経済社会に組み入れられていないものを民間団体やNPOが個人の負担で守っているという視点を明確に示して、これを支援することが自治体や企業の評価になることを方策に盛り込んでいただきたいと考えます。 (4・具体的施策の考え方(2)環境保全活動の推進に当たっての各主体の責務や役割責任や役割(地方自治体)に再掲)	ご指摘のようなNPOの役割については、既に5頁に記述しています。また、民間団体等の活動を行政や事業者が有する資源により活性化すべきことを課題として7頁に記述しました。	35
パートナーシップに基づく活動の効果性を評価しているが、環境保全活動には、「一人でできる」「二人でできる」「大勢でできる」レベルがあるので、個人を大切に組織化を進めるやり方が住民に理解され易い (4・具体的施策の考え方(9)・パートナーシップによる環境保全活動を促進するための措置環境保全活動のための協定(環境創造リーグ)に再掲)	それぞれの立場で環境問題にとりくむことが不可欠であることを課題として7頁に記述しました。個人レベルの動機づけについては、既に17頁に記述しています。	28

環境基本法との関係		
<p>“各地域における自発的な環境保全活動”の推奨を強調する余り、国及び地方公共団体は、民間団体等の側面又は後方から支援するとして、環境基本法に定めるそれぞれの責務に変更があるかの印象を受けるが、国、地方公共団体、事業者、国民の責務はこれまでどおりとされたい。</p> <p>(4. 具体的施策の考え方(2)環境保全活動の推進に当たっての各主体の責務や役割 責任や役割(国)に再掲)</p>	<p>環境基本法に規定する国、地方公共団体、事業者、国民の責務は、環境保全に関する最も根本的な責務であり、これまで通り各主体が果たしていくべきであると考えます。本答申は、主として民間団体や事業者が行う自発的な環境保全活動を対象としているため、一般的な責務の中でも、進んで活動することに重点を置いています。</p>	14
<p>環境保全活動にあたっての各主体がなすべきことを定めた基本方針については、国や各自治体の環境基本計画に明確に定められており、新たに定める必要はないものとする。</p>	<p>環境保全活動への意欲があっても、参加の実態がないなど、課題がありますので、今まで以上の取組が必要と考えます。</p>	38
NPO活動の透明性		
<p>(「課題」の透明性の確保について) 大小様々な、目的も利害も異なる団体を一括して民間団体としているために活動の透明性とは何をさすのか、全体として意味不明なものとなっている。</p>	<p>施策の運用についてのご意見として承りました。</p>	22
基本的ルールの必要性		
<p>偏った活動は環境保全活動全体にとって弊害であるので環境保全活動についてある程度の基本や約束、きまりをつくり目標への大黒柱を建てていただきたいと思えます。</p>	<p>自発性の尊重、各主体の役割、透明性の確保、取組の方向性などを明記した基本方針を策定するとしています。その内容についてのご意見として承りました。</p>	43
<p>地域の民間団体等による自主的活動を重視しすぎると、却って、行政と民間団体等との間に軋轢が生じたり「地域エゴ」が生まれやすくなる懸念がある。善意と篤志から成立している自発的行為を公的に評価して、それを善導、育成・助長して、NPO団体にまで成長を促進して社会的機能を果たせるように図るべき。</p>	<p>環境NPOが現状で抱える否定的な側面についても、8頁に記述を加えました。国民の目の下で、環境NPOが向上発展していくことを期待します。</p>	14
<p>テロ団体化したNPOが多すぎるので、テロやその幫助を行うNPOが生じないよう厳しい対応を行うべき。</p>	<p>同上</p>	45
<p>自発的な活動を行おうとする人たちは、自己主張の強い方が多いので、画一の規格・方式に当てはめ、無理に提携、合同を進めることはかって阻害要因になります。</p>	<p>同上。なお、ご意見を踏まえ、23頁に記述を追加しました。</p>	17
対等なパートナーシップ		
<p>現在はパートナーシップ事業を行政からの委託で賄っているところが大半だが、委託の性格から(単年度主義、契約のタイミング、費目の規制、行政からの指導の色が濃くなる、など)パートナーシップ事業に歪みが生じている。パートナーシップ事業にふさわしい財源の確保が望まれている(補助金、助成金など)</p> <p>(4. 具体的施策の考え方(9). パートナーシップによる環境保全活動を促進するための措置 環境保全活動のための協定(環境創造リーグ)に再掲)</p>	<p>行政とNPOとのパートナーシップに基づく活動の課題として8頁に記述しました。</p> <p>なお、拠点の活動などを通して、パートナーシップによる特定の環境保全活動の成果が周知されると、寄附金なども獲得しやすくなるものと考えます。また、寄附金控除の仕組みを拡充することは23頁に記述しています。</p>	51

(2) 人材の不足等

意見概要	対応	番号
活動資金を負担する人材		
現在の経済社会に組み入れられていないものを民間団体やNPOが個人の負担で守っているという視点を明確に示して、これを支援することが自治体や企業の評価になることを方策に盛り込んでいただきたいと思います。 (4. 具体的施策の考え方(2)環境保全活動の推進に当たっての各主体の責務や役割 責任や役割(地方自治体)に再掲)	ご指摘のようなNPOの役割については、既に5頁に記述しています。 また、資金面で活動を支える人材の必要について課題として8頁に記述しました。	35
人材制度		
現在でも、国や市町村の環境関連の人材は多様化しているが、その活用が不十分でかつ位置付けが不明確なままである。	人材制度の課題について、8頁に記述しました。また、19頁に、既存の多種多様な人材の周知、活用、整理、評価等について追加しました。	15
「幅広い人材が求められる」より実態は「幅広い人材は多くいると思われるが、発掘並びに活用する施策や熱意が求められる」の方が現状認識と云いたい。	同上。20頁に、既存の多種多様な人材の周知、活用、整理、評価等について追加しました。	25
情報提供による人材の有効活用		
専門家の少ない現状を打開するためには、「全国交流」「地域交流」の場を構築していくことで「専門家を相互に補完」する必要がある。	人材活用の課題として9頁に記述しました。	28
行政組織における人材不足		
民間人は地域に定着するが、役人は定期的に異動する。また、時間が経過すれば“基本理念”さえすり返られてしまう。	行政組織における人材の課題として9頁に記述しました。 なお、ご意見の趣旨とは異なりますが、活動の拠点において民間の人材を活用すべきことを21頁に記述しました。	28
NPOスタッフの不足		
NPOの能力強化はNPOセクターが担っていけるよう、中間支援団体を支える仕組みを優先的に作る必要がある。 (4. 具体的施策の考え方(5)人材の育成能力の向上に再掲)	NPOにおける人材不足という課題として9頁に記述しました。 また、19頁に民間団体における能力養成の支援について追加しました。この民間団体に中間支援団体も含まれています。 また、拠点において中間支援団体が活躍し得ることを、20頁に追加して記述しました。	51
自主事業収益を伸ばすためには、NPOスタッフの企画能力の向上が必須である。 (4. 具体的施策の考え方(5)人材の育成能力の向上に再掲)	NPOにおける人材不足という課題として9頁に記述しました。 また、19頁を、ご意見を踏まえて修正しました。	51

(3) 情報の不足、偏在等

意見概要	対応	番号
行政組織の情報公開の不足		
公共政策に関する情報は全て公にし、政策の是非をオープンな議論で決定していく基盤として、情報公開のレベルを向上させる必要がある。 (4. 具体的施策の考え方 (6) 情報の提供、共有に再掲)	行政の有する情報の課題として9頁に記述しました。 また、既に20頁に、政策提言に資する環境情報の提供について述べています。なお、政策決定への国民の参画については、15頁に詳しい記述を追加しました。	51
環境省の情報政策はかなり充実していると思うが、環境保全活動の現場に研究機関の成果を積極的に活用する仕組みが必要である。 (4. 具体的施策の考え方 (6) 情報の提供、共有に再掲)	行政の有する情報の課題として9頁に記述しました。 また、19頁から21頁に、ご意見を踏まえて、記述を追加しました。	23
国や地方自治体が支援する立場であるということのみでは、納得できません。環境保全活動の中では、価値観の相違もみられることも多いので、まずは、国や地方自治体がおかれている状況等を情報開示し、活動する団体が共感できるようにすべきであると思います。	既に記述してありますが、ご意見を踏まえて、さらに頁、15頁に記述を追加しました。	47
情報の交流		
現在のバラバラな活動を束ねてより強力な組織活動を展開できるようにしようとする基本理念については賛成である。しかし、運用面では地方行政や国の方針を押し付けるような組織になり、対等なパートナーシップとはならず、民間団体の活動を阻害することのないように十分に配慮する必要がある。	情報に関する課題として10頁に記述しました。	15
情報のコーディネート		
行政主導の協議会は形骸化しやすく、地域の声を反映する双方向の情報交換システムは不十分な状況である。そこで、このような課題の解決のために、地域構成者(ステークホルダー)を結び付け、調整する「中間組織(NPO)」の必要性が高まっている。 (4. 具体的施策の考え方 (6) 情報の提供、共有に再掲)	情報のコーディネーターに関する課題として10頁に記載しました。 また、ご意見を踏まえ、20頁に記述を追加しました。	50

(4) 資金の不足、使い勝手の悪さ

意見概要	対応	番号
総論		
資金不足の問題認識を第1の課題に掲げてほしい	既に10頁で、活動制約の大きな要因の一つとして、資金不足を指摘しています。なお、課題を挙げる順番については、まず人がいることで活動が生まれ、次に情報があることで活動の意義や有効性について認識して方向性を決めることができ、最後に資金があることで活動が強化されるとの、事態の進行を追った順で、課題を挙げています。	41
NPO活動を支える財源		
健全なNPO運営のためにはもっと自主財源(会費、寄付、自主事業収益など)を充実させる必要がある。	NPO運営の望ましい有り方のひとつとして10頁に記述しました。	51

「NPO等民間団体の活性化」のためには、行政はNPOに対し直接的な支援を行うのではなく、民間（個人や企業）がNPOを直接支援できる環境を整えることを最優先にすべきである。	民間からの寄付について課題の形で10頁に記述しました。	51
NPOに対する助成のあり方		
事業の補助金も半額補助だと、残り半額をみつける事が大変。	事業費の全てを補助金で賄うことは、事業の自立性を損ない、補助金が打ち切られた後に事業の継続が保てない恐れがあることから避けるべきであると考えます。	32
税制措置		
税制措置についても、環境保全活動への寄付金については、たとえば、「政党への寄付金並の扱い」を多くの関係者が願っているといった具体的な例示が望ましいと考えます。	11頁に、ご意見を踏まえ、シーズが行ったアンケート結果について追加しています。	34

(5) 資源（人材・情報・資金）の散在

意見概要	対応	番号
総論		
特に重要と思われるのは、環境保全活動を支援する拠点を全国につくること。	既に20頁から21頁に、各都道府県、市町村レベルに拠点が必要と述べています。	6

4. 具体的施策の考え方

(1) 基本的考え方

意見概要	対応	番号
表現の明確化		
あげられている課題が誰にとっての課題なのか不明です。環境保全活動を行っている団体等の課題でもあり、国や地方自治体が、しなければならない課題なのか、それぞれの「主語」が明確でなく、誰が活性化するのかという点でわかりにくいと思います。	ご意見を踏まえ、特に課題について誰にとっての課題なのかが明確になる構成に変えました。	47
「地域環境力」は「地域環境の改善・再生を図るパワー」のことだと思いますので、「地域環境リネッサンス」など、一人歩きしても通じる言葉にしたいものです。	「地域環境力」とは、「地域総体として地域から環境問題を解決し、環境をよくしていく能力」という意味で使っており、地域環境の改善・再生を図る能力だけでなく、環境の保全などより広い意味を含むものであり、適切な表現と考えます。	1
活動例		
様々な環境保全活動の例が列挙されている中に「子どもたちが自然の恵みを日々体験できるよう、自然の中での自由な遊びを中心とした環境学習のフィールドを整備し、地域ぐるみで維持管理している例」「地域の学校、PTA、近隣住民、関係の自治体組織などが特定の組織を作り、特定のフィールドを継続的に環境学習の場として維持管理している例」入れていただくと嬉しいです。	活動の例示を増やすことは困難ですが、ご意見を踏まえて13頁の例示を追加するよう修正しました。	39

(2) 環境保全活動の推進に当たっての各主体の責務や役割

意見概要	対応	番号
基本的ルールの必要性		
環境保全活動の中には開発反対運動や、ある特定のイデオロギーを利する場合もあるので、活動を積極的に支援する場合は、ガイドライン的なものの整備を検討すべきである。	公平な支援策が必要であり、その運営も透明でないとならないと考え、既に22頁で記述しています。	16
環境保全活動が偏った活動に陥ることないように、環境省に対し、規制ではなく適正な指導を期待します。	本答申では規制的な内容はなく、ご意見のとおりあくまで誘導的な施策を提言しています。	30
責務や役割（総論）		
地方分権（地方主権という方が正確だろう）という大きな潮流の中において、国・自治体・国民（住民）・企業の担うべき役割と果たすべき責任について模糊としてわかりにくいので、表現にメリハリをつけるべきである。	本答申は、ボトムアップのアプローチを重視しました。なお、14頁から15頁にかけて、各主体の責務や役割についての記述を変更しました。	8
国レベル、都道府県レベル、市町村レベルの公共団体(行政)の連帯性をどのようにあり方を求めているのか不明。地方分権化への流れのなかでうまく機能するかどうか疑念をぬぐえない。	同上	25
「自発的な活動の促進」の担い手は、行政ではなくNPOであるべき。従って行政は自発的な活動の促進に関する施策を直接実施するのではなく、NPOの活性化を通してそれを実現する、というスタンスを示すべきである。	その趣旨で答申案全体が記述されていますが、具体的には20頁の拠点の働きなどの記述を更に趣旨が明確になるように修正しました。	51
民間の発想を支援する」ことはあっても『横取りするような政策』はとるべきでない。	25頁に記述したとおり、事業者等の民間の自主的活動を政策の一環として位置づけるための方策は別に検討します。	28
子どもの権利条約の精神を尊重し、子どもの参画を位置付けるべきである。	参画主体として住民、国民を挙げており、子どもはその中に当然含まれていますが、特に各所で学校教育や総合学習に言及しています。	33
責務や役割（NPO）		
市民団体の活動目的は他分野に渡る目的を有しており、単に環境保全の立場から枠組みを定めることは多くの市民団体の目的を縛ることになりかねません。市民団体の責務、役割等を規定するならば多くの目的を包含する市民活動に対するものとするべきではないでしょうか。	環境保全の活動が他分野の公益実現を併せて実現するべく行われている活動の一部となっていることもあることは、既に5頁や21頁において記述しています。	34
NGOが持つ行政や企業のチェック機能や、政策提言機能を認め、政策決定プロセスへの参画の機会・仕組みを保証することを明記すべきである。	既に5頁、20頁等に記述していますが、ご意見を踏まえ、さらに5頁に記述を追加しました。	46
NPOの基盤強化が必要。現状のNPOに対する認識やNPOのおかれている状況において、対等であることを要求するのは、NPOにとって大きな負担を強いることになりかねない。	NPOの資金不足、人材不足を軽減することは、本答申の狙いの一つです。	46

責務や役割（事業者）		
事業者の役割は環境にとって非常に重要な問題です。たとえば、環境管理システムには従業員の環境教育も含んでおり、また、環境情報の公開など社会とのパートナーシップ構築の面でも非常に重要と思います。答申案ではこの点に関する記述が少なく、やや薄められた感じがします。	本答申においては、住民、NPOなどの民間団体が行う自発的な環境保全活動に重点を置いています。しかし、ご指摘の通り、環境保全活動における事業者の役割は非常に重要であり、5頁に例示をしました。なお、事業者に絞ったより専門的な施策については、今後の検討が必要と考えます。	13
答申案はNGO・NPO等民間団体の役割の拡大と活動の支援という基調で貫かれているが、とりわけ国が誘導・支援して行くという事業（補助事業）として国の主体的政策・制度からの踏み込みが必要である。	本中間答申においては、主として住民、NPOなどの民間団体や事業者が行う自発的な環境保全活動に関し、その支援や人材の確保等について議論をまとめたものです。自発的な環境保全活動への資金的支援としては地球環境基金による支援の改善が必要と考えておりますが、政府が補助事業を通じ強力な誘導を行うことは、自発性を妨げる恐れもあり、本答申には盛りこんでいません。	8
現在の経済社会に組み入れられていないものを民間団体やNPOが個人の負担で守っているという視点を明確に示して、これを支援することが自治体や企業の評価になることを方策に盛り込んでいただきたいと考えます。 （4．具体的な考え方（2）環境保全活動の推進に当たっての各主体の責務や役割 責任や役割（地方自治体）に再掲）	ご指摘のようなNPOの役割については、既に5頁に記述しています。	35
責務や役割（地方自治体）		
地方公共団体の動向は地域環境力の強化のポイントであると考えますが、環境問題の取組が遅れているところが多い。「中間答申」(案)におきましてはこの点を強調し、地方公共団体を活性化するための具体策を盛り込んでいただきたいと思います。	地方公共団体の役割が重要であり、改善を要することは、7頁、8頁に新たに記述しました。	17
NPOに身近な存在である市町村などに裁量がある制度にすべきではないでしょうか。	本答申にある基本方針等で定めることは、自発性の尊重、透明性の確保といった最低限留意すべき原則と自由に取捨選択できる支援の客観的な要件などであり、各主体のあるべき姿や各地域で行うべき環境保全活動の具体的内容については画一的に決めることはなく地域の実情に合わせて運用すべきと考えます。	44
責務や役割（国）		
“各地域における自発的な環境保全活動”の推奨を強調する余り、国及び地方公共団体は、民間団体等の側面又は後方から支援するとして、環境基本法に定めるそれぞれの責務に変更があるかの印象を受けるが、国、地方公共団体、事業者、国民の責務はこれまでどおりとされたい。	環境基本法に規定する国、地方公共団体、事業者、国民の責務は、環境保全に関する最も根本的な責務であり、これまで通り各主体が果たしていくべきであると考えます。本答申は、主として民間団体や事業者が行う自発的な環境保全活動を対象としているため、一般的な責務の中でも、進んで活動することに重点を置いています。	14
各主体のあるべき姿とは、法律等で画一的に決められるべきものでなく、各地域の実情に応じて協働しながらおのずと形成されて行くものではないかと考える。	法律や基本方針等で定めることは、自発性の尊重、透明性の確保といった最低限留意すべき原則と自由に取捨選択できる支援の客観的な要件などであり、各主体のあるべき姿や各地域で行うべき環境保全活動の具体的内容については画一的に決めることはなく地域の実情に合わせて運用すべきと考えます。	38

行政は「パートナーシップの際には、対等な関係を重視して、側面・後方支援することが基本」とあるが、パートナーシップの担い手として、自らの役割を果たすべき。側面・後方支援のスタンスが必要なのは、NPO支援の施策の時である。	既に15頁に記述しています。	51
企業の事業活動や国の政策によって公害・環境汚染が発生し、市民の健康や生活に多大な影響を与えている現状を解決するための対策や救済方策の観点が含まれていない。	被害の救済等に係る施策は、本答申の範囲外ですが、引き続き適正に進められるべきものと考えます。	33
行政間の連携		
環境行政と教育行政との連携を強化し実行ある施策の展開が求められるとなっているが、「環境」という全ての行政領域に及ぶ課題に対峙するためには現状の「縦割り行政」を改革することがどうしても必要である。行政組織を横断した環境課題に対応できる組織体制の確立の視点が必要である。	行政組織の改革は、本答申の範囲外ですが、ご意見として承ります。	8
他省にも協力を得なければならないと解決できない場合もあるので、縦割りの弊害を除くという点を含んだ役割を明確にしてほしい。	政府の行う環境保全施策については、環境省が一義的な役割を担う仕組みとなりましたが、その具体化に係るご意見として承ります。	22
環境省がまとめ役になって、横断的に環境保全の考え方、進む方向、実践方法、環境保全予算のそれぞれを検討していただきたいと思います。	同上	43
環境保全活動は、環境省以外の省庁も取り組むべき内容でもありますので、環境保全活動法制定に当たっては省庁横断的な検討が必要ではないでしょうか。	同上	44
地方公共団体の間で取組がばらばらで交通整理が必要。その為の評議する処、横の連絡を指導する人々が必要。	ご意見を踏まえ、14頁から15頁に記述を追加しました。	32
タテ割を排除して環境保全施策・活動がスムーズとなる行政サイドの内的改革を行うとともに、省庁・部局・課係・職員にいたるまで連携できるシステムを執っていく必要があります。	同上	31
縦割り社会、の是正とともに、予算配分の偏在の是正を抜本的に行うべきです。	政府の行う環境保全施策については、環境省が一義的な役割を担う仕組みとなりましたが、その具体化に係るご意見として承ります。	40
人事制度		
行政担当を推進立上げのときの数年だけでなく、継続して地球を守る永続的なものとして、置いていただきたい。	同上	43
パートナーシップ		
活動を担う主体を考えると、NPO、市民団体、事業者等々の先にある普通の市民がつくる地域社会の現実を見据えることが大切である。伝統的な地域社会は牢固な面も残しているので、地域社会との協働を考える場合、動機付けと課題のわかりやすさが求められる。	地域の住民が参加しやすい活動などにつき、既に17頁の(裾野の拡大)において記述しています。	24

自発的な活動を行おうとする人たちは、自己主張の強い方が多いので、画一の規格・方式に当てはめ、無理に提携、合同を進めることはかって阻害要因になります。	ご意見を踏まえ、23頁に記述を追加しました。	17
各地域において環境保全の萌芽が芽生え始めたばかりであり、その成果も見届けないまま一体化するのは時期尚早の感が否めません。各主体の成長を見守り自己評価と協働の機運を醸成することが先決課題と考えます。	本答申案では地域で行われる環境保全活動の進展具合や活動の性質に応じて多様な支援メニューを用意したものであり、どの支援を受けるかは支援を受けたい主体が自由に選べる仕組みを考えており、一つの活動の型を押しつけるものではありません。例えば、環境保全活動の萌芽が芽生えだした段階では、地域環境保全活動センターによる助言・相談や情報提供などの支援を受け、活動が軌道に乗り一定の効果が現れるようになったら、地球環境基金による活動助成を申請し、さらに活動が広がり協働の機運が醸成され、関係する他の主体とパートナーシップのための組織を構築して活動を進めるようになったら環境創造リーグの認定を受け組織運営の支援を受けるといったように進展具合に応じた支援の選び方も可能です。	20
NPOのネットワーキングは、多くの場合NPOの自発的な多様性と広がり損ね、腐敗や官的支配を増加させるだけの結果になっているので、行うべきでない。	本答申では、NPOの活動が国民の目の下で、自発的に向上発展することを期待しています。そうした中でNPO相互の連携の内容も高まっていくものと期待します。	45
パートナーシップは必要性に基づくものであるため既存の仕組みの成果や課題を十分に踏まえて、実施すべきである	パートナーシップの下での活動へと意図的に誘導するものでないことが明確になるよう、23頁に記述を追加しました。	46
パートナーシップに基づく活動の効果性を評価しているが、環境保全活動には、「一人でできる」「二人でできる」「大勢でできる」レベルがあるので、個人を大切に組織化を進めるやり方が住民に理解され易い	個人レベルの動機づけについては、既に17頁に記述しています。	28

(3) 環境保全活動を進める上での基本的な仕組み

意見概要	対応	番号
基本方針		
環境保全活動にあたっての各主体がなすべきことを定めた基本方針については、国や各自治体の環境基本計画に明確に定められており、新たに定める必要はないものとする。	環境保全活動への意欲があっても、参加の実態がないなど、課題がありますので、今まで以上の取組が必要と考えます。	38
その他		
地方自治体の「NPO法人一辺倒」でも民間団体の活性化にあまり期待できない。NGOも育てるべきである。	本中間答申においては、非法人のものを含めたNPOなどの民間団体が行う自発的な環境保全活動に関し、その支援や人材の確保等が必要と考え、検討したものをまとめたものです。なお、NGOの定義については、必ずしも明確なものでないことから、本答申では固有名詞以外は広くNPOと表記しています。	28
力を持ったNPOが行政に望んでいることは、支援やパートナーシップではなく、政策決定プロセスへの参画のシステムである。	政策決定へのNPO参画については、既に5頁や12頁、16頁で記述していますが、ご意見を踏まえ、15頁においても記述を追加しました。なお、政策決定へのNPOの参画についての専門的なあり方については、今後の検討課題と認識しています。	51

運営ルール等		
活動の基本原則や活動ルールは誰が決めるのか明記されていない。	環境保全活動の推進に関する施策の基本方針は、国が策定するのが望ましいと思われるので、策定主体が国である旨、明らかになるよう修正しました。また、特にパートナーシップによる活動を進めるための具体的な事項は、関係者が参加した「評議会」が作成するとの整理も明確にしました。	23
組織構造が不明確であり、母体がハッキリしない。地域の活動を横断できる母体が必要であろう。	評議会の組織構造等については、今後、幅広く意見を聞きながら検討してまいります。	23
環境NPOは、評議会に自らの代表を送り出すべきだが、現状では中心的なネットワーク組織がなく、NPOの代表を選任するには時間がかかると思われる。かといって環境省が任命しても真の環境NPO代表とはなりえないため、第一段階としてNPO自らが代表を送り出せる仕組み作りを、側面支援が必要であると思われる。その側面支援は、環境パートナーシップオフィスが担うのがふさわしい。	同上	51
評議会の機能		
(合意文書の作成)		
国民的合意文書には、行政とNPOの関係及びパートナーシップに関するガイドラインを盛り込むことが重要である。ただし、だれがどのようなプロセスでそれを作るべきか、時間をかけ慎重に検討する必要がある。	同上	51
全国評議会はJCSDとどう異なるのかわからない。国民的合意文書の策定は、環境NPO代表と環境省でまず行うのが現実的ではないだろうか。	JCS Dは、アジェンダ21の実現に寄与するための組織で、評議会より広い任務のものと考えますが、その他のことは、上記を参照下さい。	51
(意見集約機能)		
国民から地球環境保全に対するアイデアを募集すれば、いろいろアイデアはでてくると思うのです。その中で国民が投票で選んだ物いくつかを実現し、そこに国民の参加を呼びかけ、国の税を使うと言う方法も考えられます。	運用に係るご意見として承ります。なお、所得税からの寄付金控除制度は、ご趣旨のような発想に基づく税制ですので、ご活用下さい。	7
(意見調整機能)		
基本方針を作る必要はあると思いますが、現行の様々な環境関連法や地方自治体の条例等と整合性があることが、重要だと思います。	そのとおりと考えますが、運用に係るご意見として承ります。	47
評議会の必要性は認めますが、位置づけ、対立する環境保全活動や行政等の方針との調整等の権限や責任についてどのように考えるか検討が必要だと思います。	同上	47
全国評議会という手法をとるのであれば、役割を整理し、環境パートナーシップオフィスの機能の評価・再構築と合わせて、検討することが必要ではないか。	環境パートナーシップオフィスは環境保全活動の拠点のうち、全国を対象とするものであり、全国評議会とは大きく異なると思います。	46
基本原則を徹底的に論議することが重要で、具体的な部分は「活動などの経験をもとに評議会等で明示を図る」考え方の提示が現実的と思う。	ご意見のとおり、自発的な環境保全活動に参画する者が評議会において議論を行い、パートナーシップによる活動のあり方に係る合意文書を作成していくこととしています。	24

行政主導の協議会は形骸化しやすく、地域の声を反映する双方向の情報交換システムは不十分な状況である。そこで、このような課題の解決のために、地域構成者（ステークホルダー）を結び付け、調整する「中間組織（NPO）」の必要性が高まっている。	ご意見を踏まえ、20頁に記述を追加しました。	50
（チェック機能）		
環境保全活動の活性化状況を定期的にチェック・アンド・レビューし、特定の活動団体が制度や仕組みを悪用することや、他の健全な活動を阻害することのないように十分留意すべきである。	成果を施策に反映していくことは重要と考え、既に22頁等で記述しています。さらに、ご意見を踏まえ、8頁や18頁に記述を追加しました。	42
（施策への反映）		
行政効果を高めるうえでの評議会の仕組みは有効であると思う。市町村の基礎自治体では、旧来の環境審議会は十分機能していないので、環境審議会の機能を充実させるために評議会の考え方は有効と思う。ただし、双方の関係の整理は必要。	その通りと考えますが、審議会との関係の整理については、運用に係わるご意見として承ります。	24
評議会で決めた方針が政策に反映されるよう、政党の参加も考えるべきである。	本答申は、行政府の担当する範囲の政策の改善を目指しています。	18
活動の方向性、活動目標の設定、予算措置、事業評価など、実態を把握した評議会の設立と実りある活動を期待します。	運用に関わるご意見として承ります。	20
地方評議会		
各県においてNGOも入れたいいろいろな協議会が設置されており、ことさらに新たな協議会を設置する必要はないと思う。	既存の協議会の機能を拡張し、評議会として運用することも可能と考えます。	38
答申に地方評議会を明記することで、また実質の伴わない枠組み先行のパートナーシップ組織が行政主導で設置されることを危惧する。ここであえて明示せずとも、全国評議会のアウトプットの成果を踏まえ、各地域が必要に応じて自発的に立ち上げるのを待つ方が良いと考える。	既に16頁にあるように、全国レベルの評議会は必要であると考えていますが、地方レベルの評議会については、自発的な環境保全活動が活発に行われている地域から順次、必要に応じて評議会が設置されていくものと考えています。	51
地方評議会に関しては、全国評議会の「国民的合意文書」で、役割や必要性が認められ、地域の実情に応じて必要であれば設置できる、とした方が自然ではないか。	同上	46
国レベルの評議会は「設け」で、地方レベルの評議会は「設けられることが望まれる」になっているが、この差は何か。	同上	23
その他		
「パートナーシップによる取り組みの促進」は、ボトムアップの具体的なニーズのないところに、枠組みを先行させるような施策（地方評議会や創造リーグなど）は盛り込むべきでない。これも自立したNPOの成長を待つ必要がある。 （4．具体的施策の考え方（9）パートナーシップによる環境保全活動を促進するための措置 環境保全活動のための協定（環境創造リーグ） 組織の形骸化の危惧に再掲）	パートナーシップの下での活動へと意図的に誘導するものでないことが明確になるよう、23頁に記述を追加しました。	51

(4) 環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進

意見概要	対応	番号
総論		
環境教育・環境学習は、知識を養うこともさることながら、生き方として環境保全を大切なこととして努力している人々の存在を広く社会に紹介し、そのこと自体によって社会にプラスの影響を与えるという重要な役割があることも明記すべきである。	既に16頁に、知識・理解を深めることに加え、具体的な行動や実践活動につなげていくことが必要であると述べています。	16
人材育成のための環境教育		
「人材の確保」の問題は、「みらいの人材の確保」、つまり「小学生からの環境教育」に視点を移す方が、早道になると思います。 (4. 具体的施策の考え方(5)人材の育成 育成方策に再掲)	既に17頁に、家庭教育、学校教育の重要性について述べており、小学生からの教育も含まれると考えます。	1
一握りの優秀な方をふやすより、一般の方々が環境にめざめてこそ日本中隅々までよくなると思います。	既に16頁に、国民一人一人が環境保全の重要性に関する知識・理解を深めることに加え、それを持続可能な社会の実現を目指す具体的な行動や実践活動につなげていくことが必要であると述べています。	32
人材育成(担う側)		
環境カウンセラーに環境教育カリキュラムを研修させ、各地方自治体に推薦すれば、各地域に適合した環境教育の推進に貢献でき、今後の環境教育に実りある成果を期待できると思考するものであります。 (4. 具体的施策の考え方(5)人材の育成 カウンセラーの再評価・改善に再掲)	18頁に、既存の人材が円滑に活用、登用されるようにすることを追加しました。	20
人の育成、環境教育、参加しやすいプログラムの開発などは本来NPOが担うべき。行政はそのような分野の予算をNPOに配分することで後方支援を行うことが重要。	既に18頁に、民間団体によって行われる人材育成の支援について述べています。また、ご意見を踏まえ、19頁に記述を追加しました。	51
場や機会の確保		
環境団体が無料で受けられる講習会などを定期的に開催していただきたいと思います。	既に19頁に、民間団体対象の地球市民大学事業の拡充について述べています。無料にするのは予算に限りがあり、難しいと考えます。	35
環境保全活動の最も大きな動機の一つになる、自然環境への愛着を子ども時代の原体験を通して持つことができません。そのため、自然と触れあう場を用意することは必要不可欠と思われます。	既に17頁に、環境教育の場の提供拡大が必要としており、自然と触れ合う場も含まれていると考えています。なお、体験を重視すべきことに関しては、16頁に記述を追加しました。	39
教育行政との連携		
各先生が環境教育に取り組みたいと思っ ても、教育委員会が動かないと各学校が本腰を入れられないようですので、環境省からの文部科学省への強い働きかけをすべきだと思われます。また、地域のNPOで活動している方々を学校の教育に活かしていただくことも、環境保全活動の充実に必要ですが、学校側の財政的支援があればすぐに効果が出ることと思います。	既に17頁に、環境行政と教育行政との連携、民間団体の力の発揮について述べています。また、ご意見を踏まえ、17頁に、担当者レベルでの連携についての記述を追加しました。	10
小学校の総合的な学習においてのNPOや地域団体の参加しやすい施策を望みます	同上	35
教育委員会、学校当局への働きかけを強め、教育全般の中で環境に配慮した教育が行われるような配慮をお願いします。	同上	17

環境教育プログラムが充実しても、学校教育の現場に普及できない。教育委員会に対するある種の義務の付加など、教育行政の改革をうたうべきである。	同上	18
施策の整理		
現在様々な形で行われている環境教育を整理整頓して、「環境保全教育」として体系化の上、新法の核の一つに位置付けるべきであろう。	今回の答申は、「環境保全活動の活性化方策について」の諮問を受け、主に住民、NPOなどの民間団体や事業者が行う自発的な環境保全活動の活性化等のうち、共通的な方策についての議論をまとめたものであり、環境教育、環境学習に的を絞ったものではありません。この点については、平成11年の本審議会の答申がありますので、ご参照下さい。本審議会としては、引き続き、環境教育等の充実強化について検討します。	14
平成9年度に設置された「総合環境学習ゾーン事業」の評価や見直しをおこなうことで、当該事業を実質的で継続的な運用に発展させていくことが必要ではないか。	総合環境学習ゾーンの考え方は優れたものであるので、その考えを継続させていく趣旨で、既に、17頁で記述をしています。	33
その他		
教育課程について、地球環境に対するシミュレーションゲームの様な物を開発し総合教育の時間等に使うといいと思います。	今後の具体的な施策の実施に当たって、参考とさせていただきます。	7

(5) 人材の育成

意見概要	対応	番号
裾野の拡大		
退職者の持つ専門知識を次世代に伝授する場として一定の実績を有する団体に支援・助成する制度が必要である。	既に17頁に、退職者の活用施策の検討の必要性について述べていますが、具体的なことについては、運用に係る意見として承ります。	28
社会階層に応じた参加の仕組み		
「環境保全は...社会階層に応じて最もふさわしい形態があると考えられる」以降に、「地域住民にとっては、緑地、または子どもたちの遊びを含めた環境学習の場など、地域の特定のフィールドの維持管理など」と入れて欲しい。	環境保全活動の例示を更に数多くすることは紙幅の関係で困難です。なお、ご意見のことは既に13頁及び17頁に記述しています。	39
各種人材制度の把握、整理		
環境分野における人材制度は乱立状態であり、抜本的改革が必要です。新たな人材制度を作る前に、既存の人材制度の総括、評価を行なうことは必須ではないでしょうか。	18頁に、既存の多種多様な人材の周知、活用、整理、評価等について追加しました。	36
人材制度については、整理・公表にとどまらず、その成果を検証・評価し、活性化にまでつなげることが必要	同上	51
カウンセラーの再評価・改善		
人材の経験・認識・知識などに裏付けられた実務能力を信頼するとの姿勢を基本理念として示していただきたい。	17頁に、ご意見を踏まえて追加しました。	14
「環境カウンセラー」等の制度がどれだけ機能しているか調査・検討する必要がある。	18頁に、ご意見を踏まえて追加しました。	18

環境カウンセラーの活動寄与を期待してほしいと思います。	18頁に、環境カウンセラーの改善の方向について追加しました。	9
「環境学習指導員」には環境カウンセラーに人材が豊かにありますので、ご活用下さい。	同上	10
環境カウンセラー制度を見直し、PR、研修の義務付けとともに、環境カウンセラーから各方面への人材登用に道を開かれることを期待いたします。	同上	20
環境カウンセラーの部門を事業者・市民ではなく、専門性（「自然環境保全」「生活環境保全」「省エネ・省資源」等）による登録に変更するべきものとする。	同上	14
環境カウンセラーの研修を充実させ、ネットワーク活動、パートナーシップづくり等、協働・協調の手法研修や事例研究に主体を置いたものにして欲しい。	同上	14
環境カウンセラーに環境教育カリキュラムを研修修了させ、各地方自治体に推薦すれば、各地域に適合した環境教育の推進に貢献でき、今後の環境教育に実りある成果を期待できると思考するものであります。 （4．具体的施策の考え（4）環境保全活動活性化のための環境教育・環境学習の推進 人材育成（担う側）に再掲）	同上	20
環境カウンセラー制度の法的な立場を明確にし、新法施行の実戦力として機能するよう図るべきである。	25頁で述べていますように、本答申の実行を図るに際して、法的に措置することが望ましい事項かどうかを含めて、今後、検討していきます。	14
コーディネーター能力を有する人材		
環境カウンセラーを再評価し、重要視して、何らかの能力付加を考慮して環境保全活動推進員として、各活動拠点における新たな活動に効果的に役立つ様に考えてほしいと思います。	18頁にある委嘱される人材の候補として、環境カウンセラーのうち、コーディネーターとして実績のある方も含まれると考えます。 既に18頁に、国レベルの環境保全活動の拠点等において活用する仕組みを検討することが必要としています。	9
新たに環境保全活動推進員制度を設けるのではなく、環境保全活動法においても環境カウンセラー制度などを活用すべきである。	本答申では、全く新たな資格制度を設けるべきとの判断はいたしておりません。	15
民間団体等における人材育成の実例を調査し、そこで育成されたコーディネーター等を認定する仕組みが、当該人材の確保には有効であろうと考える。	18頁の委嘱される人材の候補として、民間団体により育成されたコーディネーターも含まれると考えます。なお、コーディネーター能力のある人材を民間から雇用することについて、19頁に記述を追加しました。	14
既に類似の推進員がたくさん設けられているが重複するところが多く、必ずしも効果が上がっているといえないのに、一律にさらに新しい推進員を設ける意義は少ない。	18頁で、既存の個別分野毎の人材制度の充実、活用が原則である旨を記述しました。一方でパートナーシップを築く上で特に求められているコーディネーター能力を有する人材は必要と考えます。	38

<p>「環境活動推進員」(仮称)を委嘱し、活用する仕組みを検討する、とありますが、具体的に委嘱する業務の明示が無く、また、関係先での認知が無ければ、現在の環境カウンセラー同様十分に活用されないことが懸念されます。委嘱する業務内容と範囲、さらに関係先への周知と活用方法を徹底することを盛り込んでいただきたい。</p>	<p>18頁で、ご意見を踏まえて、期待される業務を記述しました。</p>	<p>17</p>
<p>「環境保全活動推進員(仮称)」の委嘱を有償で行うことが絶対必要だと考えます。待遇面で改善されれば、多くの人材を確保することができると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、19頁で、全国的拠点における国による先導的な雇用などの記述を追加しました。</p>	<p>40</p>
<p>環境保全活動推進員については、名誉職ではなく活動できる人に委嘱できるしくみが必要である。</p>	<p>既に18頁で一定のレベルを有する人材、つまり活動できる人を委嘱することとしています。さらに、期待される役割についての記述も追加しました。</p>	<p>22</p>
<p>環境カウンセラーと新たに定めようとする「環境保全活動推進員」との関係や役割分担や整合性が不明確である。「環境保全活動推進員」が、民生委員のように歩き回るだけでは成果はおぼつかない。</p>	<p>個別の分野についての専門家であり、専門的な立場から助言を行ったり、普及啓発を行う人材だけでなく、多様な団体間、活動間のコーディネート等を行う人材が必要と考えており、そのような能力を持つ人材の委嘱を考えています。その旨、明確になるよう18頁に記述を追加しました。</p>	<p>23</p>
<p>コーディネーターを必要とする現場(活動拠点など)で有能な人材を雇用できるよう、環境を整えることが重要である。</p>	<p>19頁に、ご意見を踏まえて、コーディネーターを全国的拠点において先導的に雇用することについて追加しました。</p>	<p>51</p>
<p>(人材制度の提案)</p>		
<p>企業、民間団体等が、その人材の能力、専門性を判断できる指標となるような、国家資格に相応するような資格制度を制定する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえて、19頁に能力証明の共通的制度や人材育成の仕組みの品質保証、相互認証等の措置を、今後検討していく必要がある旨の記述を追加しました。</p>	<p>36</p>
<p>町内会等の地域組織内や企業・地方公共団体等の組織内に、環境保全活動を推進する人材の設置を義務付け、「環境保全推進員」がその育成にあたる制度が望ましい。</p>	<p>運用面でのご意見として承ります。</p>	<p>14</p>
<p>学生が目指せる資格制度を創設することによって裾野を広げることは極めて重要であると思っています。そのためには現在のカウンセラー制度を見直し「ジュニアカウンセラー」制度を創設すべきと思います。</p>	<p>同上</p>	<p>29</p>
<p>すでに地域で活動している人達で環境カウンセラーのような専門知識を持たない人達の資格制度創設を提案します。</p>	<p>既に、地域で活動してきて一定の実績がある人については環境カウンセラーの市民部門に登録を行っています。</p>	<p>29</p>
<p>目標等</p>		
<p>人材の数値目標について、一過性のイベントを打てば参加人数は多くなるが、それで真に地域に定着した活動となるかといえば、疑問である。</p>	<p>運用に係るご意見として承ります。</p>	<p>38</p>

明確な目的のもとに、一定規模の人数を、継続的に養成し、その後も職業的に就業できるなど、大規模な育成システムをつくる必要があります。	既に18頁から19頁に、明確な目標、職業としての従事について述べています。	31
能力の向上		
抽象的、一般的な人材育成では意味がない。人材は基本的に必要なところがその目的に沿って養成すべきです。	その通りと考えますが、他方、専門的な人材育成制度が互いの連携のないまま設けられることには弊害もあります。運用に係わるご意見として承ります。	31
人の育成、環境教育、参加しやすいプログラムの開発などは本来NPOが担うべき。行政はそのような分野の予算をNPOに配分することで後方支援を行うことが重要。	19頁に民間団体における能力養成の支援について追加しました。	51
少数の学究的な方々は必要ですが、それ以外にも、専門外でも指導者にふさわしい人に環境の知識を与えて指導者として欲しい。	既に19頁で、専門外の人材の能力向上についても述べています。	32
NPOスタッフの育成		
NPOの能力強化はNPOセクターが担っていけるよう、中間支援団体を支える仕組みを優先的に作る必要がある	19頁に民間団体における能力養成の支援について追加しました。この民間団体に中間支援団体も含まれています。また、拠点において中間支援団体が活躍し得ることを、20頁に追加して記述しました。	51
自主事業収益を伸ばすためには、NPOスタッフの企画能力の向上が必須である	19頁を、ご意見を踏まえて修正しました。	51
人材の交流・インターンシップ		
人材育成に実地研修は不可欠。	19頁を、ご意見を踏まえて修正しました。	14
国はNPOよりもまず行政職員が市民活動やNPO、パートナーシップ等に関する認識を高める研修を実施する必要がある	既に19頁で、行政職員がNPO活動に参加する機会の設置や環境研修センターでの民間団体との交流を通じた研修等について述べています。	51
住民や市民団体は行政の仕組みに大変疎く、持っている情報にも偏りがあるので、公務員や団体職員のNPO等への参画機会の拡大が重要である。	同上	24
企業人の奨学生制度の拡充を期待したい。環境保全活動への参加の少ない30代から50代の企業人は、NPO等民間団体の運営にとってもメリットが大きいと思います。	既に19頁で、企業の職員がNPO活動に参加する機会の設置について述べています。	40
その他		
退職者等の活用やインターンシップ、多様な階層・世代の参加を促す制度などは、税金を使って国がすべき分野ではない。	民間団体による人材育成も行われているが、量的にも質的にも不十分な点もあり、民間団体と協力しながら、行政も人材育成について一定の役割を果たすべきと考えます。	51

(6) 情報の提供、共有

意見概要	対応	番号
総論		
公共政策に関する情報は全て公にし、政策の是非をオープンな議論で決定していく基盤として、情報公開のレベルを向上させる必要がある。	既に20頁に、政策提言に資する環境情報の提供について述べています。なお、政策決定への国民の参画については、15頁に詳しい記述を追加しました。	51
ネットワークの構築		
行政関連の情報に加えて民間団体情報を充実させてネットワークを強化する必要がある。	19頁に、ご意見を踏まえて、記述を追加しました。	15
東京に集中する膨大な情報を整理し、地方の弱小組織でも共有できるものにする有効なシステムを作ることです。そのためには、地域による情報ネットワークと課題ごとのネットワークの双方を機能させ、これを管理・制御するシステムが必要です。	既に20頁に、地方における情報提供施設等との連携について述べています。	31
情報の内容		
環境保全活動の目標、指針あるいはビジョンの提示および対策などをマスコミや広報などを通じて情報活動を展開すべきであります。	19頁から20頁に、ご意見を踏まえて、記述を追加しました。	20
環境省の情報政策はかなり充実していると思うが、環境保全活動の現場に研究機関の成果を積極的に活用する仕組みが必要である。	19頁から21頁に、ご意見を踏まえて、記述を追加しました。	23
NPOのために会議室を格安で開放してくれる企業・学校情報なども取りまとめてください。	同上	35
マスコミ活用		
国民全員の意識の高まりは重要としているが、もっと効果的で手取り早い方策としてマスコミを利用することを答申案に盛り込むべきです。	19頁から20頁に、ご意見を踏まえて、記述を追加しました。	3
地球環境保全のための、テレビ広告等をしてもいいと思います。	同上	7
その他		
生活する市民が環境を常にモニタリングしデータを集積できる「簡易な環境モニタリングシステム」を構築し地元市民に公開することは有効な方策と考えます。	運用に係わるご意見として承ります。	26

(7) 環境保全活動を支援するための拠点

意見概要	対応	番号
拠点の拡充		
特に重要と思われるのは、環境保全活動を支援する拠点を全国につくること。	既に20頁から21頁に、各都道府県、市町村レベルに拠点が必要と述べています。	6
地方における支援拠点を人口30~50万人位をメドに1拠点を設け、地域における各主体の協働による地域型の環境保全活動が遂行できる体制づくりを構築して行く必要があるものと考えます。	同上	9

市町村レベルでの活動拠点が「地域環境力」を高めるために重要である。	同上	22
生涯学習、総合学習をすべて含む、お年寄りから子供までの地域の総合環境拠点の設置場所の例として廃校利用を提案。	21頁に、ご意見を踏まえて廃校の活用について追加しました。	21
各地域によって実情が違いうので、各地域でもっとも効果的な拠点のあり方を選択すればよい。	21頁に、ご意見を踏まえて地域の実情に合わせた拠点について追加しました。	38
既存拠点の活用		
地球環境パートナーシッププラザ等既存の拠点も含め、機能の充実を図り、活性化を図らないと、活用されない拠点作りに終わってしまう。	既に20頁で、既存拠点について述べています。	15
現在ある拠点（公設公営・公設民営・民設民営）の見直し・拡充・新設が必要である。	同上	50
地方環境対策調査官事務所の設立は地域環境保全活動における要として歓迎すべきものでありました。今後情報交換、活動交流、協働へと発展するために地域環境保全活動センターの存在が不可欠であり、また、地方環境対策調査官事務所の果たす役割に期待します。	既に21頁で、地方環境対策調査官事務所について述べています。	20
拠点の機能		
団体の情報交換、相互理解、活動支援の場があればよいと思います。	既に20頁で、ご意見にある機能を持つ拠点の必要性について述べています。	17
環境NPOのための場所の提供支援などを進めて頂きたいと思います。	同上	35
市民からの相談に対し、サポートする拠点が何らかの形であることが望ましいと思います。また、環境省関連の施設においても窓口を設けられるよう、整備を強く求めたいと思います。	同上	40
情報化の時代を補完する、団体や個人の交流機会を意識的に拡大する施策が必要でないか。	同上	23
「活動計画、成果を活動団体に代わって公表し」という文を、「活動計画、成果を活動団体と共に公表し」とする方が私たちにはぴったりくるのですが、いかがでしょうか。	21頁を、ご意見を踏まえて修正しました。	39
拠点運営		
拠点到期待されている機能は、数年で異動がある行政職員が担うのは不可能。きちんと専門職員を民間から雇用する必要がある。	21頁に、ご意見を踏まえて専門的職員について追加しました。	51

<p>拠点の項に、「パートナーシップの基本的な考えの浸透」「運営に民間団体が参画したり、運営そのものの民間団体への委託を進めるべきである」とあるが、そのための具体的な方法までは言及されていない。</p>	<p>21頁に、ご意見を踏まえてNPO等の民間団体の運営への参画、運営委託、民設民営について追加しました。</p>	50
<p>拠点設置については、法的な必要条件（例えば、組織面、活動分野面での規制や、構成人材の規制、できればNPO法人化など）を充分整備して発足させる必要があるものと考えます。</p>	<p>拠点のあり方については20頁から21頁に詳述していますが、そのあり方を全国画一的に定めるのは、ボトムアップの考え方から見てふさわしくないと考えます。</p>	9
<p>拠点施設は行政が作らねばならないというのではなく、NPOが行っている民設民営の拠点を行政が支援する（場所の無償貸与や人件費の補助など）という方法もある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、21頁にて、民設民営拠点への行政の支援も追加しました。</p>	51
その他		
<p>「ソフト」事業の予算措置が極めて貧弱と言えます。土木整備などの「ハード」は手厚く「ソフト」は安く という構造を変えることが必要です</p>	<p>21頁で、拠点整備については、必ずしも新たな施設（ハード）を新設する必要はなく、既存施設の活用を積極的に図ると述べています。土木事業などのハード事業、ソフト事業の予算措置の構造については、本答申の範囲外ですが、ご意見として承ります。</p>	31
<p>拠点が地域に活用され、地域の自発性を高める働きをするために重要なのが拠点評価システムの構築である。通常行なわれる数値的な評価だけでは、拠点の質ははかりえない。目的が社会ニーズに合っているか、目的と事業内容がリンクしているかなど、ソフト面についての評価基準が必要である。</p>	<p>人材や活動のパフォーマンスを次の取組に反映させていくべきことについては、8頁や18頁に記述を追加しました。また、行政機関についても、15頁に記述を追加しました。</p>	50

(8) 環境保全活動を支える資金の確保等

意見概要	対応	番号
総論		
<p>資金確保について具体策を新提案して欲しい</p>	<p>21頁から23頁にかけて、ご意見を踏まえて、より具体的になるよう修正しました。</p>	41
<p>NPO等の活動を、助成金や補助金で、確実に支援することは必要。地球環境基金の拡充はもとより、地域環境基金の活用、税制優遇、環境税の活用等、多面的な方策の検討が望まれる。</p>	<p>既に22頁で、地球環境基金及び税制優遇の拡充を図る必要があると述べています。環境税については、本答申の範囲外ですが、ご意見として承ります。</p>	46
NPOの財源		
<p>健全なNPO運営のためにはもっと自主財源（会費、寄付、自主事業収益など）を充実させる必要がある。</p>	<p>21頁に、ご意見を踏まえて、記述を追加しました。</p>	51
<p>環境保全活動資金の最低必要額は安定して援助していただけるシステムをつくっていただきたいと思えます。</p>	<p>民間団体の行う環境保全活動資金の最低必要額を安定的に援助することは、民間団体の自立性を著しく妨げるため、活動を維持するための最低限の資金は自主財源（会費、寄付、自主事業の収益等）により賄うべきであると考えます。なお、より困難の多い、パートナーシップによる活動の立ち上げ段階に限った人件費等の支援が考えられることを22頁に追加して記述しました。</p>	43

自治体や企業が環境保全活動において、NPO等にかかわる多彩な人材を積極的に使うことで民間団体、NPOへの資金援助にもなり、実績や具体的評価を得ることとなりますし企業・自治体のNPO活用実績にもなりますので環境保全活動の活性化方策にも盛り込んでいただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、特にコーディネート能力のある方の雇用についての記述を19頁で充実させました。	35
負担の原則		
環境保全活動における自主性の尊重は当然ですが、費用負担は行政、企業、市民がそれぞれの立場で負担していく必要がある旨を明示してほしいと思います。そのような社会づくりを目指して、新たな法律や現行法の改正を行うべきです。	その通りと考えますが、法制度化は今後の検討課題です。	40
環境保全の大前提として「時代が変化し、今からは環境保全にはお金がかかる！これを国民皆が負担していかなければ、日本、ひいては地球全体が破滅する！」と明記して欲しい。	同上	21
現在の経済社会に組み入れられていないものを民間団体やNPOが個人の負担で守っているという視点を明確に示して、これを支援することが自治体や企業の評価になることを方策に盛り込んでいただきたいと思います。	NPOの果たしている不可欠の重要な役割について、5頁において記述を充実しました。	35
・税金の1パーセントを、国民が希望すれば自分の選んだ地球環境保全NPOに導入することを選択できるようにすることです。 ・国民が寄付する地球環境保全活動について、国民が寄付した額と同じ額の寄付を国民の希望する環境保全活動に寄付すると言う物です。	今後の検討課題に係るご意見として承ります。なお、NPOへの寄附額を所得から控除する税制は、ご意見のような発想に沿うものですので、ご活用下さい。	7
助成金（地球環境基金）		
地球環境基金は、適正な運用に配慮しながらも、個別の課題とニーズに対応できるよう機動的な組織づくりと運用体制をつくるべきだと考えます。もちろん、NPO等民間団体の参画が不可欠であると考えます。	既に22頁に、運用の改善、民間団体も参画した第三者機関等について述べています。	40
活動成果は誰が評価し、その評価基準は誰が設定するのが明記されていない。	既に22頁に、民間団体の代表の参加も得た第三者機関が審査基準の作成と評価を行うと述べています。	23
助成金運営担当の部署には、NPOの強化、環境活動の活性化に詳しい専門職員（プログラム・オフィサー）を配置し、効果的な助成金運営ができる体制を整える必要がある。	運用に係るご意見として承ります。	51
助成金（民間）		
民間の助成制度には企業を前面に出したがる支援・助成団体があり、「不偏的」とは言えない。支援・助成のルールを再度点検する時期であろう。	民間が行う助成制度については、自発性を尊重すべきであり、不正行為がない限り、行政が関与すべきでないと考えます。なお、地球環境基金についての使い勝手の改善については、既に22頁に記述しています。	28

税制措置		
特に重要と思われるのは、環境保全団体への寄附に対する実質的な税制面での優遇措置を確立すること。	既に22頁から23頁で述べています。	6
寄付金に対する優遇措置の拡充は実現させたい。	同上	22
その他		
環境カウンセラー協（議）会に対する資金支援の制度を確立しその活動を活性化させることにより、環境保全活動の底辺までの活性化が図れると考えます。	環境カウンセラー協（議）会を含む民間団体が効果的な環境保全活動を行った場合は地球環境基金による事業費助成を受けられます。23頁で、環境カウンセラー協（議）会を含む民間団体が環境創造リーグの事務局を担った場合の運営支援について述べています。	19

(9) パートナースHIPによる環境保全活動を促進するための措置 環境保全活動のための協定（環境創造リーグ）

意見概要	対応	番号
総論		
中央にある情報だけでスタンダードを作るのではなく、それぞれの背景を背負った地域住民の感情のヒダを読み取ってくれる組織体が必要。	23頁に、ご意見を踏まえて、地域の実情に応じた効果的な活動について記述を追加しました。また、既に記述しています拠点が、全国各地に置かれるべきとの考え方も、ご意見に沿ったものと考えます。	37
保全活動の基盤は、生活し、ビジネスや商売や農林水産を業としている個人であるという視点が欠如している。個人を緩やかに組織化する仕組みがある。個人の人間力を高める仕組みがある。	本答申では、課題においても、施策においても、個々の主体の活動強化を第一に掲げています。	23
環境保全活動に取り組む団体として世代を越えた人間関係による師弟ネットワーク構築を提言する。	運用に係るご意見として承りました。	28
地域の環境を把握し、改善策を検討できる範囲である自治会(町内会)を最小単位として環境活動ができる体制づくりが必要です。また、各自治会の連携と広域環境活動等を市町村、県が支援し自治会ネットワークを形成できるようにすることが必要です。	同上	26
対等なパートナーシップ		
グラウンドワーク、ナショナルトラストなど、欧米の制度をそのまま導入しようとするのはわが国の風土に合わないのではないか。行政の押し付け的な制度では、実効性がともなわないのではないか。 (< ナショナルトラスト > その他に再掲)	同上	38
殆どの民間団体は積極的に連携を持ちたがらないので、コーディネート機能を有した個人又は団体がリーダーシップを発揮できる組織構築を行なうべきだと考えます(対等の立場でなく上部組織/下部組織と言う形にする)。	個々の専門的な知識を持ち実際の活動を行う主体もそれらの主体をコーディネートする主体もどちらもパートナーシップによる環境保全活動にとって不可欠であり、代替不可能な役割を持っており、対等な立場であるべきだと考えます。なお、中間支援のNPOが拠点で活動することについては、20頁に記述を追加しました。	27

組織の形骸化の危惧		
「パートナーシップによる取り組みの促進」は、ボトムアップの具体的なニーズのないところに、枠組みを先行させるような施策（地方評議会や創造リーグなど）は盛り込むべきでない。これも自立したNPOの成長を待つ必要がある。（４．具体的施策の考え（３）環境保全活動を進める上での基本的な仕組み その他に再掲）	23頁に、ご意見を踏まえて、地域からパートナーシップによる活動が進展した場合に対応する制度であることを追加しました。	51
枠組みが先行するパートナーシップは機能しないことが圧倒的に多いので、組織作りを促進するような表現は避けるべき。	同上	51
全体的環境保全を目的とした協定といった場合、その必要性は理解できるが、こうした仕組みをつくっても中身をつめないと結局「組織」だけのものになる危険性ははらんでいる。	明確な活動計画を策定し、各主体の役割を明確にし、全体をコーディネートする専任の運営スタッフを持つ事務局を置くことで具体的な活動が展開されると考えます。	22
公的位置づけ		
組織化することは、困難を伴うが非常に重要。また、その組織について“公的な位置付けの保証”が必要である。	既に23頁で、公的な位置づけについて述べています。	23
「このため、こうした組織体や活動の中核をなす協定などについて、公的な位置付けを与え、」と記述されていますが、「組織体」にどのような公的な位置付けをお考えなのかご教示くださいますようお願い申し上げます。	23頁を、より明確になるよう修正しましたが、具体的な制度化、特に法制上の取り扱いは今後の検討課題です。	2
リーグの透明性		
企業の環境活動、民間団体の活動でも、予算化や協働が行なわれる場合には第3者的なNPOなどによる活動方法、会則と運営実態についての指導や監査が行なわれるように指導していただきたいと考えます。	ご意見を踏まえ、中間支援のNPOが拠点で活動することが期待される旨を20頁に追加して記述しました。	35
支援策（人件費）		
事務局（コーディネーション機能）を支える資金が不足している	11頁に、コーディネート機能を支える資金不足について追加しました。また、22頁に、パートナーシップによる環境保全活動について、その立ち上がり期間に限った人件費等の支援に関する記述を追加しました。	51
小さな市民団体では、資金援助が得られづらく、活動資金は潤沢ではない。作業の実務労働や機材等もまかなえる助成金を増やしてほしい。	同上	22
人材の育成のためにも、団体に対して人件費を助成金の対象にするなど制度の運用を見直し、活動の質の充実・向上を支援すべきである。	同上	33

助成は事業費のみで、団体の運営に必要な人件費等には手当てがない現状を課題としたのみで具体的な記述が無い。初期段階の資金援助の指摘については、活動の立ち上げから向こう3年に限って、コーディネーターもしくは事務局担当者1名分の人件費を助成するといった具体的な例示が地球環境基金でも書いていただければ良い。 (4. 具体的施策の考え方(8) 環境保全活動を支える資金の確保 助成金に再掲)	同上	34
民間の人的資源支援措置が拡充するよう、促進策があればと思います。	同上	40
パートナーシップ型のプロジェクトは、その連携を支える事務局の人件費を捻出しにくいという課題がある。これを助成金や補助金で支援する仕組みを作ることは賛成。その際の条件として、意思決定や運営の透明性が要求されることは必要である。	同上	51
長期的・計画的(政策的)な重点的資金運用も必要です。また、人件費や一般事務費などへの手厚い補助が必要です。	同上	31
支援策(事業費)		
現在はパートナーシップ事業を行政からの委託で賄っているところが大半だが、委託の性格から(単年度主義、契約のタイミング、費目の規制、行政からの指導の色が濃くなる、など)パートナーシップ事業に歪みが生じている。パートナーシップ事業にふさわしい財源の確保が望まれている(補助金、助成金など)	同上。なお、拠点の活動などを通して、パートナーシップによる特定の環境保全活動の成果が周知されると、寄附金なども獲得しやすくなるものと考えます。また、寄附金控除の仕組みを拡充することは23頁に記述しています。	51
環境創造リーグのような活動組織は、場合によっては、拠点活動体の一つとして取組む事も考えられ、それによって、資金的には、拠点活動の運営が安定することが期待されるのではないかと考えます。拠点活動を行なう場合、活動資金の確保は重要です。従って、当初(3~5年位)は、定額の立上げ資金が支援上必要となるものと考えます。又、順調な活動が可能となる様に、行政的な面からの支援(例えば省エネ活動やEA-21の促進などを委託)や業務移管が必要となるものと考えます。	同上。なお、拠点の活動に対する行政からの支援のあり方は21頁に詳述しています。	9
コーディネーター的活動を担う協働組織に事業援助をし、参加各団体の会費に頼らない運営と公平な情報提供ができるようにしていただきたいと思えます。	同上。なお、自発的な環境保全活動は、その費用や労力についての参加者の自主的な負担を基本として進められるものと考えます。	35
長期的・計画的(政策的)な重点的資金運用も必要です。	同上	31
その他		
あらたに「環境創造リーグ」という名称を付与するのは混乱を招くので、グランドワークはそのまま取り入れ、むしろ、日本の伝統的な仕組みである「結」「講」というネットワークを世界で認知されるように発信し、洗練させていくべきと考えます。	「環境創造リーグ」という名称は、パートナーシップ型の活動を愛称的に言い換えた一般的な名称の一例です。個々の活動については、ご指摘のようなものも含め、あるいは、グランドワークも含め、適切な名称が自主的に選ばれるものと考えています。	18

(9) パートナーシップによる環境保全活動を促進するための措置
環境保全活動に活用される土地等の確保に関する協定

意見概要	対応	番号
法的整備		
<p>転用、譲渡禁止等については、各団体の定款、自治体の条例等でその旨をうたっている状況です。これらを法的に支え、他の計画や公共事業に対しても対抗することのできる上位制度が求められています。</p>	<p>既に25頁で、所要の仕組みの検討について述べています。</p>	40
環境管理を委ねる対象		
<p>土地を委ねる対象として、NPOだけでなく地域で活動している法人化していない民間団体も含める必要がある。</p>	<p>3頁で述べているように、本答申ではNPOは公益的な活動を行う組織・団体を指し、その中で法人格を持つものはNPO法人と呼んでいます。24頁では、土地を委ねる対象をNPOとしており、法人化していない公益的な活動を行う組織・団体を含んでいます。</p>	23
<p>ナショナル・トラスト活動を進めるNPO等民間団体に対しては、社団法人日本ナショナル・トラスト協会などが公的に認定するなどの措置が必要であると考えます。</p>	<p>今後の検討課題に係るご意見として承ります。</p>	40
税制		
<p>小さな市単位でも行なえるようなナショナルトラスト制度を法的に整備してほしい。相続税の負担が大きいので、農地の生産緑地制度のような仕組みをつくれぬものだろうか。</p>	<p>税制上の措置の拡大については、ご意見を参考にして、今後検討してまいります。</p>	22
<p>里山保全等の活動では土地所有制度の制約がネックとなるので、税制改革論議や新農業政策を検討の俎上に載せ、その実現を図ってほしい。</p>	<p>同上</p>	24
<p>その土地の活動の段階に応じての(ただ緑地を残す、特定の人が活動できる、一般に公開するなど)、税の優遇措置があると提供者も増えるのではないかと思えるので、そうした仕組みも考えられるといいですね。税の制度は早く施行しないと、都市の緑は消えていくばかりなのではないでしょうか。</p>	<p>同上</p>	39
<p>土地取引だけでなく、当該土地の保全管理にあてられる寄付金については、同じく税制上の特別措置を求めます。</p>	<p>同上</p>	40
その他		
<p>自然環境の保全を目的に土地の買取りや借地などにあてることを目的とした「ナショナル・トラスト基金」の創設を求めます。</p>	<p>今後の検討課題に係るご意見として、承ります。</p>	40

<p>私有地を提供してくださる人のためにも、そうした場での活動を支援するために「またその活動が近隣住民の理解や支援を得られるよう、当該土地等が意義ある活動に使われていると行政が認可し、その内容や成果を地域住民に公表(掲示)する仕組みをつくる必要がある。」という文を入れていただけると嬉しいです。</p>	<p>24頁に、ご意見を踏まえて住民への公表について追加いたします。</p>	<p>39</p>
<p>グラウンドワーク、ナショナルトラストなど、欧米の制度をそのまま導入しようとするのはわが国の風土に合わないのではないかと。行政の押し付け的な制度では、実効性がともなわないのではないかと。 (4. 具体的施策の考え方(9) パートナシップによる環境保全活動を促進するための措置 環境保全活動のための協定(環境創造リーグ) 対等なパートナーシップに再掲)</p>	<p>行政が制度を押し付けるのではなく、グラウンドワークやナショナルトラストのようなタイプの環境保全活動が生まれてきた場合、その活動を支援し、円滑に活動ができるように受け皿となる仕組みを準備しようというのが答申の発想です。その趣旨を明確にするため、ご意見を踏まえ、23頁に追加して記述しました。なお、行政が特定の仕組みを押し付けた場合の弊害については、入念的に、10頁に追加して記述しました。</p>	<p>38</p>

(10) 国際的な環境保全活動の活性化

意見概要	対応	番号
情報		
<p>これからは日本国内だけでなく、海外にも及ぶ事であろうし、又海外の先進国の様子等と対比させ日本国も励む様にしていくべきだと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、12頁及び24、25頁の記述を充実しました。</p>	<p>32</p>
<p>海外の団体等から連携を求められることもあるので他国の情報をお聞きできる相談の窓口を設けていただきたいと思ひます。日本独自の取り組みや技術が海外に求められていることもあります。</p>	<p>25頁に、地球環境パートナーシッププラザ等の情報受信機能の強化について追加して記述しました。</p>	<p>35</p>
人材・技術交流		
<p>地球環境問題と絡めてアジア近隣諸国との環境保全活動協定を結び、技術移転などを通じて国際的環境保全活動を推進することは、緊急課題であります。</p>	<p>日中、日韓の協定などが既にあり、また、ASEAN+3の会議やエコアジア会議などを通じてアジア域内の協力を強化しつつあります。なお、地球環境基金による支援でアジアを重視すべきことは、既に22頁で記述しています。</p>	<p>20</p>
<p>技術士制度ではAPECなど国際的な相互認証制度の確立を進めている。国際的な人材交流の前提になるこれらの動向を検討されたい。</p>	<p>運用に係るご意見として承ります。</p>	<p>24</p>

5. 環境保全活動のさらなる発展に向けて

意見概要	対応	番号
<p>環境保全活動の活性化は、国家戦略として環境保全活動法(仮称)を制定し、予算処置を講じて、環境保全活動の萌芽が一時的なもので終わらず、更なる展開に向かうような強力なバックアップ体制を確立すべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、法制上の対応、予算上の対応は、今後の重要な検討課題と承知しています。</p>	<p>20</p>
<p>民間団体の取り組みには限度があり法的な支援が求められる。</p>	<p>既に25頁で所要の法制度の検討の必要性について述べています。</p>	<p>28</p>

自発的な活動や協働の促進に法律が必要なのかどうか疑問である。これまで実施してきた施策を再評価・改善することが先決である。	25頁に、ご意見を踏まえて既存の制度の運用の改善についても追加しました。答申を具体化する上での法制上の対応は今後の検討課題です。	51
協働で活動する場合、自治体や団体が予算を持って活動していないことが多いと思われるので、少なからず予算化できるようにしていただきたいものです。	新たな法制度上での対応や予算措置には時間を要しますが、直ちに可能なことをすることは大切ですので、政府には、本答申を周知する措置を直ちにとってもらいたいと考えています。	35

その他

意見概要	対応	番号
表現・用語		
一般的用語とは言えないステークホルダーのようなカタカナ用語は使わないか、どうしても使う必要がある場合は（利害関係者）と注書きを添えてほしい。	5頁でご意見を踏まえて修正しました。	22
表現を具体的にし、国民に分かりやすいものにしたい。	ご意見を踏まえて、各所の記述に具体例を盛り込むように努めました。	28
名称などを付ける場合、「地球問題なのか」（CO ₂ やフロンの問題なのか）あるいは「地域（広域）問題なのか」（NO ₂ やSPMの問題なのか）を明示することは、環境問題を公平に見るためにも重要な区分であると思います。	運用に係るご意見として承ります。なお、国民の足元が、地域の環境対策の現場でもあり、同時に、地球環境対策の現場でもありますので、なかなか切り分けは困難ですが、名称については注意いたします。	1
理念		
次世代に環境を残し、個々に不幸がふりかからないよう生存を確保する、ということ踏まえた施策を望みます。	ご指摘のとおり、持続可能な社会経済づくりの観点から、環境保全活動の発展を期待する立場で本答申がまとめられました。	4
「環境」とか「自然保護」という言葉はかつての金銭的に豊かでなかった時代に対する複雑な感情を惹起します。そういった感情を持っている年代の方々山村域では地域を牛耳っているというも事実なのです。	環境保全活動の一層の拡大を通じ、持続可能な開発の考え方の周知徹底に努めます。	37
環境と技術		
環境政策は、「技術中心に」進めるべきであろうと思います。	技術の重要性はご指摘のとおりですが、技術を使う主体側の強化を本答申は扱っています。	1
環境と経済		
環境保全活動を活性化させようとするなら何らかの競いが必要ではないかと思えます。それが経済にリンクしていれば（環境税等）さらに持続性がでてくると思えます。	成果（パフォーマンス）を明らかにした上で、次の取組に進むという透明性を確保することを重視して本答申がまとめられました。国民の目の下で環境保全活動が発展向上していくことを期待します。なお、環境税収をパフォーマンスに応じて配分するとのお考えは、本答申の範囲外ですが、ご意見として承ります。	5
環境事業はこれまでのような環境事業でなく、まさに環境回復技術への転換を考えた事業が必要かと考えます。そうした方向への転換を望みます。	環境の回復、再生は環境保全活動の重要なテーマになるものと認識しています。なお、このような活動については、既に13頁で例示しております。	4

<p>KES（京都環境マネジメントシステムスタンダード）は、環境省の環境活動評価プログラムより進んでいるので、環境活動評価プログラムと同レベルで環境省も認定し、その普及を図るべきである。</p>	<p>運用に係るご意見として承ります。なお、中小企業への地方独自の環境マネジメントシステムを普及する活動は、既に13頁で例示しております。</p>	<p>19</p>
<p>現在における政治・経済・行政・財政的な面の「システムの障害」を果敢に見直すことを避けて通ることなく、活性化へのシステムを改善拡充させ、さらに、そうしたシステムと実践的に繋がりうる新たな対応を、NPOなどととも実施してゆきたいと考えています。</p>	<p>法制度化等、今後の検討課題に係るご意見として承ります。</p>	<p>31</p>
<p>自治体の取組</p>		
<p>たばこの吸い殻ポイ捨て禁止条例や犬の糞の始末の指導などをしてほしい。</p>	<p>本答申の範囲外ですが、ご意見として承ります。</p>	<p>11</p>
<p>企業や自治体が環境ISOを取得する場合は第三者的な環境NPOによる評価や監査を受けるようにしてはどうでしょうか。</p>	<p>同上。なお、ISOに限っていえば、その認証は、監査能力のある専門の企業や公益法人が行っています。</p>	<p>35</p>
<p>環境NPOがかかわる事業についての総合的な相談窓口を設けてください。</p>	<p>20頁、21頁に掲げた拠点をご活用下さい。</p>	<p>35</p>
<p>その他</p>		
<p>人材の認証制度と同様に、民間団体の環境保全活動認証という仕組みを考えることで団体の諸機能・力量向上を総合的に図れるのでは無いだろうか。</p>	<p>民間団体の法人格についてNPOの認定を行う仕組みはありますが、その活動の内容自体について認定、非認定といった区別を設けることは適切でないと考えます。むしろ、本答申の20頁で記述されているように、活動の内容を透明に公表していく仕組みが適切と考えます。</p>	<p>24</p>
<p>実行案を検討するための委員構成として、仕上げにふさわしい新しい委員に一部入れかえることを是非お願いしたいと思います。</p>	<p>審議会運営に係るご意見として承ります。</p>	<p>43</p>
<p>「京都議定書目標値の達成」と「継続可能な循環型社会の構築」の二つの問題は国民全体で取り組まないと達成が難しいものです。この二つの問題に対する施策については抽象的な表現が多く、この程度の表現の指示で各団体がお互いに調整し合い、自主的にそれぞれの役割を決め、全体として成果が出せる具体的活動内容に結びつけるのは非常に難しいと思います。</p>	<p>自発的活動全般を取り上げた本答申の範囲外ですが、ご意見として承ります。なお、ご指摘の重要な二つの課題については、本審議会としては、別の場を設けて詳細な検討を行っており、その成果をご覧いただきたいと存じます。</p>	<p>27</p>

提出意見集

(注1) 皆様からお寄せ頂いた御意見を、住所等の個人情報を除き事務局で電子化したものです。

(注2) 右肩の番号は、御意見を受け付けた順に事務局で付けた整理番号です。

提出意見

氏名：飯野 牧夫

意見：

1. 技術文明が引き起こした環境問題の解決を与えるのも技術です。環境政策は、「も少し、技術中心に」進めるべきであろうと思います。
2. いろいろな資格や会議の名称などを付ける場合、「地球問題なのか」(CO₂やフロンの問題なのか)あるいは「地域(広域)問題なのか」(NO₂やSPMの問題なのか)を明示し、間違いやすい名称を避ければ、7日の会合で話題になったような混乱は避けられると思います。
3. これは、名称だけの問題ではなく、資金の確保にも関係してきます。種々ある環境問題を公平に見る(資金面で公平に査定する)ためにも重要な区分(地球問題か地域問題かの区分)であると思います。
4. 「人材の確保」の問題は、「みらいの人材の確保」をも少し表に出すのが良い、つまり「小学生からの環境教育」に視点を移す方が、結局早道になると思います。

今後の環境活動に、以上の視点を盛られますよう、よろしくお願い致します。

追 記

5. EPOが主催の「ダイアログ」では、「地域環境力」なる言葉の定義をハッキリさせよという意見がでました。「地域環境の改善・再生を図るパワー」のことだと思しますので、「地域環境ルネッサンス」など、一人歩きしても通じる言葉にしたいものです。

提出意見

氏名：鈴木 稔夫

意見：

環境保全活動の活性化方策について（中間答申）（案）中、4 具体的施策の考え方（9）パートナーシップによる環境保全活動のための協定（環境創造リーグ）の項目中、「このため、こうした組織体や活動の中核をなす協定などについて、公的な位置付けを与え、」と記述されていますが、「組織体」にどのような公的な位置付けをお考えなのかご教示くださいますようお願い申し上げます。

提出意見

氏名： 黛 昭

意見：

(1) 自ら進んで環境によいことをしようとする気運の高まり という部分にこのような活動が高まっているとありますが、確かにここに書かれているのが現状かと思えます。一方、殆ど日常の環境保全意識が無いような人もまだまだ多く見かけられます。また、親の教育も大きく影響して、意識の無い家庭の子供はそのまま意識が薄く育っていくように思えます。この答申案全体からも国民全員の意識の高まりは重要としているのですから、いろいろな仕組みを検討されるのも結構ですが、もっと効果的で手っ取り早い方策も取入れるべきです。その意味では、マスコミを利用することを盛込むべきです。CMでもわかるように、TVの影響は効果絶大です。国民にあまねく広報し、意識改革を促すにはこんな良いものはありません。現在では政府提供のこの種のCMが、あまりに少なすぎます。やたら公共事業に税金をつぎ込むことはやめて、是非このような用途にお金を回すことを提言すべきです。多少の経済効果もあるでしょうし。

以上

提出意見

氏名：梅沢 毅彦

意見：

環境保全活動の活性化方策のあり方について（中間答申）」（案）をざっと読ませていただきました。

とあるドイツの人から伺いましたが、環境を企業競争に使うのは10年前にやめたという話をききました。環境教育、分別、屋根緑化などで、環境先進国といわれているかもしれないドイツが、そのような状況です。今の日本の状況がとくに、すぎたのかもしれない。

日本にとって環境保全は、次世代のため、人のため、生物（動物）のため、地球のためといろいろ切り口があると思います。結局、なんのためを考えて伝えて実行に写しそれが生活の糧、またさらにこれに国民の大多数が生きることができる、という論議まで進めてはいかがでしょうか。そのような考え方を汲み取るまでにはいきませんでした。

現在、不況の影響で職種転換（これが本来のリストラだと思いますが）ができずにかつての首切りのような形が進んでします。環境の世紀といわれながら、環境面の技術指導、新しい面もなく職種転換が進まない現状をかんじます。環境関連人口がどれくらいいるのか、生活できていけるのかを算出してそれに基づいた議論はなされているでしょうか。

環境と開発（これまでの意味の開発）は相対峙し、環境開発への行動はボランティアではとてもできない現状は自明のことと思います。NGO参加者がどれくらい生活していつているのかも気になります。ここまできると今は利益配分をあきらめた、日本NGOまでもっていったり利益をえた人が環境事業に向けたことを進めていかないと成り立たないようにも考えられます。

環境事業はこれまでのような環境事業でなく、まさに環境回復技術への転換を考えた事業が必要かと考えます。そうした方向への転換を望みます。

地球温暖化で草原が減り、それにより人の食する動植物も減り、その中で日本の自給自作が足りず、さらに高齢化や少子化で、飽食、バブルを経験した日本にとってはとても厳しい時代にはいると思います。それを、うまく超えられるようにしかも環境をとりもどせるような政策を望みます。

環境確保と連携した安全な食料生産、雇用確保、内需拡大、これを理念的にまとめるならば、自給自足を基本にした余裕のなかでの海外依存。海外に与え

るものが技術ならば、それにより国境を越えた食料確保ができるような施策も望みます。

次世代に環境を残し、個々に不幸がふりかからないよう生存を確保する、ということ踏まえた施策を望みます。

最後に、環境中の化学物質についての管理ですが、検査はかなり特殊で費用負担も大きいと思います。できるだけ簡単な負担のない方法にし、マトを的確に捕らえられ、モニタリングし追求できる方法を公的な方法として採用し環境保全にむけていけるようことを望みます。

提出意見

氏名：杉浦 修史

意見：

本日、浅野室長より、環境保全活動の活性化方策について（中間答申案）説明をお聞きしました。終会の時間になり、発言できなかつたので、ここに意見を述べます。

環境保全活動を活性化させるために抜けている視点があると思います。既にご検討されていて、この案には盛り込まれていないだけかもしれませんが、それは、“競争の原理”の導入です。

環境保全活動に競争を考えるなんておかしいかもしれませんが、活性化させようとするなら何らかの競いが必要ではないかと思います。それが経済にリンクしていれば（環境税等）さらに持続性がでてくると思います。

例えば、都道府県での環境取引です。国際的には、京都議定書が批准され、地球温暖化ガスの国別の目標値が決まり、経済とリンクした排出権取引が始まろうとしています。国内でも、排出権取引の計画が進められていると認識しています。この取引を、単に地球温暖化ガス排出権だけでなく、ゴミなどの廃棄物や水資源等環境に関するものは全て取引の対象として、各都道府県単位に、国を行司役にし、環境取引を行うのです。各都道府県はそれぞれの地域性を生かした対策を行い、不足分をあるいは余剰分を取引の対象にあげ、日本全体で合理的な地球保全活動が出来たらと考えます。これらの数値を公開することにより、一般住民の意識はステップアップすると思います。住民は環境家計簿などで削減したエネルギー量等を住んでいる自治体として競うのです。スポーツではなく環境保全で競う、環境国体のイメージです。すぐに全てが盛り込まれた環境取引ができるとは思いませんが、長期的なあり方として、ベースの環境データを把握（登録）し、目に見えた（状況を定期的に公開報道）努力目標を与える“競争の原理”の導入を提言します。

以上

提出意見

氏名：小林 幸司

意見：

以前、仙台での地方ヒアリングに参加させて頂いたのですが、この中間答申は、かなり具体的なところまで含まれた内容となっているかと思えます。

ただ、今後については、これが方策だけにとどまらず、出来るだけ早く予算を含めた実質的な制度や法案となるよう切に望みます。

内容に関しては特に下記の点が重要と考えます。

- ・環境保全活動に従事する人材の育成や職業として従事できる体制づくりをすること。
- ・環境保全活動を支援する拠点を全国につくること。
- ・環境保全団体への寄附に対する実質的な税制面での優遇措置を確立すること。
(現状、認定NPO法人などは、ないに等しい数である。)

今後、更なる前進を期待します。よろしくお願い致します。

提出意見

氏名：飯田 恵美

意見：

地球環境活動に対する市民参加の活性化と税金の導入について地球環境保全活動について2つの税金の登用を提案致します。ひとつは税金の1パーセントを、国民が希望すれば自分の選んだ地球環境保全NPOに導入することを選択できるようにすることです。その結果、国民の地球環境保全に対する関心が得られるようになると思います。もう一つの税金の導入案は、国民が寄付する地球環境保全活動について、国民が寄付した額と同じ額の寄付を国民の希望する環境保全活動に寄付するという物です。

国民から地球環境保全に対するアイデアを募集します。企業の利益ベースでは、開発されないものの開発する場を設けます。(資金は、国民から寄付を集めるという方法でもいいです)例えば無理なことかもしれませんが、オゾンホールを埋めるための科学研究とか、水を浄化するための資金とか、途上国における竈の支援とか、いろいろアイデアはでてくると思うのです。その中で国民が投票で選んだ物いくつかを実現し、そこに国民の参加を呼びかけ、国の税を使うと言う方法も考えられます。

教育課程について、地球環境に対するシミュレーションゲームの様な物(コンピューターでも他のゲームを開発してもいいと思います)を開発し総合教育の時間等に使うといいと思います。地球の温度や、車の量、森林の保全・植林の量等を元にゲームを開発し(プログラマーを頼み、なるべく楽しく出来る物にするといいと思います)子供達に、やって貰い、子供達の地球環境に対する意識を高め、改善方法を考えて貰うのです。子供達にアイデアや意見を出して貰い優れた意見は国民に公表し国民みんなで実施していくようにしてもいいと思います。(そして、NPO活動等の紹介もし、実際植林に参加して貰ったり植林に対する募金を募集してもいいと思います。1本40円くらいから200円くらいで植林できると思います。)

地球環境保全のための、テレビ広告等をしてもいいと思います。

以上提案致します。

提出意見

氏名：藤井 和保

意見：

1．環境保全活動をめぐる状況・背景の捉え方について

国のかたちが地方分権（地方主権という方が正確だろう）という大きな潮流の中において、国・自治体・国民（住民）・企業の担うべき役割と果たすべき責任について模糊としてわかりにくい。

鮮明にメリハリをつけるべきである。

2．施策の基本的な考え方について

行政は自発的な活動の尊重を第一とし、それらの活動を後方から支援して行くことを基本とすべきとなっていることはよしとしたい。がしかし、もう一つ重要なことは、環境保全（活動）は国土保全（活動）という概念をしっかりと捉え地域の雇用対策ともかみ合わせてきちんと位置付けることによって施策の展開の幅と深さが決定づけられる。

3．具体的施策について

答申案はN G O・N P O等民間団体の役割の拡大と活動の支援という基調で貫かれており、とりわけ国が誘導・支援して行くという事業（補助事業）として国の主体的政策・制度からの踏み込みが必要である。

4．環境教育・環境学習の推進について

環境行政と教育行政との連携を強化し実行ある施策の展開が求められるとなっているが、「環境」という全ての行政領域に及ぶ課題に対峙するためには現状の「縦割り行政」を改革することがどうしても必要である。行政組織を横断した環境課題に対応できる組織体制の確立の視点が必要である。

提出意見

氏名：特定非営利活動法人 岩手県環境カウンセラー協議会

意見：

- 1) 人材の確保と育成が重要な課題となるものと考えます。環境カウンセラーを再評価し、重要視して、何らかの能力付加を考慮して環境保全活動推進員として、各活動拠点における新たな活動に効果的に役立つ様に考えてほしいと思います。
- 2) 地方における支援拠点（地域環境保全活動センター）はぜひ設けてほしい。人口30～50万人位をメドに1拠点を設け、地域における行政・企業・住民（国民）の各主体の協働による地域型の環境保全活動が遂行できる体制づくりを構築して行く必要があるものと考えます。又、拠点設置については、法的な必要条件（例えば、組織面、活動分野面での規制や、構成人材の規制、できればNPO法人化など）を充分整備して発足させる必要があるものと考えます。
- 3) 環境創造リーグのような活動組織は、場合によっては、上の拠点活動体の一つとして取組む事も考えられ、それによって、資金的には、拠点活動の運営が安定することが期待されるのではないかと考えます。
- 4) 拠点活動を行なう場合、活動資金の確保は重要です。従って、当初（3～5年位）は、定額の立上げ資金が支援上必要となるものと考えます。又、順調な活動が可能となる様に、行政的な面からの支援（例えば省エネ活動やEA-21の促進などを委託）や業務移管が必要となるものと考えます。
- 5) 環境カウンセラーの活動寄与を期待してほしいと思います。

以上

提出意見

氏名：入江 篤子

意見：

11月7日に行われました東京意見交換会に参加致しましたが、発言出来ませんでしたので、意見を送付致します。

当日は東京城北環境カウンセラー協議会の事務局として参加致しましたが、私は仕事として、東京都板橋区で板橋区立エコポリスセンターで環境学習指導員をしております。これからの環境保全活動は地域の学校との密な連携が重要で、特に総合学習との関係で進展が大きいと、日常の仕事をしていて思われますのに、「案」<環境保全活動の活性化方策について(中間答申案)>を略させていただきます。>によりますと、学校教育はp17の(8)のあらゆる場の一つとしか取り上げられていません。各先生が環境教育に取り組みたいと思っても、教育委員会が動かないと各学校が本腰を入れられないようですので、環境省からの文部科学省への強い働きかけをすべきだと思われま

す。また、地域のNPOで活動している方々を学校の教育に活かしていただくことも、環境保全活動の充実に必要ですが、学校側の財政的支援があればすぐに効果が出ることと思います。ぜひ文部科学省との折衝をお願い致します。

また、7月11日付けの東京新聞には「環境学習のプロ育成へ」と、来年度から環境省が地域や学校で活躍できる人を環境学習指導員として、本格養成に乗り出すことが書かれておりましたが、今回の「案」には全く触れていません。環境省も部署が違ふと詳細をご存じないのかもしれませんが、地球温暖化対策推進委員にしましても、同じような目的で、違ふ組織が環境省の中で立ちあがっていることに、疑問を持っています。「案」はすべてを統括すると考えて良いのでしょうか。尚、この「環境学習指導員」には環境カウンセラーに人材が豊かにありますので、ご活用下さい。

提出意見

氏名：筒井 恵美子

意見：

広島市環境サポーターとして活動を始めて4年に、広島市健康科学館ヘルスサポーターとしては5年になります。

広島未来大学を卒業しまして、H10年10月10日「ひろしま鳩の会」を会員10名で発足、その会の中でやる気(樹)隊を結成し、(太陽)行政と(水)企業と共働しながらやる樹は成長しております。

<活動>(1)毎朝ウォーキングを兼ね、ゴミ、空缶、空ビン、ペットボトル、ナイロン、仕分けしながらのゴミ拾いを自宅から平和公園まで続けている。
(時間は自分の都合に合わせ、被爆者は体調に合わせて行う)

(2)広島クリーンシティーボランティアとして毎年参加。

(3)禁煙、エイズキャンペーンに毎年参加。

(4)エコクッキング

春、秋のお彼岸はヨモギオハギを主とした五色オハギ、野草料理、銀杏料理、鍋料理(冷蔵庫在庫処理)、出しガラの工夫料理(茶、昆布、カツオ、イリコ etc.)

〔これまでの活動からの気づき〕

煙草吸殻のポイステ禁止条例

喫煙場所をバス停留所のように設け、一般から広くステッカーのマークを募集し、ステッカーをよく見える位置に設置し、そこには必ず灰皿を用意しておく。他の場所で煙草を吸ってポイ捨てした人から罰金を取り、その金はその場所を管理する人(見張り、そうじ)にあげる。

犬の飼主に罰金制を導入して徹底した糞の始末をさせる指導

人間の立小便姿は最近余り見掛けなくなったが、犬の小便大便姿は非常に多く、その場合、飼主はショベルとナイロン袋をわざわざ持っているにもかかわらず遠方で素知らぬ顔。そのくせ、妙な格好をさせたり色とりどりの飾りをつけ、変な名前で、猫なで声で話しかけキスしたりしている。そんなに可愛いのなら、糞の始末をきちんとしろ!!

提出意見

氏名：檀 誠一

意見：

環境保全活動の活性化方策の意見を述べさせていただきます。

全体の結論

保全活動に関する事は充分検討され大変よいと想います。
現状は、イベント的活動が主流です。

提案

保全活動を生かす・継続活動については今一步と想います。

例：里山の保全活動を生かすには、
農業・畜産・木材生産者等との連携がない？

山には、樹木・竹等が生み出す・・・材料が豊富にあります
これを生かす
環境保全サイクル体制を検討して頂きたい。
農業であれば・・・地場生産・地場消費の確立等の保全活動と
地元の住民が一体となる活動を提案します。

提出意見

氏名：紙野 康美

意見：

全般的には広範囲の問題をうまく整理してあると思います。

観念論として基本原則はこれでよいと思いますが、具体的施策の展開に当たっては地域によるばらつきがかなりありますので、画一的でなく現状に応じた対応が必要だと思います。しかし、すべてを地方に任せるのではなく、国のリーダーシップを大いに期待します。

私は事業者部門の環境カウンセラーとして環境評価プログラム（EA21）の普及推進活動を行ってきましたが、その経験から若干の意見を述べます。

環境問題の中で事業者の役割が重要であることは言うまでもありません。答申案ではこの点に関する記述が少なく、やや薄められた感じがします。事業者問題は経産省、国交省、農水省等広範囲に関係があり、意識的に避けられているように感じますが、環境にとって非常に重要な問題です。たとえば、環境管理システムには従業員の環境教育も含んでおり、また、環境情報の公開など社会とのパートナーシップ構築の面でも非常に重要と思います。

長引く不況で経済活動が鈍り、それにより温暖化ガスの排出も抑制されていますが、経済活動が活発になれば増加するのは明らかです。大企業ではISO14001の認証取得が増えましたが、産業界の大部分を占める中小企業まで普及するには至っておりません。実際にISOの認証取得と維持は費用、人材などの面で企業の負担が大きく、この点から言っても中小企業にはEA21が適していると思いますが、ほとんど普及していないのが現状です。

私の所属する大阪環境カウンセラー協会でもEA21に取り組み、(社)大阪産業廃棄物処理協会と共同で産廃版のマニュアルを作成し、昨年度キックオフしましたが、参加した企業は予想に反してわずか数社に止まり、今年度の新規参加もなく、今後の継続が危ぶまれている状況です。参加企業の意見を聞くと企業の直接メリットが何もない。社会的認知が全くない、したがって従業員の取組意欲が高まらない。という点を挙げています。京都は行政と大企業のバックアップにより少し進んでいるようですが、全国的に盛り上がるにはほど遠い現状です。大阪府は今年度始めにEA21宣言をしましたが、参加者は数事業所に過ぎない状況と聞いております。

EA21が振るわない理由はEA21とISOの所管が環境省と経産省に分かれており、両者のバッティングが大きな原因と考えます。この際、両者の一元化ができないもののでしょうか。また、この不況下で中小企業に出費を強いるのも酷と思いますので、中小企業の環境対策としてまた地球温暖化対策として補助金などの経済的支援が必要ではないでしょうか。

また、EA21登録企業をグリーン企業と認定し、国及び地方公共団体のグリー

ン購入参加の資格などのメリットを与えることが活性化のために必要と思います。

事業所における環境活動は従業員の環境マインドを高め、居住地域での環境活動にも好影響をもたらすと考えられます。さらに子供の環境教育や家庭の環境家計簿の推進など広範囲に渡る効果も考えられます。本答申でもこのような観点より環境保全活動における事業者のパートナーシップとして果たす役割の重要性をもっと強調できないでしょうか。

国際的には、環境評価プログラムを発展途上国に広げることも地球環境保全の観点より有効と考えます。ISOはよくできたシステムですが一般事業者にはハードルが高すぎます。日本でEA21の実績を作り、このシステムをアジアの開発途上国に普及させることができれば、世界的に環境マインドが広がり地球環境の改善に大いに役立つと思いますがどうでしょうか。

以上

提出意見

氏名：先崎 武

意見：

標記の件、当環境カウンセラー全国連合会（ECU）は、下記の通り、提言を取りまとめましたので、パブリック・コメントとして提出いたします。

記

1．策案の基本的前提 「環境基本法」と新法の枠組みに対する理解

- (1) 今般の新法制定は、「環境基本法」の枠組みのうち、法6.7.8.9条の「環境保全に対する基本的な責務」；国・地方公共団体・事業者・国民の四主体者の責務；の遂行を「法25・26・27条」に規定する補強措置を拡充することにより、「国及び地域」の“環境保全力”（答申案では“地域環境力”）をより高め、継続的な実績を確保するための法的基盤を明示することを目的としていると理解する。
- (2) 上述の基本理解を前提に、当ECUとしては、新法の制定と実施について賛同し、協力することを表明する。なお、この基本的理解をヴィジュアルにしたのが、別添の「概念図」である。
- (3) 上記の基本理解に照らして、11/7に受領し説明を受けた「中間答申案」について、特に「4 具体的施策」を中心に精査すると、同答申案の内容に、単なる記述の流れとは考え難い、「環境基本法」とは異なる基本理念の展開が感じ取れる文脈があり、それら幾つかの矛盾点に対する指摘、及び関連の提言を行なう必要があると考えられるので、それらを明らかにするべく、以下の項にて論述したい。

2．環境保全に対して責務を有する「第一義的主体者」の存在

- (1) 「環境基本法」の第6条～9条の規定によると、環境保全に対する相対的な「第一義的能動の責務を有する主体者」は、「国及び地方公共団体」であることは明確である。一方、「事業者及び国民」は、「第二義的受動・協力及び展開の責務を有する主体者」である。
- (2) しかし、中間答申案の「4(1) 施策の基本的な考え方」によると、“各地域における自発的な環境保全活動”の推奨を強調する余り、「国及び地方公共団体」は、「民間団体等の側面又は後方から支援する」として、自らの第一義的な能動の責務を有する立場を変更するかの誤解を生じる記述がある。これは、新法の基本理念は「環境基本法」の改訂を伴うものではないとの認識と矛盾する恐れがある。仮に、「環境基本法」の改訂を企図するときには、その合意形成に多くの時間を費やして、肝心の当該法制定が遅れる懸念を考えれば、法8～9条の権利義務は従来通りとすることを提言したい。

3. 「民間団体等」の行なう自発的活動の“支援的機能”の認識

- (1) 「環境基本法」第26条によれば、「民間団体等が自発的に行なう環境保全活動」は、上述の「環境保全に対する責務を有する主体者」の行なう活動に対する“支援”の立場であると認識する。
- (2) さらに、その支援活動を“促進”するための「国の措置」が、環境教育・学習並びに情報開示であり、新法で拡大される「人材・資金の確保」と「活動拠点の提供」であろう。
- (3) 従って、「環境保全に責務を有する第1義的能動主体者」を「支援者の側面又は後方からの支援者」とする新法の解釈は、「環境基本法」の根本改訂のない限り成り立つとは考え難い。むしろ、“自発的行為”とは、善意と篤志で成立していることを見逃すことなく評価・認定することを表明頂きたい。この評価・認定の表明に関する明確な証として、現行の「NPO法」では困難視されている「環境カウンセラーによるNPO法人設立」について、その登録申請に際する自発性や保有資格及び能力の多様性、並びに登録後も22分野にわたる多面的な専門家であり、しかも、多くの場合はそれらの専門家による集団的な環境保全活動を行なっていることを考慮すると、公益性は十分に担保されると考えられる。従って、設立条件として「公益的な環境保全活動」を義務付けるなどして、「環境カウンセラーによるNPO法人設立」を可能にするべく、「NPO法」の改正を行なうよう提案したい。

4. 「地域環境力」への過剰依存による“地域エゴ助長”の懸念

- (1) 新法制定の考え方として、「住民や事業者、民間団体等の自発的な環境保全活動」に対する期待は、“各主体の役割認識・使命感と問題意識に応じて取組を行なうことが基本”とし、「国や地方公共団体」は、“民間団体等の自発性を尊重し、その取組の側面或いは後方からの支援により、持続性のある活動を行なうように”配慮することを基本的な考え方としている。この論旨の流れでは、「国及び地方公共団体」の“能動的主体性”と、「各主体の責務の遂行」を支援するはずの「民間団体等の自発的活動」との混乱の元になることは、前項の指摘と同様である。
- (2) 上述のように、「地域環境力」の向上に対する住民及び事業者、民間団体等の自発的活動を以って、第1義的な重要性を主張し、さらに、“各地域の自発的活動を後押しすることにより、環境の恵沢を享受できる国民生活を確保する”として、国及び地方公共団体、事業者及び国民の各主体による責務発揮のための“パートナーシップ”実現の期待よりも、地域の民間団体等による自主的活動が重視され、民間団体等によるコーディネーター/ファシリテーター機能の発揮どころか、却って、主体者と民間団体等との間に、コンフリクトが生じたり「地域エゴ」が生まれたりはしないか？ 懸念材料の存在は除去すべきものとする。敢えて申し上げれば、前述のように善意と篤志から成立している自発的行為を公的に評価して、それを善導、育成・助長して、NPO団体にまで成長を

促進して社会的機能を果たせるように図るべきではなからうか。

5. 「民間団体等の活動助成措置」に“枠はめ”的な制約の懸念

- (1) 新法の制定に当たっては、「環境基本法」の「第25、26、27条」に関する、“国の支援措置”の拡充により、その支援効果をより向上することを期待する方針があることは、「中間答申案」で明白である。
- (2) しかし、「4(2)環境保全活動の推進に当たっての各主体の責務の明示」によると、「各主体者相互の自立性の尊重」として、“環境保全のための取組は、法規制や助成措置を待たなければならないものではない”とし、さらに「環境のもたらす恵沢を国民の全てが将来にわたって享受できるよう、自発的に環境を大切に環境に良いことをする必要があることを、まずもって明らかにするべきである」とまとめ、“自発的活動＝ボランティア”的な主張が見られる。これは、国の措置拡充策；人材・資金の確保、拠点の提供；の助成策に一定の制約があることを示唆しているのではないかと思われ、この段階での制約条件の示唆は本旨に反するものではないかと懸念される。そのような制約条件付けよりも、むしろ、「地球温暖化防止」のようなテーマは、その高い公益性から考えて、国民的なプロジェクトとして、行財政改革面でも“特区”を設けてまで財政支援を期待しても良いものと考えたい。
- (3) なお、同項において、環境保全に対し責務を有する「国・地方公共団体・事業者・国民」の主体者と同等の立場で「民間団体」を置き、「民間団体」に対する期待の過大を示すのか、他の主体者の責務の分散又は負担の分割を表すものであるのか？ 何れにしても、このような論旨展開は、新法制定に対する疑念や抵抗感を生むのではないかと懸念される。

6. その他の提言

1) 「民間団体等」の人材に対する基本的な信頼の要請

* 今般のような新法の制定や新システムの導入などに際して、民間の人材の協力を得る場合には、それらの人材の経験・認識・知識などに裏付けられた実務能力を信頼することが前提である。この辺の姿勢を基本理念として示していただきたい。そのことは、新システムの成功のかぎになるものと考ええる。

2) 「既存法規制等」との整合

- (1) 新法は、従来から善意と篤志任せにしてきた分野を、法制度により社会的に機能させると言う意味で、“屋上屋を重ねる”ものではないとされているが、民間団体等の活動する実務上の現場では、既存又は類似の法規制等とのコンフューズは免れないのではないかと懸念される。特に省域や業域に関わるような場合は、縦割り弊害を生みやすい。新法が上述のような趣旨で「環境保全に係る基盤的な法律」であればあるほど、整合を取った上で、混乱や誤解を予防するのが得策である。
- (2) 上記と同様に、地域における民間団体等で活躍する人材には、各種の公的資格者や登録者、自治体における人材登用など数え切れないほどの「環境保全サポーター」が存在し、なかには、環境行政以外の省域による指

導員・リーダー・サポーターなどもあって、それぞれが自己主張する機会を待っているのが現実であろう。今般の「環境保全推進員」制度の導入に当たり、これらの人材制度など、関連情報や活動実績等を調査・整理して、合理的な登用制度にしてほしいと念願する。

- (3) 同様に整理して制定を考慮すべき事項に、「活動拠点」の問題がある。「中間答申案」にも、拠点として挙げられている名称には、「全国評議会」「地方評議会」「地域環境保全活動センター」の3種がある。これらと設置場所候補としての「地球環境パートナーシッププラザ」「地方環境調査官事務所」「地方公共団体におけるNPOサポートセンター」などの関連を整理したうえで、情報提供を期待したい。
- (4) 「環境保全推進員」の新制度においては、専門分野別の資格区分は適切ではない。この区分は、却って極端な縦割り行動につながる恐れがある。変更する場合には、包括的な専門区分 例えば、「自然環境保全」「生活環境保全」「環境設備・技術支援」「環境経営支援」...などの区分に変えるべきであろう。実際に、現・環境カウンセラーには、「市民部門」「事業者部門」の大区分のほかに、22種類の小区分があって、この区分がカウンセラー間の隔壁となっている可能性がある。現実に大区分に関わりなく「自然環境保全」も「環境マネジメント支援」も行なわれ、おのずから、ネットワーク、パートナーシップ・グループ活動が行なわれている。

3) 「地域環境保全推進員」「組織内環境保全推進員」の制度化の提言

- (1) 実際に環境保全活動のサポート活動を行なう場合、「町内会」や「商店会」「青年会」「子供会」などの地域組織内に、“環境保全活動を推進する人材；地域環境保全推進員”の設置を義務付け、それらの「地域環境保全推進員」の学習項目を決め、当該養成研修を「環境保全推進員」に委託する制度が望ましい。
- (2) 同様に、企業・団体・公共団体などの組織内にも「組織内環境保全推進員制度」の制定は重要である。「環境保全活動」のように、持続的、発展的に推進する必要のある事項は、組織の内部から推進力を養成し、その能力を継承してゆく必要がある。そのためには、組織内に適切な人材を選任し、学習・研修の課題を定め、カリキュラムを制定して教育・訓練に当たる仕組みは不可欠である。この場合の「組織」には行政組織も例外ではない。また、当該学習科目には、「エコライフ」「地域環境保全」など「自然環境保全」「生活環境保全」「社会環境制度」なども項目に加えて、「環境組織人」を「環境市民」に育成する仕組みが望ましい。

4) 「環境教育」「環境学習」の体系整備

* 新法において拡充される「国の措置」の一つに、「環境教育・環境学習」の課題がある。このテーマは、国民の一人一人をターゲットにした「多様性のある場」に「多様性のある機会」を提供する仕組みが一貫性を以って行なわれてきたかと言うと、必ずしもそのことを肯定し切れないのが実情ではなかろうか。この分野には、複数の省庁の関与があり、一方では、民間団体等の活躍の場にもなっている。この際、このような状況

を整理整頓して、「環境保全教育」として体系化の上、新法の核の一つに位置付けるべきであろう。

5)「ファシリテーター」「コーディネーター」の育成

*この件は、いわゆる「座学」で体得できる範囲は極めて少ないのではないかと考えられる。一般的には、「組織論」「リーダーシップ論」「組織開発」などを学習しても、インターンシップを除外した場合には体得し実践するレベルへの到達は至難の業と言えよう。この件については、多くの民間団体等においては、団体の組織活動の“場”を活用して、団体行事の一環として、他団体とのコミュニケーション過程を経て学習する手法の効果に勝るものはないと考えている。今般の機会に、各民間団体等における事例を調査し、その情報を開示して、地域・団体ごとに体験学習を経て、ファシリテーター/コーディネーターを認定する仕組みが、当該人材の確保には有効であろうと考える。

7. 環境カウンセラー団体の立場から見た「環境保全活動法」の運用への期待と懸念

1)「武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会」の場合

(1) 環境カウンセラー活動の隘路

平成9年、環境カウンセラー制度発足当時、多くのカウンセラーは自らの経験・知識・ネットワークが直ちに地域の環境保全に役立たせることができることを期待した。しかし、殆どの自治体では「そんな制度は知らない」「都から何の連絡もない」などの返事のみで、我々の活躍の場は提供されなかった。僅かに環境行政部門の職員のみが知るだけの環境カウンセラーは法律による制度でない悲哀を感じさせた。それらの職員も、「これが、通産省、大蔵省、文部省関連ならまた違った扱いになるんでしょうが、環境庁(何れも当時)ではね～…」とむしろ同情気味のコメントであった。

(2) 個人から集団活動へ

個人での認知活動に限界を感じ、平成10年武蔵野市の「ごみ問題ワークショップ」を契機に市内在住のカウンセラー5人が集まり協議会を結成した。そして、その勢いを駆って市長に会見を申し入れ、環境カウンセラー制度の目的・意義、環境カウンセラーの能力など説明し、市の環境保全活動への参画を申し入れた。市長は環境部課長を同席の上、説明等には応じてくれたが即応性のある対応はなかった。例えば、環境市民会議(市条例による制度。委員は市長からの委嘱。委員数20名)の委員には自然保護団体、PTAなど教育団体、商工会、事業者、大学教授などに占められ、環境カウンセラーの入る余地は全くなかった。

(3) さまざまな認知活動の継続と認知の獲得

このような状況から、先ず環境カウンセラーの認知を得ることに心がけ、ダイレクトメール作戦により新聞(読売)、続いてラジオ(地元FM放送)が取り上げてくれたが大きな反響はなかった。そこで、実績を挙げることに軸足を置き換え、地元の「ごみ・環境グループ」との共催で、「市民のためのペットボトルリサイクル工場見学会」を行ったり、東京都環境研究機関の

市内での研究発表会に共催団体として名を連ねたり(その後5回の継続開催)する努力を重ねた。一方、各個人でも地元の市民活動に参加して「環境カウンセラー」の知名度アップに努めた。上述の「環境市民会議」委員としても論文提出による公募委員として任命され、会議でも積極的・建設的意見の表明に心がけた(現在3期目の活動中)。このような地道な活動が認められ、「武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会」として、市主催の「環境講座；一般市民・事業者向け」への講師派遣も3年目となった。市民団体のメンバーとしても地元の勉強会・研究会の講師として、また、「クリーンむさしのを推進する会」の役員・企画部長としても評価されるようになり、環境カウンセラーの認知度が漸く拡大してきたことを肌で感じることができるようになってきた。その結果、平成15年度から武蔵野市は事業者を対象とした「グリーンパートナー制度」を発足させる予定であり、「武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会」が、「グリーンパートナーアドバイザー」として企画・運営に当たる契約を結ぶことになるまでに至っている。

(4) これまでの活動を通じての反省と要望事項

「環境カウンセラー」の原点は地域活動

* 市民部門・事業者部門の区分の撤廃

「環境カウンセラーは、あなたの身近にいるスペシャリスト」と位置付けられており、全ての活動はそこに立脚すべきである。市民・事業者の区分はあるが、この区分は不要である。このような区分が両者間の隔壁として、当然行なわれるべき交流の障害になる恐れがある。現実に企業内に属している事業者部門のカウンセラーも、時間外には市民の環境活動の講師を務めたりしている。市民活動のグループも、事業所内の環境活動に関心を持って、積極的に事業者部門のカウンセラーと交流している例もある。「環境保全活動」は、“総合技術・総合管理”の結果であり、事業者・市民と言う、置かれた立場や責務による差別は無関係である。むしろ、双方の立場とも考慮し、交流すべき「環境技術・管理手法」の区分；例えば、「自然環境保全」「生活環境保全」「省エネ・省資源」「リサイクル」「エコライフ・エコマネジメント」等々；による専門性の表示による登録に変更するべきものとする。

* 「環境保全活動実績」を問われる「環境カウンセラー」に基準変更

「環境カウンセラー」の登録審査に当たっては、「事業所内」であれ、「地域内」であれ、“環境保全活動実績”及びその可能性を評価するように基準を変更すべきではないか。現状では、特に事業者部門の場合、資格や専門性のみが基準として重視されているのではないかと懸念される。こうすることにより、“心身の汗をかき、顔の見える環境カウンセラー”にすることができ、特に、今後の更新時には、留意すべきであろう。

* 「環境カウンセラーの定期研修」の充実

地域における「環境保全活動」の活性化を図るための「研修要綱」を策定し、それを実現するための“カリキュラム”による、充実した研修に切り替えるべきでないか…。地域環境保全力を向上するためのネットワーク活動、パートナーシップ造り、ファシリテーター/コーディネータ

一の実務と実際の事例研究・ケーススタディ・ケースメソッド、イベント企画の実務と実習等々、協働・協調の手法研修や事例研究に主体を置いた定期研修を期待したい。また、「環境保全活動」のための“NPO法人”設立と運用をテーマにした研修は、新法の企図する「環境保全活動のための民間団体等の活動活性化」に資するものとなり、「NPO法人立上げ時支援」などの新施策の効果を高めることにつながる。

「環境カウンセラー」の法的立場の明確化

* 「環境カウンセラー」の現状の調査と調査結果の新法への反映

ここに述べる「環境カウンセラーの活動経緯及び実績等」は、「環境カウンセラー全国連合会；ECU」の組織的ネットワークにおける情報である。全国には、このネットワークの外側に「環境カウンセラー」は多数存在している。これを契機に、全国規模で「環境カウンセラーの活動状況、並びに見解」を調査して、それぞれの実績や意見を集約し新法の制定理念に反映すべきである。

* 「環境カウンセラー」の法的立場の明確化

「環境カウンセラー制度」は、環境省の告示による“人材登録制度”と認識している。このような立場の弊害は、「地域環境保全力」の向上と言うような重要かつ緊急の課題達成のためには、甚だしく非効率的な制度であると言うことである。現実に、上述してきたような紆余曲折や試行錯誤の結果、漸く一部の「環境カウンセラー」が存在と活躍の場を見付けてきた、と言う経緯からもこの障害の存在は明らかである。今般の新法制定を機会に「環境カウンセラー制度」の法的な立場を明らかとして、新法施行の実戦力として、「環境カウンセラー」が機能するよう図るべきである。

2) 「埼玉環境カウンセラー協会」の場合

(1) 「環境カウンセラー制度」発足時の困惑

- * 同制度発足時には、既に県・市町村には[環境アドバイザー][リーダー][推進員]などの名称で、「環境保全のサポーター」が存在し、我々「環境カウンセラー」はそれとバッティングし、“甚だ迷惑な存在”などとされて、大いに困惑したことは否定できない。なかには、全く同名の制度もあって、やむなく自治体側の名称を変更することもあったと聞き及んでいる。
- * カウンセラー名簿が地方自治体に行き渡らず、又は活用されず、「環境カウンセラー」の存在の知名度は“ゼロ”に近いものであった。特に、「事業者部門」のカウンセラーにこの傾向が強かった。「市民部門」のカウンセラーは、グリーンコンシューマー活動、生活環境保全、自然保護や環境学習などの分野で活動を続け、既に、地域環境保全活動を実施してきた人材が「環境カウンセラー」資格を取得したケースが多かった。そのため、「事業者部門」カウンセラーよりも早くからカウンセラーの活動を軌道に乗せていたと言えよう。
- * そこで、事業者部門のカウンセラーは、中小規模企業向けの「環境マネジメントシステム」として環境庁(当時)が制定した「環境活動プログラ

ム；現・エコアクション21のニックネームで知られる」の普及を地元自治体に訴えても、殆ど関心を得られず、やむを得ず「ISO 14001」の普及について、商工部門などに話を持ち込んで、カウンセラー個人としては、自治体の「ISO 14001認証取得」を支援したり、市民による環境学習の講師を務めたりしてカウンセラー個人としての知名度を上げる努力を重ねた。

(2) 「埼玉環境カウンセラー協会」の結成と「組織活動」の実行

- * カウンセラー個人の活動では知名度アップに限界ありと言うことで、平成10年3月県内在住及び勤務のカウンセラー有志により「埼玉環境カウンセラー協会」を立上げた。立上げに当たっては、カウンセラー名簿により県内在住の全カウンセラーに呼び掛けるなど漏れない結集を図ったが、組織率は70%程度で、これは、今日でも余り変わりはない。それは、企業内のカウンセラー、集団活動を好まないカウンセラー、カウンセラーとしての組織化に同調できない場合など多様性に富んだ意向の結果と言える。ある意味では、カウンセラー制度そのものが「自発性・篤志性」の強い性格を持ったまま推移してきた結果であろう。
- * 「埼玉環境カウンセラー協会」発足後、直ちに実行し、4年足らずの間に、今日までに既に15回の実績を重ねているのは、県内各地を持ち回りながら、当該地域在住の環境カウンセラーを責任者とする「環境保全講習会」である。この行事は、当該地域の「環境保全活動の特性」を把握し、それを紹介したり意見交換する“場”を「カウンセラー組織」として、地域に提供することを趣旨とするもので、カウンセラー個人の環境保全専門家活動と相俟って、“両輪”を成すものである。

(3) 組織活動の“四輪駆動”化の方向付け

- * 専門家としての「環境カウンセラー組織」として必要な機能は、上記の“両輪；対外活動と個人活動”と共に、「研究開発活動」と「交流・情報交換・懇親」の機能を加えた“四輪駆動”化が不可欠と考え、毎月1回の「課題別研究会」と「情報交流会」を定例化すると共に、「工場見学会」「一泊研修会」なども企画して、会としての機能を多面的な“四輪駆動車”として発進することで今日に至っている。

(4) 自治体を支援した活動

- * このような活動の効果として、環境カウンセラーの知名度が上がり、各市町などの環境審議会などの委員として指名されるなど、徐々に活躍の場を得られるようになってきた。卑近なところでは、知事の委嘱によって、「環境アドバイザー；3名/27人」「環境学習アシスタント；30名/81人」と実績を示し、県の「ダイオキシン問題対策協議会」には、環境カウンセラー枠を設けるなど、組織としての環境カウンセラーの知名度は、顕著に上がってきたと実感できるようになった。
- * また、個人のカウンセラーは、市民部門では県が行なう地域環境保全活動の中心的な活動を示し、事業者部門では、中小規模企業向けの「埼玉県版EMS」の制定を推奨するなど働きかけを強化した。そして、県の制定する環境保全に関する条例や基本計画などの企画時に、積極的にパ

ブリックコメントを表明し、「組織」と「個人」の活動の連動が顕著な効果を示しだした。

- * 最近の事例では、平成13年度から14年度にかけて、県の「公害防止条例」を改変して、「生活環境保全条例」及び「同施行規則」を制定し、そのなかに、県内事業者に対する「環境負荷低減計画」の提出と公表を義務付けるシステムを執行するに当たり、複数の有識者から助言・意見・提言を求めた際に、3人の環境カウンセラーが指名され、多くの提言を提出し、県による事業者への説明会でサポート説明役を務め、さらに、同「環境負荷低減計画」作成のためのマニュアル作りを進めて、これから先、県内の全事業者に対象拡大が行なわれたときの「事務処理サポーター」としての役割分担を申し出ているところである。

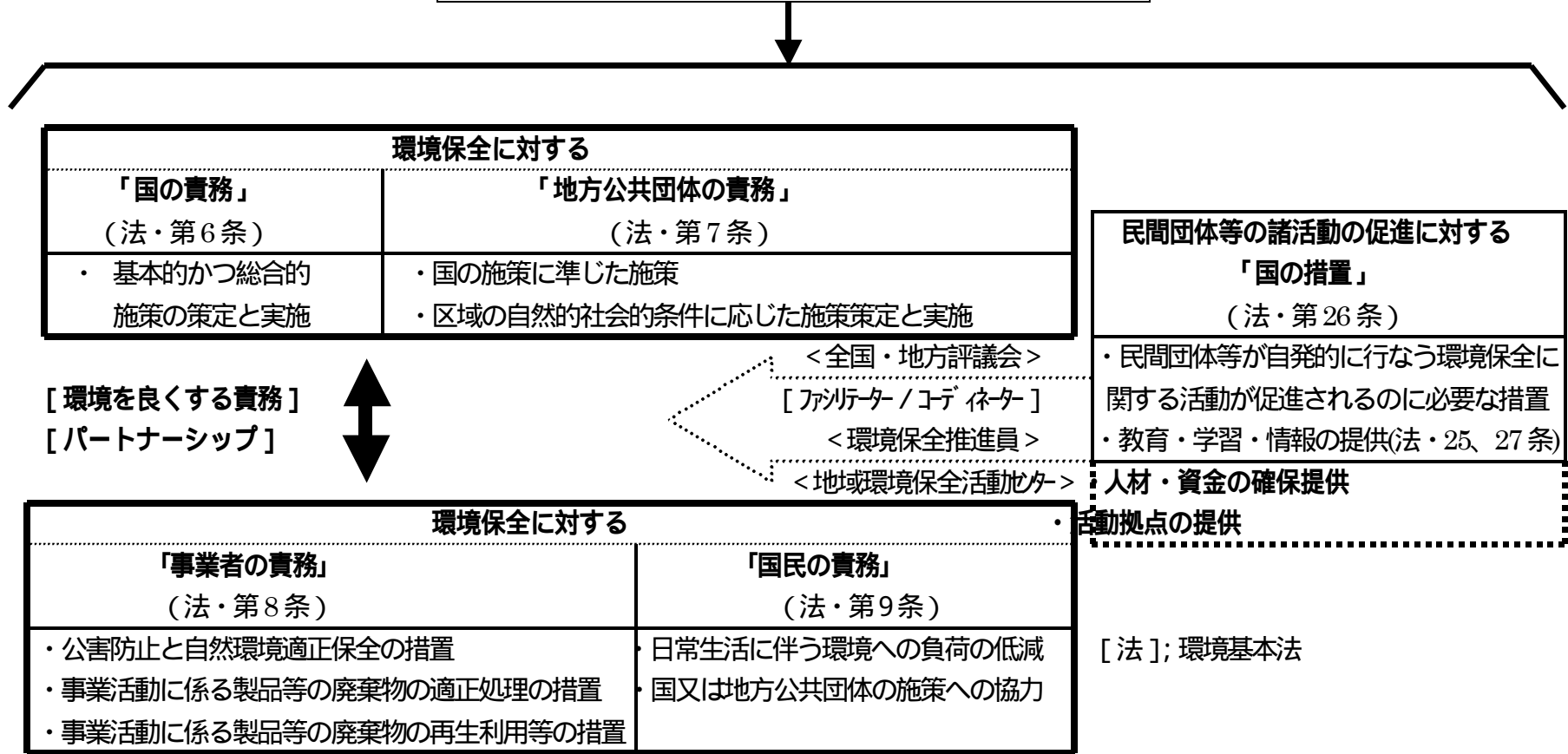
(3) ファシリテーター/コーディネーターの育成

- * 今般の新法では、「環境保全推進員」への機能期待は、地域における民間団体等の活動として、その専門性を発揮すると同時に、地域の「環境保全の主体者間」の“ファシリテーター/コーディネーター”の役割を果たすことを期待している。このこと自体の重要性は、役割の難易度と共に、その機能遂行のための「研修・訓練」の困難性の認識の問題がある。この人材育成が有効に機能しないと、この機能遂行能力を保有している者に役割が集中することになり兼ねない。そうすると、国民各層に期待する「役割遂行」とは逆行する結果となる恐れがある。
- * 「埼玉環境カウンセラー協会」では、結成直後から継続してきた「環境保全講習会」で、県内各地域持ち回りにより、当該地域の環境保全活動の特性や課題を掘り起こし、関係者の意見表明や実績報告などの機会を地元環境保全組織又は個人等に提供する活動を繰り返してきた。このような講習会は、地域在住の個人カウンセラーの責任分担で推進するが、この行事を担当すると、「地元環境保全団体や個人又は組織」との連携や協調、地元自治体等への後援依頼や報告、会場費・活動費・講師謝金などの経理捻出のための「助成依頼活動と会計処理」など、企画から事後処理までの全ての工程を担当することで、自然と「ファシリテーター」又は「コーディネーター」のインターンシップを果たすことになる。恐らく、全国各地の環境カウンセラー組織の団体活動には、同様の事例や実績が存在している筈であり、その集大成は、環境カウンセラーのための研修材料して有益なものとなろう。

以上の通り、「パブリックコメント」を提出いたします。当方の意のあるところを汲んでいただき、ご審議の場にご載せていただくようお願いいたします。

「以上」

環境カウンセラー全国連合会（ECU）における
「環境保全活動法（仮称）制定」に対する基本的理解の概念図



[基本的コメント]; 上図のような方制定の理念であれば、ECUとしては、大筋において「環境保全活動法」制定動向に賛同する。

提出意見

氏名：(匿名希望)

意見：

各地域の民間団体の活動は地域密着型である反面、小集団でバラバラに乱立しているため、その活動についての情報を共有化し、ネットワーク化を図ることにより地域環境力を高める考え方は基本理念として賛成できるが、実際の運用面では多岐問題が想定される。

組織

各地域の民間団体の活動について、地域評議会に民間団体、事業者、地方公共団体、などが参加して活動方針を策定し、現在のバラバラな活動を束ねてより強力な組織活動を展開できるようにしようとする基本理念については賛成である。しかし、運用面では地方行政や国の方針を押し付けるような組織になり、対等なパートナーシップとはならず、民間団体の活動を阻害することのないように十分に配慮する必要がある。

拠点

現在の環境省の地球環境パートナーシッププラザ(東京・青山)が平成8年より活動しているが、その活用については不十分であると聞く。また、全国9箇所にある地方環境調査官事務所についても、各地域に設置されているが活動拠点の活用も十分とは言えない。今後運用面で、情報の提供、場所の提供、コーディネート機能などの充実を図り、活性化を図らないと、活用されない拠点作りに終わってしまう。

人材の育成

環境カウンセラー制度は環境保全活動に係わる専門的知識や活動経験を満たす人材育成制度として96年から既に7年になるが、その人材は必ずしも活用されてはいない。地球温暖化地域協議会についても行政と地球温暖化防止活動推進員との連携も殆ど上手くいっていない。その例からみても、新たに環境保全活動推進員制度を設けるのではなく、環境保全活動法においても環境カウンセラー制度などを活用すべきである。

現在でも、国や市町村の環境関連の人材は多様化しているが、その活用が不十分で且つ位置付けが不明確なままに、更に新しい人材制度を設けるのは反対である。

情報の提供、共有

各地域の民間団体の活動内容を各地域の拠点に情報提供し、それを共有化してパートナーシップに活用する構想には賛成であるが、その活用の効果は運用次第である。行政関連の情報に加えて民間団体情報を充実させてネットワークを強化する必要がある。

総括

各地域の強い要望に応えて制度を整備することを基本とし、環境省の環境行政をやり易い組織を整備し、助成金の配分や情報の伝達に活用するための制度にならないように進めるべきである。

以上意見を匿名で提出いたします。

提出意見

氏名：大屋 渡

意見：

1. 全体について（主体的活動を公的に支援する際に解決すべき問題について）

この方策は、様々な主体によって、様々な場所において、自発的に生じている環境保全への活動を、個別バラバラで勝手にやっているような近い状態から、社会として認知して公共性のあるものとして位置付けて、その力を引き出す（道筋をつけていく）という、画期的な目標を持っていると思われるが、その割には現実障害となっている最大の問題について、論述していないと思われる。

それは、環境保全を目標とする活動は、全て社会的に善と位置付けて良いかという問題である。人や団体は、それぞれが主義主張を持つ。それを支援していくことは、例えば開発に対する反対など利害に関係する場合や、ある特定のイデオロギーを利する場合も珍しくない。そして、そういった一般的な認識が、行政が特定の活動に関わったり、世の中に認知させることを大きく阻害している。

従って、公的な制度などで（あるいは公金を使って）自発的な活動を積極的に支援していくとすれば、このような問題の扱いについて、ガイドライン的なものの整備を検討すべきである。それには、例えば、行政の責任において助成や広報（情報提供）などの手段を用いて自主的活動を支援する場合の審査のルールであるとか、支援する際のルール（行政が情報を提供する場合、情報の内容については行政は関知せず、選択者の責任において判断する旨を明記するなど、社会的常識に照らして妥当で、柔軟かつ具体的なルール）の明確化などが考えられる。私個人の経験でも、この問題の扱いが担当者個人の見識に任されているため、公民館などの公共施設を環境学習などに利用するだけでも、イデオロギーに対する警戒論から、許可を得るまで随分苦労した経験がある。

2. 環境教育・環境学習の重要性の強調と現有の人材資源の積極的活用

環境保全活動の活性化のために、現段階として最も重要であるのは、社会全体で、環境保全活動がごく普通かつ自然なものとして意識されることである。そのことに関して、環境教育・環境学習は、知識を養うこともさることながら、生き方として環境保全を大切なこととして努力している人々の存在を広く社会に紹介し、そのこと自体によって社会にプラスの影響を与えるという重要な役割があることも明記すべきである。

環境教育・環境学習には人材が求められるが、その点、社会にはNPO等民間団体のみならず、それぞれの日常の立場、例えば農林業や清掃事業等において、環境問題を意識し、こつこつと努力を続け、世の中に伝えたいことを持つ

ている人も多い。これを積極的に地域社会に紹介する機会を、例えば地域行政主導で積極的に設ければ、環境教育・環境学習のための人材活用も、その他環境保全活動の活性化に必要な人材確保も効果的に進むと考える。これは比較的手をつけやすいにもかかわらず、身近であるだけに、地域社会において大きな効果が期待できるものである。ごく普通であるが、地道に活動している人々の大きな力を活用するために、このあたりについては、もう少し踏み込んだ記述が欲しいところである。

以上

提出意見

氏名：藤井 健史

意見：

1. はじめに

私は平成9年に環境カウンセラーに登録(第1997113079号)平成10年より武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会のメンバーとして、主として環境の維持向上にかかわる啓蒙と教育にかかわる活動を、地方行政ほかの団体とも協力し、実施してきました。

本年度より特定非営利活動法人化に伴い副理事長を務めています。

また、平成11年度より国分寺市環境問題研究会の一員として市民レベルで地域の環境問題について考え、地方行政に提言を行うと同時に行政の施策の一部の実行に積極的に協力するという活動を行ってきました。この間、平成12及び13年度は代表世話人を務めております。

一方、中小企業数社に対して、ISO14001の認証取得の支援のため、環境にかかわる知識の啓蒙と環境管理システムの構築の指導を行ってきました。

このような経験から、今回の「環境保全活動活性化方策について(中間答申)」(案)に対して意見を述べさせていただきます。

中間答申(案)にあるとおり、ヨハネスブルグサミット、地球温暖化の影響、循環型社会形成の必要性などから、環境の対して自ら良いことをしようという機運が徐々に醸成されつつある現在、環境保全活動法(仮称)を制定し、「参画」と「パートナーシップ」による地方環境力を創造するという戦略はまことに時期を得たものだと考えます。

しかしながら、現状と比べてみますと、特に現状に問題があり、環境保全活動活性化方策の実施に当っては特に配慮し、強力に推進していただきたい点があります。

以下にその要点を申し上げます。

2. 地方公共団体の認識・活動と国(環境省)との関係

産業界は別として、地域総体として地域の環境力を高めるには住民一人一人の行動が非常に重要であり、住民特に民間団体の具体的な活動によるところが大であります。

しかし、これらの活動に及ぼす地方公共団体の影響力は莫大なものではありません。民間団体の活動の効果は地方行政体の態度によって死命を制されるといっても過言ではありません。一般住民は行政の姿勢を見えています。

ところが、私の接触した地方自治体の内の多くは環境に対する姿勢はきわめて低い。

住民苦情が発生しない程度にやっておけばよい。(地方自治体の特性)

住民をリードして地域環境力を高めようという発想はまるで無い。

住民とパートナーシップを組み役割分担をしてゆこうという考えは毛頭ない。
(お上意識：住民の意見は実質的には取り合わず、行政に都合にいい点だけ手足のように使おうとする)

環境は環境関係者だけのことと考えている。

(地方自治体の行政全体についての環境配慮に極めて欠けている。教育委員会ですら環境教育を別物としてみている様子がある)

ISO14001 の認証を取得しようとする地方自治体が増加してきており、行政の施策全体に環境配慮がなされて良いと思いますが、しかし、自治体の人多くは自らが直接行う紙、ゴミ、電気の節減だけが自治体の環境配慮だと捉えている人が多い。

このような地方行政体の実情では、地域環境力の強化はきわめて難しい。地域環境力は住民・民間団体と地方行政体とがパートナーシップを組み、役割分担を心得て活動することが必須であります。担当課長が替わっただけで民間団体の活動に対する態度が豹変するようでは、住民は民間団体の活動を信用しないし、民間団体の活動は困難を極める(これは実体験です)。

このような状況において、国(環境省)はその意向をどのようにして地方公共団体に伝えられるのでしょうか？ どのようにして地方公共団体の環境力を向上させようとしておられるのでしょうか。

地方公共団体の動向は住民・民間団体に大きく影響し、地域環境力の強化のキーポイントであると考えます。「中間答申」(案)におきましてはこの点を強調し、地方公共団体を活性化する具体策を盛り込んでいただきたいと思ひます。

3. 環境カウンセラーと環境活動推進員(仮称)

現在、環境カウンセラーとして登録されている人は3000人あまり、その中で何らかの環境の維持向上のために活動している人は相当数あると思ひますが、まったく何もしていない人も無視できない数であると思ひます。

これは環境カウンセラーが登録のみで活動は自主性に任されているために何をしたらいいのか分からないこと、一人ではなかなか具体的な活動に入りやすいこと(このため私たちは協議会を結成しました)、カウンセラーの役割を自覚しない人、とりあえず資格だけは取っておこうという人など理由はさまざまです。

しかし、環境カウンセラーの人たちは少なくとも一般の人たちに比べ環境問題に関心があり、環境問題に関する知識も豊かです。この人たちを地域環境力の強化のために活用すればよいと思ひます。具体的に何をすればいいのか分からないとか具体的な活動の場がないとかの理由で不活発なのですから、それらに対する活用の方策は、行政として、設定できると思ひます。

「中間答申」(案)には{「環境活動推進員」(仮称)を相当数委嘱し、活用する仕組みを検討する}とありますが、どういう業務を委嘱するのでしょうか？ 具体的に委嘱する業務の明示が無く、また、関係先での認知が無ければ現在の環

境カウンセラーの二の舞となってしまうことが懸念されます。

同じようなことで「技術士」制度があります。きわめて難しい試験に合格しても、建設部門以外は具体的な仕事の明示が無く、世間での認知も低く、建設部門以外は「死に体」の制度となっています。

このようにならないように委嘱する業務内容と範囲、さらに関係先への周知と活用方法を徹底することを盛り込んでいただきたい。

4．自発的な環境保全活動を支援するための拠点

自発的な保全活動であってもその活動の透明性、アカウントビリティ、参加への自由度、持続性が無ければ活動の裾野が広がらず効果を上げることができません。また情報の交換、連絡、提携も必要であります。

しかしながら、民間の自発的な活動を一定の規格・方式に当てはめようとするとかえって活性を阻害することになります。自発的な活動を損得抜きで行おうとする人たちはどちらかというと思入れが強く、自己主張の強い方が多いようです。無理に提携、合同を進めることはかえって阻害要因になります。上記の条件を満たし活動する諸団体の情報交換、相互理解の場があればよいと思います。

さらに民間の自発的な活動の初期はさまざまな困難を伴います。初期段階では会合や打合せの場所、コピー10円/枚の費用、連絡の郵送費、電話代はかなりの負担であります。

こういった面で、既設或いは共用の設備の利用、連絡広報のネットワークほかの既設の連絡手段の利用の便宜が図られれば、経費的な支援は無くとも、非常な支援の効果となります。

最近そういったNPOの活動のための拠点を作ろうという動きが地方自治体にもあり、喜ばしいことだった思っておりますが。国(環境省)としてもぜひ支援をお願いします。

5．環境教育について

環境問題は原因と結果の関係が明確に分かり難いことや影響が極めてゆっくりと現れてくることが多いため、その結果が非常に重大な影響をもたらすことであっても、なかなか身近な問題として一般の人たちの関心を強くひきつけることが困難な面があります。このため、環境教育とそのあり方が重要だと思います。特に学校教育は重要と思います。

現に小学校の総合学習で環境教育が取り入れられていますが、教育委員会、学校では環境教育を、別物として、特別視しているように見受けられます。これでは「修身」、「道徳」といった区分となり、実生活の中での生きた環境力の向上には効果が低いと思います。

教育委員会、学校当局への働きかけを強め、環境教育が独立したものではなく教育全般の中で環境に配慮した教育が行われるような配慮をお願いします。

以上

提出意見

氏名： 楠木 孝昭

意見：

4(3)について

新たに「全国評議会」を設置することには慎重になるべきである。縦割りの強い日本社会の中で、評議会で決めた方針が政策に反映される担保がある程度なければならぬ。その意味で、政党の参加も考えるべきである。政策への担保がないのであれば、事業者、民間団体、自治体がメンバーで中央官庁は事務局機能を務めるべきである。政策への担保というのは具体的にはその評議会で法などの制度的提案ができた場合、国会で必ず審議することを法律で定めるといような措置を指す。

4(5)について

いくつかの自治体での「環境カウンセラー」等の制度がどれだけ機能しているか調査する必要がある。「能力のある方が多数退職されるので、環境保全の戦力になるだろう」という考えは正しい。正しいのになぜ「環境カウンセラー」などに成果があがっていると言えないのはなぜであろうか？ 検討が必要である。

4(8)について

現在、環境教育についてはプログラムも充実しているが、学校の「壁」にさえぎられ、普及できないとの報告を多数聞いている。教育行政との連携でなく、教育行政の改革をうたうべきである。教育委員会に対するある種の義務の付加などの施策も必要であろう。

4(9)について

すでに130ものグランドワークがあるのにあらたに「環境創造リーグ」という名称を付与するのは混乱のものである。グランドワークはそのまま取り入れればよい、むしろ、日本の伝統的な仕組みである「結」「講」というネットワークを世界で認知されるように発信し、洗練させていくべきと考える。

以上

提出意見

氏名：東 靖友

意見：

1．KES(京都環境マネジメントシステムスタンダード)の普及と認定

大企業ではISO14001 認証取得が進んでいるが、中小企業では費用・人材不足により取得が遅れている。

KES はステップ 1、2 があり容易に取組めること、および第三者審査が安価で可能な体制が確立され、エコプロジェクト 21 より進んでいる。又、環境マネジメント審査員補以上の活用も考慮されており、エコプロジェクト 21 と同レベルで環境省も認定し、その普及を図るべきである。

そのことによって中小企業や自治体にも拡大し、環境保全活動の活性化は進むと思う。

2．環境カウンセラーに対する資金支援による活性化

環境カウンセラーは環境保全活動の支援が使命として任命されていると考えられるが、活動に対する資金援助は全くない。地区毎に協会が設立され活性化を図ろうとしているが、認知されるまでには資金不足のためどうしても受動的になっている。

環境カウンセラーの意識は高く、せめて協会に対する資金支援の制度を確立し、その活動を活性化させることが環境保全活動の底辺までの活性化が図れると考えます。

提出意見

氏名：松浦 茂雄

意見：

1. はじめに
同様の主題による地方ヒアリング(福岡)において、意見発表(要旨)文を提出しました。今回の意見具申に当りまして、その基本的な考え方に変化はありませんが、中間答申(案)を読んで感しましたことを以下に述べさせていただきます。
2. 現下の環境問題(地球環境問題、地域環境問題など)が、言うなれば「国家総動員体制で取り組むべき課題」として位置付けできるか、あるいは近々そうなる懸念があるとすれば、国家戦略として環境保全活動法(仮称)を制定し、国・地方自治体として早急にかなりの予算処置を講じて、地域住民、NPOなど個々の主体が自発的に展開している環境保全活動の萌芽が一時のデモンストレーションや思い付きなどに留まり、中断あるいは立ち消えにならないように更なる展開に向けて強力なバックアップ体制を確立すべきであると考えます。
3. 国家あるいは地域にとって、環境保全活動が如何なる目標に向かって取り組まれるのが最も効率的(投下予算、人員配置)で成果が具現化できるかについて、指針あるいはビジョンの提示および対策などを繰り返しマスコミや広報などを通じて情報活動を展開すべきであります。
4. 先般の意見発表でも述べましたが、「環境保全活動活性化の出発点は、地域住民の環境意識の高揚と住民パワーの結集にあり」との観点から、現下の環境破壊の現実とその因果関係、特に人間活動の悉くが今日の環境汚染の原因であること、保全すべき自然環境の現実など、環境情報の配布、教宣活動による意識改革が緊急課題であると考えます。
5. 環境基本法第3条において、環境保全活動の原点は環境倫理を如何に高揚すべきかを謳い上げております。すなわち
 - ・生態系の保全の中で、人間がどのように行動すれば生きていけるか。
 - ・どのようにライフスタイルを変えていけば持続的に発展していけるか。
 - ・有限の地球資源をどのように配分して将来世代まで引き継いでいくか。
 文字通り基本原則として再確認し、教宣活動の第1項に挙げるべきであります。

以上の総論的意見を踏まえて、中間答申(案)の細目について検討いたしました。

- 1 はじめに

2 環境保全活動をめぐる状況・背景・・・基本理念として貴案通り。

3 環境保全活動を進めるための課題・・・基本理念として貴案通り。

4 具体的施策の考え方

(1) 施策の基本的な考え方

各主体の意識改革の結果として自発的な環境保全活動が各地域における問題点を的確に捕捉、それぞれの役割を認識し、それぞれの使命感や問題意識に応じて取り組むことが基本であります。

(2) 各主体の責務

今現在、自分たちの行っている環境保全活動が、先に定めた目標に至る全体像の中で、どのような段階、位置を占めているかを常に自問自答し、無理・無駄・むらのない活動として展開していくことが重要であります。

環境保全活動は各主体の独立性を尊重するとともに主体間の協調性を育てることで次の協働（パートナーシップ）へ発展するものであると思います。

(3) 評議会のあり方

環境保全活動は実務面の活動が基本であることは当然であります、その方向性、活動目標の設定、予算措置、事業評価など、実態を把握した評議会の設立と実りある活動を期待します。地方においてもそれなりの評議の場が設けられることが望ましいと考えます。

(4) 拠点整備

地方環境対策調査官事務所の設立は地域環境保全活動におけるかなめとして歓迎すべき事象でありました。現在、九州地域には役300に及ぶグループがあり、それぞれが主体性を持って活動していると思われませんが、今後情報交換、活動交流、協働へと発展するために地域環境保全活動センターの存在が不可欠であり、先の事務所の果たす役割に期待します。

(5) 人材の育成

地域環境保全活動における各種リーダーの必要性は当然であります。我々環境カウンセラーはそのような期待に対処すべく努力を重ねてきたつもりであり、今後とも事故研鑽を重ねながら時流に沿った活動を展開していくことに吝かではありません。これまでの実態は環境カウンセラー制度のあり方、一般への認知度、活動の場、活用のされ方に問題があったと愚考いたします。これまでの活動分野の具体例として

環境活動評価プログラム（エコアクション21）作成指導・助言
得意分野に関する中小企業への指導・助言
行政における環境分野の各種委員会への参画
環境問題全般に関するセミナー講師
環境教育(小中高校)などへの課外講師など、対処をしてきました。

それぞれの場に必要なる人材の育成とともに、相互の関係・秩序の保持、研修の義務付けなど人材管理者の職責は重大であります。

「船頭多くして船 山に登る」の愚は避けたいものです。

相互のコミュニケーションの確保が必要であります。

ここにおいて、環境カウンセラー制度の見直し。PR、研修の義務付けとともに、環境カウンセラーから各方面への人材登用に道を開かれることを期待いたします。

(6) 資金の確保など

行政サイドの適切な対応に期待いたします。

(7) 情報の提供、共有

活動拠点の整備に併せて、情報発信、収集、活動成果の広報などにより、各活動主体の運動促進に寄与することが期待されます。

(8) 環境教育・環境学習の推進

環境教育とは「自然環境や環境問題に興味を持ち、人間活動と環境のかかわりについての総合的な理解と認識の上にならって、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身につけ、より良い環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動が取れる態度を育成する」と謳われています。現実には環境問題の深刻さ、身近さに対する理解と対処が不十分であると云わざるを得ない状況にあります。20世紀高度成長型の教育から、21世紀安定成長・循環型社会の構築に向けて必要な環境教育のあり方や、体験学習などを通じた環境学習のあり方を模索することが求められます。

国によって認定・登録された環境カウンセラーが全国に散在(2,966名)しており、定められた環境教育カリキュラム、例えば初等コース(小学校用)、中等コース(中学・高校用)、実務コース(一般事業者向け)などについて、研修修了させた実務的集団を特定し、各地方自治体に推薦することによって、各地域に適合した環境教育の推進に貢献することは、今後の環境教育に実りある成果を期待できると思考するものであります。

(9) 環境創造リーグ

現実問題として各地域において環境保全の萌芽が芽生え始めたこの時期に、その成果も見届けないまま一体化するのは時期尚早の感が否めません。徒に萌芽の芽を摘む危険性よりは、各主体の成長を見守り自己評価と協働の機運を醸成することが先決課題と考えます。

(10) 土地などの確保

(11) 国際的な環境保全活動の活性化

地球環境問題と絡めてアジア近隣諸国との環境保全活動協定を結び、技術移転などを通じて国際的環境保全活動を推進することは、緊急課題であります。

5 環境保全活動のさらなる発展に向けて

以上、中間答申(案)の提示を受け、その内容を検討した結果として、

環境保全活動の活性化方策における現状の問題点を的確に捉えており、環境保全活動を進めていく上での適切な情報分析を踏まえて論述されていることに賛意と敬意を表する次第であります。

地域環境保全活動の活性化に関して、まず克服すべきは現下の経済不況からの一日も早い脱出であり、また中小企業に対する手厚い援助策の確立であります。

環境負荷提言の5つのポイントは、

経営トップ層の強い信念と行動力

全員参加型の活動

発生源対策を基本とする

系統立ってできるものから実施・改善する

プラスの環境側面を意識する にあることを常々提言してきました。

また、環境教育に関して「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を自覚・理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成する」ことを強調してきました。

国民一人一人の自発的・具体的行動に結びつけることによって強力な環境保全活動が展開され、循環型社会の構築と持続可能な経済社会の実現に向けて、環境カウンセラーとして今後とも鋭意努力していくこと茲に表明し、環境カウンセラーの立場からの中間答申(案)に対する意見具申といたします。

以上

提出意見

氏名：NPO法人グループ・ジューンフィフス（GJ5）

意見：

1)はじめに明記してほしい一文

日本人は「空気と水はただ」という認識を変えるために
環境保全活動法の大前提に、はっきり明記してほしい一文がある。

「時代が変化し、今からは環境保全にはお金がかかる！
これを国民皆が負担していかなければ、日本、しいては地球全体が破滅する！」

2)パイロット拠点の設置

環境保全活動法の制定とともに、国民の目に見える形で推進するための具体例も必要

廃校利用の全国モデルとなる、パイロット拠点の設置（参考 Vol.3 の中頁）
生涯学習、総合学習を統べて含む、お年寄りから子供までの地域の総合環境拠点の設置

この内容の中から、各自治体で必要、不必要を選択すればよい

パイロットモデルの具体的な場所は、渋谷区の都立代々木高校の跡地（H14～廃校）

この案はすでに東京都環境保全推進委員会で提案済み。また渋谷区の環境保全課長にも説明済み。双方、案としては理想でも、立場上や制度上の障害でスムーズにはいかないと。都は区の自治権を尊重、区は教育委員会の承諾がないと等。

これを国がバックアップ可能ならば、全国に展開するに先駆けて、併せて研修センターも設置し、全国から人材を集めてここで教育し、徐々に全国に展開する。

また今年度を最後とする、東京都環境学習センターの閉館に伴って姿を消す多くの環境図書もここに設置できれば、都が育てた都内各区市町村に散らばる環境学習リーダーのネットワークも維持できる。

3)多様な国民のニーズに答える「時間と場の創造」

日本人の15%はもともと環境意識の高い人で、65%は頭では分かっているがまだ行動していない人で、この65%にどれだけ働きかけられるか？が、この環境保全活動の活性化を、実のあるものにするかどうかの「カギ」となる。

現在環境に興味があって、ボランティアをしてみたい人はかなり多く、この65%に相当する。彼等の背景は様々で、仕事に従事している人、主婦、退職者、フリーターの若者等である。彼等の環境保全に対する気持ちはすべて同じであるが、それに割ける時間は様々である。ここをよくよく考える必要がある。

興味があるけど里山までは遠くて無理、もっと近くて1時間くらいならお手伝いしたい、でもお年寄りばかりじゃ面白くない。

この言葉の中に「距離」「時間」「世代」の3つの要素が入っている。環境フィールドでこれらの場が提供できないと、ボランティア精神のある人は手っ取り早く老人福祉に向かう。総合学習も同様である。福祉も大切だが、これではせっかく環境保全活動の扉を叩いている人達を取込むことはできない。その為にも、多様な「時間と場」の創造のために、上記の廃校利用を提案する。

提出意見

氏名：中尾 ひろえ

意見：

「2 環境保全活動をめぐる状況・背景」については、おおむねその通りだが、まだ一般的用語とは言えないステークホルダーのようなカタカナ用語は使わないか、どうしても使う必要がある場合は（利害関係者）と注書きを添えてほしい。

「3 環境保全活動を進めるための課題」について

（1）基本原則、ルールの明確化：例えば、としていろいろ書かれているが、パートナーシップがふさわしい分野の明確化とは何か、今一つ分かりにくい。末端自治体においても赤字構造のなかで、環境分野への予算措置がとりにくい状況の中で、パートナーシップが行われる分野はケース・バイ・ケースで行われている。ここでいうルール化は国レベルなのか自治体単位なのか、もう少し突っ込んだ議論が必要であろう。

（2）透明性の確保、説明責任の担保：前段の行政に対して透明性のある運営の必要性はもっともっと広げる必要がある。しかし、後段の民間団体のところは、大小様々な、目的も利害も異なる団体を一括して民間団体としているために活動の透明性とは何をさすのか、全体として意味不明なものとなっている。

（3）人材の確保：人材は育てるものであり、活動の中で育つものである。環境リーダーや指導員などの登録で「肩書き」を与えることもある意味では有効であるが、その「肩書き」が活かされる場を用意する必要もあるだろう。

（4）ネットワークの必要性：市民活動を日常的に行っている者として、情報をつなぎ、人と人を有機的に結び付けるネットワークの必要性を痛感している。現在は、おおむね人に頼っているわけだが、有機的にネットワークをつくり動き始めると新しい人の発掘にもつながる。

（5）資金の確保：後段の「環境保全のための土地」特に都市部の緑地について、相続が発生すると、相続税支払いのために売られ、宅地化（マンション等）される現状がある。自治体が条例や都市計画マスタープランで定めた保存すべき緑地については緑地の物納制度を国としても明確に位置づけてほしい。要するに都市にもある程度の規模の緑地が必要であることを、地球温暖化対策やヒートアイランド現象解消のために国も明確に定める時期ではないか。

「4 具体的施策の考え方」

（1）施策の基本的考え方：地域から環境問題を解決し・・・という「地域環境力」という言葉がよい。それを高めることは、今後ますます重要になって来る。

(2) 各主体の責務：国は、・・・全国的な見地からの支援をその役割にすべき、とあるが、例えば容器包装リサイクル法改正のように、他省にも協力を得なければならないと解決できない場合もあるので、縦割りの弊害を除くという点を含んだ役割を明確にしてほしい。

(3) 特になし

(4) 拠点：地球環境パートナーシッププラザは広域的活動拠点として必要であるが、市町村レベルでの活動拠点が「地域環境力」を高めるため、より重要である。ハコモノをつくることだけではなく、運営にも人材がからんでくる。

(5) 人材の育成：従来からある「公的な制度である環境カウンセラー」が環境保全活動に寄与している場合ばかりではない。資格を眠らせている人もいるようだ。既存の制度とは別に一定レベルを有する人材（環境保全活動推進員）のようなものを委嘱する提案が書かれている。これについても名誉職ではなく活動できる人に委嘱できるしくみが必要であろう。

(6) 資金の確保：当会のように市の環境基本計画策定に携わったものが、その推進のために運営している場合は、市の事業に関わる場合は受託を受けることが可能だが、市民が自発的にまちづくりに関わる情報の発信をしている小さな市民団体の場合、直接的に市の援助はえられず、活動資金は潤沢ではない。作業の実務労働やパソコンなどもまかなえる助成金をもっと増やしてほしい。また、の寄付金に対する優遇措置の拡充は実現させたい。

(7) なし

(8) なし

(9) 環境創造リーグ：環境保全活動のための協定として英国のグラウンドワークの例があげられているが、日本においても川の流域においては市民、行政の広域的な連携が行われている事例がある。緑においてももう少し小規模であるが、広域的連携を模索し始めている事例もある。しかし、人間の生活環境を含めた全体的環境保全を目的とした協定といった場合、こうした仕組みをつくっても中身をつめないと結局「組織」だけのものになる危険性をはらんでいる。その必要性は理解できるが。

(10) 土地等の確保に関する協定：小さな市単位でも行なえるようなナショナルトラスト制度を法的に整備してほしい。先に相続税の事例をあげたが、都市部では小さな緑地を相続するためにも億単位の相続税を支払わなければならない。土地管理者または譲渡された者が緑地を保全する意思を明確にした場合は農地の生産緑地制度のような仕組みをつくれぬものだろうか。

「5 環境保全活動のさらなる発展に向けて」

具体的支援策は多岐に渡り課題は山積していると思うが、少しずつ実行して行くことが必要ではないかと考える。

最後に全体的感想だが、地球的規模での問題解決のためにも、地域からの発言が重視されなければならないし、そのためこのようなパブリック・コメントが求められたと思うが、これが環境保全活動法（仮称）として制定されるためには、真に実効性のある法律となることを期待したい。答申案に土地等に関す

る税の優遇制度が入っているが、従来は、法律となる前にいわゆる「族議員」といわれる人たちや開発業者の圧力で骨抜きになる事例が多かった。規制緩和の時代だが、将来の環境のために、開発に関しては規制もやむを得ない時代と考える。 以上

提出意見

氏名：照沼 俊夫

意見：

中間答申の（案）の最大の問題は、

1. 「環境保全活動法（仮称）」の目的と評価指標が不明確なこと。
2. 過去に制定した制度や組織や資格と、この法律が定めようとしている制度や組織や資格の整合性や役割分担が不明確であること。
3. パートナーシップに期待過剰であること。

にあると思考する。以下に全体の評価を記します。

中間答申（案）に対する評価	評価
1. 「環境保全活動法」の目的 理由： 明記されていない。 明記していないために法の体系が不明確になっているので明記が必要。	×
2. 環境保全活動の対象 理由： 活動の対象が不明確である。 地球温暖化防止、循環型社会、里地里山・河川・湖沼海岸の保全、環境教育のみに活動対象を限定しているようであるが、それは良くない。 公園・緑地の保護、廃棄物の処理、公害防止も対象とする必要がある。	×
3. 活動の効果 環境の保全 環境と共生するまちづくり	×
理由： 環境は人によって決まる。 環境を悪くしているのは人の行動である。 その結果としての環境とは共生できない。それを強いる町には住めない。 従って、“環境を良くするまちづくり”“良い環境を創るまちづくり”“良い環境を支えるまちづくり”程度が妥当では。	

- 雇用の拡大
- 4 . 成果の評価と評価基準 ×
理由：中間的目標は誰が決めるのかが明記されていない。
活動の基本原則や活動ルールは誰が決めるのかが明記されていない。
活動成果は誰が評価し、その評価基準は誰が設定するのかが明記されていない。
目標や基本原則やルールや活動を誰が調整するのかが明記されていない。
- 5 . 活動の理念
- 6 . 施策の方向
- 7 . 保全活動の基盤 ×
理由：環境は人なり。
保全活動の基盤は、生活し、ビジネスや商売や農林水産を業としている個々人であるという視点が欠如している。個人の人間力を高めないと、例えプロモーターやコーディネーター等の有資格者を沢山確保したとしても成果はおぼつかない。過剰に期待されているNPOやNGOだけでは成果は出せない。
個人を緩やかに組織化する仕組みがいる。個人の人間力を高める仕組みがいる。
また、国が定めた「環境カウンセラー」と新たに定めようとする「環境保全活動推進員」との関係や役割分担や整合性が不明確である。
- 8 . 活動を推進するための仕組み ×
理由：組織構造が不明確であり、母体がハッキリしない。
基本方針を定め、中間目標を設定し、成果を評価し活動を調整するには、地域の活動を横断できる母体が必要であろう。
「環境保全活動推進員」が、民生委員のように歩き回るだけでは成果は、おぼつかない。
母体が評議会だとするなら評議会の枠組み（目的、役割、機能、権限、組織）や評議委員の選出の方法が不明確である。
国レベルの評議会は「設け」で、地方レベルの評議会は「設けられることが望まれる」になっているが、この差は何か？
- 9 . 「環境創造リーグ」 ×
理由：非常に重要。しかし多大の困難と苦勞を伴い、非常な覚悟を必要とする。
行政側の多大の覚悟も必要で、“公的な位置付けを与える”程度ではなく、“公的な位置付けの保証”が必要である。
- 10 . 環境保全活動に活用される土地等の確保に関する協定 ×

理由：土地をゆだねる相手として、なぜNPOだけが明記されているのか？
地域で活動している法人化してない民間団体も協定の対象にする必要がある。

以上

提出意見

氏名：小菅 順二

意見：

1. 活動主体の捉え方について

環境行政の現段階は、市民・住民が”自律的に”環境家計簿を付けて自身の生活を見直すというようなことが求められる時期なのだと思う。諮問の主旨にもあるように「環境課題は現在の社会経済構造や一人一人の生活のあり方に根ざしている。」のである。即ち、各主体を考えると、NPO、市民団体、事業者等々の先にある普通の市民がつくる地域社会の現実を見据えることが大切である。

もちろん、中間答申（案）で頻繁に取り上げられるNPO以下の各主体の高い問題意識を基礎とした多くの自主的な環境保全活動は、貴重であり、民主主義が行われている現場でもある。これをより活性化するためには、活動基盤の地域社会との協働をどう考えるかがもう一つのポイントである。我々の間では、市民の10、20%が関わったような環境基本条例策定や、ごみ改革の成功の事例がある。伝統的な地域社会は牢固な面も残している。

地域社会との協働を考える場合、動機付けと課題のわかりやすさが求められる。都市気象・地球環境やごみ問題などの身近な課題と、生物多様性や生態系の改変などの解決は、取り組む主体が違って良い。

2. パートナーシップのあり方や責務の明示

中間答申でも意識しているように、これらは各主体が多様な環境保全活動の経験の積み上げから形づけられる面も大きい。複雑な課題を多くの関係団体が参画して、方針の策定や、施策活動の提案、実施、評価の複雑な作業過程それぞれに、役割や責務をどの程度明示出来るだろうか。ここでは、基本原則を徹底的に論議することが重要で、具体的な部分は「活動などの経験をもとに評議会等で明示を図る」考え方の提示が現実的と思う。

3. 人材と活動団体の育成・強化

この点については3点について述べたい。

・中間組織の重要性について

各団体の交流や環境保全活動をコーディネートし、施策提言も行うような組織の必要性を感じ、環境基本計画推進という観点からささやかな活動を進めてきた。そこで、感じた点は、住民や市民団体は行政の仕組みに大変疎く、持っている情報にも偏りがある点である。企業だけでなく、公務員や団体職員な

どのそこへの参画機会の拡大が重要である。また、活動拠点の確保にも行政による条件整備が求められる。

- ・人材と団体の環境保全活動認証

人材の公的資格や認証制度の検討に関しては中間答申(案)でも触れられている。同様な観点には団体の環境保全活動認証という仕組みを考えることで団体の諸機能・力量向上を総合的に図れるのでは無いだろうか。

また、旧科学技術庁所管の技術士制度に環境部門があり、全国で500名程度登録している。同機関ではAPECなど国際的な相互認証制度の確立を進めている。国際的な人材交流の前提になるこれらの動向を検討されたい。

- ・審議会と評議会の関係について

行政効果を高めるうえでの評議会の仕組みは有効であると思う。政策の方向など基本的事項を取り扱う国や県の「環境審議会」はともかく、施策実行局面の多い市町村の基礎自治体では、旧来の環境審議会は十分機能していないと思う。ここで、基礎自治体の環境審議会の機能を充実させるために評議会の考え方は有効と思う。

いずれにしても両者の関係については整理が必要となる。

4. 情報対策

- ・環境省の情報政策はかなり充実していると思う。ITを駆使した情報基盤の充実はさらに求められるところであるが、環境保全活動の現場に研究機関の成果を積極的に活用する仕組みが必要である。多くの有用な研究業績が死蔵されている。

- ・地球環境パートナーシッププラザの成果は承知している。IT化やこれらの仕組みの他に、情報化の時代を補完する、団体や個人の交流機会を意識的に拡大する施策が必要でないか。

5. 土地所有権の問題

里山保全等の活動ではいつも最大のネックが土地所有制度の制約である。中間答申(案)にもられているような制度の定着を望む。税制改革論議や、新農業政策の検討の俎上に載せ、その実現を図ってもらいたい。

以上

提出意見

氏名：土田 茂通

意見：

環境カウンセラー(以後 EC と云う)千葉県協議会は 1998 年 2 月に設立し 4 年 9 ヶ月経過し、会の運営も安定してきた。EC 千葉県協議会から環境保全活動の活性化方策(以後方策と云う)をみた場合のパブリックコメントを述べるものである。

1) EC 千葉県協議会の活動状況とその機能を述べると、機関紙“広報”を 16 号まで発刊、環境セミナーを 10 回、企業環境セミナーを 5 回、工場見学会を 6 回、自然観察会を 5 回、夏季研修会を 4 回、その他に環境フェアに多くの参加など、種々の事業を着実に実施し、EC のブラッシュアップ並びに参加した人々のエコマインドの育成の機能(企業で言えばスタッフ的機能)を果たしてきた。

この機能は方策の 3 - (2) 人材の確保、4 - (5) 人材の育成の項に関連し、全体的には同じ想いが指摘されている。しかし、地方公共団体における金太郎飴現象に見られるように既得権益に守られた人材不足より発想される「幅広い人材が求められる」より実態は「幅広い人材は多くいると思われるが、発掘並びに活用する施策や熱意が求められる」の方が現状認識と云いたい。

2) 次に EC 千葉県協議会は外部への働きかけ(企業でいえばライン的機能)としては工場見学会、自然観察会、企業環境セミナーなどが果たしてきた。更にプロジェクトチーム(EMS 支援センター、地球温暖化防止センター、廃棄物対策センター、環境学習推進チーム)と 4 チームを発足させてきた。特に EMS 支援センターは 1999 年 10 月に発足させ、企業環境セミナーとリンクさせて、小企業、零細企業を対象に ISO14001 取得の支援を行ってきていて、2 企業認証取得へ支援し、現在 2 箇所支援中である。この活動の中から現状把握も進み、EA21 環境評価プログラムも同チームで取り組み始めた。

この機能は方策の 4 - (8) 環境教育・環境学習、4 - (9) 環境創造リーグに関連し、全体的には同じ想いが指摘され、賛意を表すものである。ただ、EMS 支援センターの性格は環境保全活動を中心とする有料ボランティアであるが、環境ビジネスの世界と境界線があいまいで混乱の可能性を秘めている。同様に環境創造リーグも同様な問題を秘めていて、何らかのガイドラインを必要になると推測されるので指摘しておきたい。

3) EC 制度を発足させる以前に、千葉県としては先行して千葉県環境財団の発足、県環境学習アドバイザー制度発足と県環境学習の基盤整備などを行い、財団から資源的支援を受けて環境パートナーシップ千葉(民間団体)を発足させていた。環境カウンセラー千葉県協議会が設立されたときはそれらの制度の外枠にあり、県は自ら造り育成する体制に資源を投入することが当然の既決であ

り、EC を起用するに至らず、EC はその力を発揮するに至っていない。この間で、千葉県環境生活部よりは「地球温暖化防止活動推進委員」の募集決定に際し、講習会の4会場の講師を依頼された一件に留まっている。

このように国と地方行政の間にタイミングのずれもあり、EC 千葉県協議会としては県の行政とはパートナーシップがスムーズに行われているとは云い難い状況にある。

これらのことは方策4-(3)評議会の項に関連し、この方策が国レベル、都道府県レベル、市町村レベルの公共団体(行政)の連帯性をどのようにあり方を求めているのか不明で、地方分権化への流れのなかでうまく機能するかどうか、運営次第と認識せざるを得ず、そのギャップに悩まされるのでないかの疑念をぬぐえない。

- 4) EC 千葉県協議会のような一市民団体は、国も県からも支援を受けていないボランティア活動をベースにしているので、事務局の設置が個人宅にならざるを得ず、会の運営上にはマイナスに働いている。方策に記載されている市町村レベル、都道府県レベルの“活動拠点”が整備され、事務局の場所としての機能を分担できれば、会議室の提供とともにスムーズな活動へと繋がってゆくと考えられ、活動拠点の整備強化に市民団体のボトルネックの解消につながり、大賛成で、早急に手をつけて頂きたい項目である。

以上

提出意見

氏名：藤森 公彦

意見：

基本的考え方は、大変結構なことであり、是非とも進めていただきたいと考えております。その中で、私なりに気が付いたことについて、意見を羅列いたしましたのでよろしくご検討ください。

1. 自立的な協働活動実施のための最小の組織単位は、市町村の自治会(町内会)とすべきです。
 - ・ 国、県、市町村等の単位での組織が色々考えられますが、実際に各地域の環境を知り、監視し把握でき、改善策を検討できるのは、自治会の範囲であります。各自治会が環境に対する意識を持つことが最も大切なことではないでしょうか。
 - ・ 各自治会を最小単位として自然環境、ゴミ問題等の環境活動ができる体制づくりが必要です。また、各自治会の連携と広域環境活動等を市町村、県が支援し自治会ネットワークを形成できるようにすることが必要です。

2. 地域の環境モニタリングを実施することができるシステムづくりが必要です。
 - ・ 各地域の自然環境、生態系変化、ゴミ問題、化学物質、地球温暖化等の環境については、先に述べた自治会が地元として良く知っている。
 - ・ 各地域には環境関連のボランティア、協議会などの団体、学校、国・県・市町村の出先機関や漁業団体、農民団体、林業団体、企業等の様々な形態で市民が生活し活動している。これらの市民団体が連携をとり毎日生活する中で、市民でも環境を常にモニタリングしデータを集積できる「簡易な環境モニタリングシステム」を構築することが是非とも必要です。
 - ・ 簡易環境モニタリングシステムにより、地元の環境GIS等を構築し地元市民に公開することで現在の環境状況を知ることができ、将来における地元の環境施策に役立つものとなり、開発行為等が行われる場合でも蓄積したデータ等に基づき環境保全創造対策が立てられるなどの様々な環境に対して有効な方策と考えます。

以上の意見を述べましたが、かなり舌足らずであり本紙面だけでは書き切れない面もあります。本件について質問していただければ、詳細な説明をさせていただきますとかんがえておりますのでよろしくお願いいいたします。

提出意見

氏名：利根川 瑛

意見：

* 全ての要素が網羅されており、全般的に良く纏まっていると思います。内容的には、国が活動し易い環境を提供し、国民、民間団体、事業者、地方公共団体等がパートナーシップを持ちながら、自主的に活動するという考えを基本にしています。また各主体が、連携・協力して取り組む際にはそれぞれが対等な関係にあることを重視しています。

* 従来地域で取り組んでいる一般的な環境保全活動に対しては、このような施策は大変有効だと思います。

すなわち地域に根ざした希少野生生物や里山の自然を守るといった活動や廃棄物回収・リサイクルと言った活動は、この活性化策で十分な効果が発揮されると思いますし、またヨハネスブルグ・サミットといった場で、他国のNPO/NGO等と国際的に渡り合えるNPO/NGOを育成するのにも有効だと思います。

* ところで我々が現在直面し、解決しなければいけない問題に「京都議定書目標値の達成」と「継続可能な循環型社会の構築」があります。この二つの問題は国民全体で取り組まないと達成が難しいものです。言い方を変えますと、環境省を中心とした環境に携わる者にとってその力を示すまたとないチャンスであります。

今回の活性化方策はこれらの対応も含めた内容にすべきだと考えます。

* この二つの問題に対する取組みに絞って今回の活性化方策を見ると、施策について抽象的な表現が多く、この程度の表現の指示で各団体がお互いに調整し合い、自主的にそれぞれの役割を決め、全体として成果が出せる具体的活動内容に結びつけるのは非常に難しいと思います。

現在NPOなどの民間団体は数多くありますが、殆どの団体は自分たちの考えでやりたいことを行っています。また他の団体の活動については総じて関心を持たず、積極的に連携を持ちたがりません。

従って有効なパートナーシップを構築し、総合的に目標とする成果を得るためには、コーディネート機能を有した個人又は団体がリーダーシップを発揮できる組織構築を行なうべきだと考えます(対等の立場でなく上部組織/下部組織と言う形にする)。

具体的内容として以下を提案します。

各地域毎に、環境省と民間団体の間に統括NPOを設置する。

統括NPOは環境省からの情報、方針に基づき、地域についての活動方針を決定する。

各民間団体の役割、責務は環境省の方針に基づき統括NPOと各民間団体

が相談して決定する。

各民間団体の間及び各民間団体と事業者、地方公共団体のパートナーシップ構築に関しては統括NPOが調整する。

環境省からの情報、方針は統括NPO経由で各民間団体に流す。

統括NPOは地域内の民間団体、事業者、地方公共団体との連絡会を定期的に行い、地域内のコミュニケーションをはかると共に、結果を環境省に報告する。

(注) 要の組織として統括NPOを提案しましたが、同様の機能があれば、NPOと言う形でなくてもよいと思います。

* 今回の中間答申と直接関係ありませんが、この機会を利用して日頃感じていることをコメントさせていただきます。

「京都議定書目標値の達成」と「継続可能な循環型社会の構築」の二つの課題については、他の省庁、都道府県、企業団体などを含めた全体活動を統括する環境省の機能を強化する必要があると思います。

「環の国暮らし会議」の「地球温暖化活動」の中の位置付けを明確にし、もっと活用し、PRすべきだと思います。

以上

提出意見

氏名：富士持 吉人

意見：

目標“心と自然を育て 21世紀の人間都市を創り 美しい地球を次世代に贈りたい” 宮崎県公立学校理科教員退職時に、河川 環境 健康をテーマに『異年齢異業種交流』NGO 民間団体で研究活動を続けた。02年、38年間 7校の教え子 25人(57~20歳)が発起人になって、『環境ボランティア会議 指定ネットワーク宮崎(富士吉会)』を結成して全県ネットワークを構築し、活動に参加した。

戦後、日本は便利さ経済の豊かさを求め、自然を開発して世界有数の経済大国になったが、一方で“心も自然も”失った。陸の孤島と言われた宮崎は、バブルの時期開発が遅れ自然が残り 21環境の世紀を迎え、「環境保全トッパー」の資格は充分である。21世紀は「開発後進県・発展途上国が環境保全の先頭に立つ」時代である。

“トッパーの役割を果たそう” 宮崎では、02年「宮崎 = 人間都市」を宣言し、03年「環境保全ネットワーク全国国際会議」「全国国際環境サミットin宮崎」「九州子ども環境会議」を開催する。プロジェクトの中核になって活動する「指定ネットワーク」の存在は今後の環境保全活動の『大きな力』になるものと期待している。

- 1 . P3、9行「足元の国内...。」とあるが、評論家的表現から現実に即した表現にする方が国民(住民)に分かり易い。「地元自治体...、集落では...。」等具体性を持たせる表現にしたい。評論家的表現が「総論賛成各論反対」の風土を育てたように反省している。
- 2 . P4、12行、目標の明確化「日常実践活動...。」の方が親近感がある。
- 3 . P5、3~6行は、何事も一人の意識(発想)から始まる。住民の意識を高めたい。

九州環境ボランティア会議は“心と自然を育てよう”をスローガンに発足、各主体の活動を評価し、初心者にも参加を促し、情報交換の場として104団体を結集した。

- 4 . P6、2行、各主体が「個別に環境保全に取り組むことは重要であるが...。」

と“各主体の評価を高めること”が重要である。小さな事でも評価されると勇気が出る。

スピードアップは記述の通りであるが、住民の意識高揚、環境保全活動には、「一人でできる」「二人でできる」「多勢でできる」レベルがある。個人を大切にして組織化を進めるやり方が住民に理解され易い。

- 5 . P8、1行、専門家の少ない現状を打開するためには、「全国交流」「地域交流」の場を構築していくことで「専門家を相互に補完」する必要がある。

別紙、環境保全ネットワーク全国国際会議は、03年7月結成を目指し、九州子ども環境会議と連携して進められるように「財団法人に助成」を呼びかけている。

環境省9地区事務所で専門家を組織、民間団体と相互補完することも考えられる。

- 6 . P9、2行、民間活動への支援・助成の現状について、もう少しはっきり記述する方が良い。企業を前面に出したがる支援・助成団体があり、「不偏的」とは言えない。民間活力を期待する時代、支援・助成のルールを再度点検する時期であろう。

行政が共催した会議の司会者『 **ですよ、間違っても** **とは言わない** **でください**』公然と **企業を比較する「問題発言」**に出会い失望した。

- 7 . P11、21行、環境保全は地域全体で取り組むべき環境問題であり、民間団体の取り組みには限度があり法的な支援が求められる。地方自治体の「NPO法人一辺倒」でも民間団体の活性化にあまり期待できない。NGOも育てるべきである。

環境の時代『環境保全に相応しい(自然体感出来る)地域』が必要である。今の人口密集都市中心の発想を転換し、「環境保全地域に拠点を置く」ことも考えるべきであろう。

- 8 . P13~14、人材育成、00年から05年まで、日向灘海岸沿線で、小学生から高齢者まで参加する「日向灘サミット」を開催しており成果は好評である。会員は、『子どもたちのために』80歳から50歳台まで“毎月1,000ずつ出し合った”会員の中には「環境保全は行政が先頭に立つべき」なのに、「なぜ民間団体が...。」疑問もある。

環境問題に取り組む河川環境健康問題研究所は、「河川 環境 健康」をテーマにした任意団体。定年退職者の中に「指定ネットワークも参加」して活動しているが、退職者の持つ「専門知識を次世代に伝授する場」として好評である。一定の「実績を有する団体に公的又は不偏的財団」の支援・助成する制度が必要である。

- 9 . P18、環境保全活動に取り組む団体として「指定ネットワーク」構築を提言する。

師弟関係は、学校ばかりでなく、あらゆる職場において『先輩後輩の人間関係』に通じる組織である。20世紀『便利さ経済の豊かさ』を追い続けた生活から、21世紀を迎え“人間性の回復”が求められ、師弟ネットワークの理念は活かされる。

- 1)、利点は構成員の気心が通じること。
- 2)、世代を越えて連携の輪が広がること。
- 3)、異年齢異業種集団が形成できること。

03年結成予定の「環境保全ネットワーク全国国際会議」は、指定ネットワークの人脈によるところが大きく、今後の組織作りにはユニークな方法である。

10 . P19、環境保全活動のさらなる発展に向けて

行政は、「民間の発想を支援する」ことはあっても『横取りするような政策』はとるべきでない。民間人は地域に定着するが、役人は定期的に異動する。また、時間が経過すれば“基本理念”さえすり返られてしまう。

事例、教え子たちが長年かけて、大淀川の水生生物を調査し、生物の変化を確認、何とかしようと、流域自治体で『水質に最も詳しい役場職員』『学生の夢』『主婦の責任』を基本理念に発足した『大淀川中流サミット』は間もなく“首長の宣伝の場”に変質した。

10年間首長の宣伝の場に使ったが『水質は改善されない』こともはっきりした。

教え子が事務局長を務める『綾の森を世界遺産にする活動』に参加しているが、『民間のメッセージ』は短時間に日本と世界の各地で『応援のメッセージ』に変わった。

環境保全活動のさらなる発展に向けて“大きな指針”となった。
開発と世界遺産の整合性に『法的根拠が弱い』ことも分かった。

提出意見

氏名：森嶋 彰

意見：

1. 提出の背景

私はこの3月まで環境事業団に勤務し、4月から当大学で教員を勤めていますが、以下の経験をもとに2点のコメントを提出いたします。

- (1) 環境事業団に勤務していました時代に「地球環境基金」の創設と実務に携わり多くのNGO・NPOの活動の実態をみる機会がありました。その過程でわが国の市民活動の実態を知り、また、多くの課題を感じました。
- (2) 大学に勤務し、現在社会人を対象にした「環境NGO・NPO論」を受け持っています。受講生は社会人、退職者、主婦、学生などです。受講生の一部にはすでに地域で環境保全活動に関わっている人も含まれています。先日、本中間答申案教材に使って講義をして受講生の意見を求めました。
- (3) 環境庁が環境カウンセラー制度を創設した際に委員会に参加して議論に加わることができました。その時には多くの議論をしましたが、カウンセラーの現状に課題を感じております。

2. コメント

- (1) 学生が取得可能な資格制度の創設について
 - ・ 環境カウンセラー制度が多くの課題を抱えながらも社会に根付きつつあると感じます。広島のような地方の核になっている都市ではカウンセラーの重みを感じます。しかし、まだまだ人数も少なく、地域で環境保全活動を支える人材の不足は著しいと思います。広島県は環境アドバイザー制度を立ち上げていますが、こちらも受講生が少ないこと、受講生は自然科学系も人が多く技術的知識は多いが社会に出て活動する人材が少ないなどの悩みを抱えています。
 - ・ 私は裾野が極めて脆弱であるためだと思っています。一方で、私が勤務しますような環境系の学部や学科を持つ大学が多く存在します。ここで学ぶ学生は、将来社会に出て活動の場があるのかどうかについての悩みを抱えながら学んでいます。私の研究室にも「環境分野の資格で学生時代に取れるものを教えてほしい。」と学生が訪ねてきます。しかし、環境分野で学生時代に取れる資格はほとんどありません。このことは他の学部と比較しますと歴然です。私は学生が目指せる資格制度を創設することによって裾野を広げることは極めて重要であると思っています。そのためには現在のカウンセラー制度を見直し「ジュニアカウンセラー」制度を創設すべきと思います。

具体的には資格に必要な講義の種類（現場での実技を含む）と単位数を決め、これらをクリアした学生にジュニアカウンセラーの資格を与え、社会に出てからさらに実務を積んだ者には環境カウンセラーを与えることを想定しています。環境カウンセラー制度創設の際に参考にしました技術士制度ではすでにこのような仕組みを導入しています。

（２）すでに環境保全活動に取り組んでいる人の更なる活用について

- ・すでに地域で活動している多くの人達にとって環境カウンセラーはあまりにも遠くにある資格です。そのため実際の現場では機能していないような気がします。しかし、今後これらの人達が地域社会で活動することは持続的な地域社会の形成に欠かせないことだと考えます。私はこれらの人達の活動を環境省が認知することは大いに励みになるものと考え、これらの人達の資格制度創設を提案します。手法としましては、これらの人達が活動の実績を市町村の証明を添付して提出すれば資格を与えるような仕組みで良いのではないかと考えています。環境カウンセラー制度の一部とし、地域環境コーディネーターなどの名称を考えています。

今後の議論の参考にさせていただければ幸いに存じます。

提出意見

氏名：高田 行雄

意見：

環境保全活動の活性化方策として、各自治体単位での評議会の設置並びに支援拠点としての活動センターの設置は大変望ましいものと考えます。但し、環境保全活動が偏った活動に陥ることにならないように、環境省に対し、規制ではなく適正な指導を期待します。

提出意見

氏名：社団法人 大阪自然環境保全協会

意見：

1. 中間答申案の全般的な問題点 -

中間答申案はおおむね、環境保全活動の活性化に向けた課題を抽出し、それらへの対応項目を挙げており、一定の評価ができる内容です。

しかし、全般的な問題として、次のような点が挙げられます。

環境保全活動の活性化を考える場合、現行においては様々な「システムの障害」を挙げざるをえない状況にあります。それらは、政治・経済・行政・財政的な面に及んでおり、障害を取り除いて行くにはかなりのエネルギーを必要とします。（そうした障害については、具体的には、この意見の「3.」項以降に掲げます。）

全般的な問題とは、こうした様々な「システムの障害」と、中間答申案に示された課題および対応項目が、乖離してしまう恐れが強い、という重大な点です。

言い換えれば、中間答申案に示された課題が、現在の様々な「システムの障害」を具体的に検証したうえで抽出してものではないのではないか、また、中間答申案に示されている活性化に向けた対応項目が「システムの障害」を積み残したままで抽象的に示されているだけで、具体的な課題の積み上げによって集約されたものではないのではないか、という事です。

つまり、「システムの障害」 抽出された課題 活性化に向けた対応項目 というフローが、現実的につながって機能してゆくのか、という危惧でもあります。特に、「システムの障害」があるのにまったく新たな対応（項目）を実施しても、その乖離によって、現実的には活性化が図られない、施策が実践現場に落ちていかない（活かされない）という事態が多く生じるのではないかと考えます。

この法制度の制定・施行にあたっては、現在における「システムの障害」を果敢に見直すことを避けて通ることなく、活性化へのシステムを改善拡充させ、さらに、そうしたシステムと実践的に繋がりを築く新たな対応を、NPOなどととも実施してゆきたいと考えています。

2. 中間答申案の全般的な問題点 -

上記「1.」の視点と関連して、次のような点も課題であると考えます。

つまり、環境保全政策の重要な部分が総論のみで各論が不十分な表現にとどまっており、さらに課題を実現する全体的なプロセスやシステムが示されないことが挙げられます。

今必要なことは、山積する一つ一つの課題を、NGO等の協力を得て実現可能な実効性のある施策にし、それぞれの役割を明確にし、タイムスケジュールを決めて取り組み実現することです。すなわち、目標と課題は常に具体的で広く国民に理解され、協力の得られるものでなければなりません。

3．タテ割の打破

現状のようなタテ割的な行政では、新しい社会的活動は活性化できません。特に、国土交通省、農林水産省、産業経済省などにも関連する法制度や施行規則から職務分掌、行政慣習にいたるまで、タテ割を排除して環境保全施策・活動がスムーズとなる行政サイドの内的改革を行うとともに、部局間の横断的・連携的な執行などが必要です。

今回の「活性化」についても、環境省の1室で取り組まれておられるようですが、複合的な社会問題でもある環境問題への対応がそのような体制で推進できるはずはなく、各行政レベルにおいて、省庁・部局・課係・職員にいたるまで連携できるシステムを執っていく必要があります。

4．人材の育成・確保、専門性の養成

人材の養成は、ここで指摘されるように多種多様な人材が必要です。しかし、すべての分野に共通して言えることは、抽象的、一般的な人材育成では意味がないということです。ボランティアもリーダーもコーディネーターもすべて、具体的課題（取り組むべき活動）に対しての人材育成であるべきです。そうでなければ“評論家まがい”“カルチャーリスト”を大量生産することになりかねません。人材は基本的に必要なところがその目的に沿って養成すべきです。

明確な目的のもとに、一定規模の人数を、継続的に養成し、その後も職業的に就業できるなど、大規模な育成システムをつくる必要があります。

5．情報の提供

最大の課題は、東京に集中する膨大な情報を整理し、地方の弱小組織でも共有できるものにする有効なシステムを作ることです。そのためには、地域による情報ネットワークと課題ごとのネットワークの双方を機能させ、これを管理・制御するシステムが必要です。そのための拠点やインフラ・人材の配置が必要となります。

6．資金の確保

現在の助成金等の資金運用は、事業に対するものが主で、組織の維持や経常経費を認めていない、期間が短く不安定、助成金額が小さい、ボランティア活動を前提としているなど幾つかの問題点があります。国が進めるべき施策や、民間NPOの提案の中でも有意な活動に対して長期的・計画的（政策的）な重点的資金運用も必要です（たとえば里山・田園環境保全活動）。また、人件費や一般事務費（NPOなどの管理費）などへの手厚い補助が必要です。

別の面からは、環境保全普及啓発や住民参画の保全活動など、全般的に「ソフト」事業の予算措置が極めて貧弱と言えます。土木整備などの「ハード」は手厚く「ソフト」は安く という構造を変える必要があります。

以 上

提出意見

氏名：村上 利子

意見：

P 6 3 . 環境保全活動を進めるための課題

(1) ~ (2)

(3) 人材の確保

環境に気づき活動を起こした人とは非常に熱心です。

行政でもまとめたいとパートナーシップを設立しましたが、あまりにも各自専門的であったり、他との共有が無理で思った程の効果は上がっていません。しかしそれでもつくられていれば サミットとかパネルディスカッション等一般の方への宣伝は出来ています。縦割型をつなげる役の人々が必要と思います。

と角、優秀な方々ほど専門的で（環境カウンセラーの事業部門の方々）自然部門を下に見られる風ちょうがあります。

そこで私の提案は一人ずつ優秀な方をふやす（100点の人を多く）より環境を生活者の視点で大きくひろげる為（100人が1点ずつふえる）方をえらぶべきと考えます。一般の方々が環境にめざめ、うねりとなって世の中に伝達されていってこそ、日本中隅々までよくなると思います。ちなみにその大衆に伝達するには、出前こうざ等をしては如何でしょう。過日、消費者契約法が成立し、こんな消費者の為になる新法を、パンフだけでは伝わらないと全国相談員協会では出前こうざで廻りました。当然熟知していると見えた人々が、契約法とクーリングオフで救える方法がのみこめず、又クリーニングではないよねと訊ねられ、ビックリ！！訪問販売やキャッチセールスで被害にあう人の絶えないのは、人々が自分の心から気づき考える迄指導しないとダメだとわかりました。後に申し上げる人材（指導的）についても、消費生活相談員協会の方々の起用をおすすめします。

P 8 (5) 資金の確保

環境について、新しい方法を考えてほしい。

私はネドの補助金で省エネセンターの事業を5年程続けています。半額補助ですから、半額をみつける事がむづかしい。どーにかやって来ていますが続けられるか考えてしまいます。省エネナビを小中学校につけ生徒が家族と共に挑戦してくれるのです。私が助役に宣伝しまして現在市では120台ナビN型を市民に募集して省エネしてもらっています。大変です。

(6) 環境保全活動に参加する裾野の拡大

人々は自分に関係すれば早く直接的に理解します。

環境を守れ、成る程と理解して 環境マンになれたつもりでも、帰り道には車にのれば、アイドリング等忘れている。省エネをすすめても、自分の金で稼

いだ金で電気を使って何か悪い！なんて人もいます。省エネ ケチケチ運動
まだ石油あるじゃない その内よい原料みつかると励まされたり、むなし
さ感じる時もあります。ライトアップはパンチです。

下水道大会に26日赤坂プリンスで市民代表として末席にとってきました。各
県から代表や大勢見え、議員もうつりかわり、出身地の下水道の設置への運動
をしていらっしゃるのでしょう、各派が大勢見え、補助金アップへのうねりで
大会宣言が発表されました。下水道も環境の一部ですが、わが街につくか、つ
かぬかで、町民すべてがこぞって運動にのぞむでしょう。

こんな風に環境保全へもっていくのは余りにも多方面で市民県民に見えにくい
のを、どうしたらよいか考えました。

P 9 (7) 国際的な視点の確保

これからは日本国内だけでなく、海外にも及ぶ事であろうし、又海外の先進国
の様子等と対比させ日本国も励む様にしていきたいと思います。

まず日本は外国から来た事象に好意的ですから。

4 . 具体的施策の考え方

常日頃から運動をしていて、ときとして自分たちだけの事しか考えぬのかと、
例えば道路行政でもA町のすみからB町の際までは大きくつくる、B町はとた
んにせまく凸凹になっている。

道路はずっときれいなのがのぞましくとも、各市の予算でやる事なので一が
いにいえないが、例としたのでこの様な事が多い。

トンボがもどってくるのには、トンボのすめる土地、ヤゴの成長できる水辺、
えさが育つ周囲と複雑なのである。

皆で山や川、タンボや側道すべてつながっている。

地球の上から飛んでいっても重力のきくはんみでは関係しているのに、専門的
に考えすぎる。

交通整理が必要で、その為の評議する処、横の連絡を指導する人々が必要で、
これは一寸行政の方々では無理だと思え、中央で考えてほしい。

P 1 3 5 . 人材の育成

学究的に立派な少数の方々には指導者として必要ですが、その中間的存在の
方々がこれから各地域にほしいです。環境大学とか、環境部門別の指導センタ
ー等、それらを含む大会等、或る程度の知識人が指導してほしい。各団体の長
でもよいが、私のすいせんする全相協(全国消費生活相談員)の方々なら、消
費者救済の為、法律も理解力を有し、又、科学的処理法も、又、人々への説得
力も豊富である。たえず教育を受け続けているので環境の個々の専門はうとく
とも、必要な指導を受ければ、戦力となれる。資金と情報と教育学習の機会を
多く与えてください。

提出意見

団体：(財)公害地域再生センター(あおぞら財団)

意見

環境教育・環境学習の推進(4-(8))に関して、「活動のための拠点の整備・確保や、活動促進のための仕組みづくり等が必要である」とあるが、これについては、平成9年度に設置された「総合環境学習ゾーン事業」の評価や見直しをおこなうことで、当該事業を実質的で継続的な運用に発展させていくことが必要ではないか。

各主体の責務の明示(4-(2))では、企業の事業活動や国の政策によって公害・環境汚染が発生し、市民の健康や生活に多大な影響を与えている現状を解決するための対策や救済方策の観点が含まれていない。

人材の育成(4-(5))、資金の確保(4-(6))では、人材の育成、資金の確保が不十分な点と指摘されているが、積極的な方策の提示が望まれる。例えば、NGO活動が脆弱なわが国においては、特に身近な地域での活動を、永続的におこなおうとする団体に対して、人件費を助成金の対象にするなど制度の運用を見直し、活動の質の充実・向上を支援すべきである。

このような仕組みが実現されることによって初めて、地域社会ひいては、全国的、国際的な環境保全が達成されると考える。

子どもの権利条約の精神を尊重し、子どもの参画を位置付けるべきである。

提出意見

氏名：大野重男

意見

「川に学ぶ体験活動協議会」は川の指導者の育成を目指した100を超える市民団体の連合体です。現在目指していることは、協議会の目的である川の指導者育成のための拠点化及び活動の常設化についてです。環境保全活動に対し中央環境審議会でのご審議に対し深く感謝申し上げます。一層のご審議を賜るため当協議会の現状を踏まえ、意見を申し述べさせていただきます。

市民団体の活動目的は単に環境保全に集約することはできません。当協議会の傘下の団体も含め、それぞれの団体で縦横に自然、川、農林業、産業、地域、国際、文化、歴史、教育、体験、スポーツなどの目的を有しています。市民団体の責務、役割等を規定するなら多くの目的を包含する市民活動に対するものとするべきではないでしょうか。単に環境保全の立場から枠組みを環境省で定めることは多くの市民団体の目的を縛ることになりかねず、環境保全以外の他の分野と一緒にご提案なさるか、ご再考をお願い申し上げます。

市民団体が継続的な事業を行う上で現在直面している課題は、団体の事業企画運営に係る資金面です。多くの基金による助成策は企画した事業そのものに対してであり、対象となる事業の企画実施を含め団体の運営に必要な人件費等には手当てがない現状です。活性化を考えてゆくには単なるボランティアによる仲良しクラブのみでなく、いかに環境保全活動の理念に沿った団体を育成してゆくかが課題であろうと存じます。本提言でこの問題について課題としたのみで具体的な記述が無いのは市民団体の育成に名を借りた単なる囲い込みと言われてしまう懸念があります。何らかの具体的な方針をお示ししていただきたいと存じます。3-(6)で初期段階の資金援助の指摘については、活動の立ち上げから向こう3年に限って、コーディネーターもしくは事務局担当者1名分の人件費を助成するといった具体的な例示が地球環境基金でも書いていただければ良いと思います。リストラ、あるいは定年退職者などの中にこれまで長い間環境保全活動にボランティアとしてすぐれた活動をしていた人が大勢います。こうした人々の人材活用と雇用機会の促進に貢献する施策となると考えます。

税制措置についても、環境保全活動への寄付金については、たとえば、「政党への寄付金並の扱い」を多くの関係者が願っているといった具体的な例示が望ましいと考えます。

以上、現在当協議会が抱えている課題を中心に意見を申し上げさせていただきました。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

提出意見

氏名：中村陽子

意見

２（１）自ら進んで環境に良いことをしようとする気運の高まり
地域住民が、地域の環境保全活動に参加する割合が低くとどまっている理由あるいは問題点を明らかにしていただきたいと思います。
また、都市部の住民が、郊外や地方の環境保全活動に対し、イベントや保全活動への単発的な参加、環境保全型農業の農産物の購入などの形で活動に参加している場合も多いのでその点についても述べていただきたいと思います。

（２）NPO等民間団体の役割の拡大

NPOが地域密着型の活動をしていることが多いわけではなく、柔軟に地方へも出張してNPOの主なる事務所所在地とは異なる他地域の活動に協力・啓蒙・指導をしている場合も多いのです。特に環境や環境教育のNPOにはその傾向が高いようです。環境、環境教育のNPOは独自のノウハウ・情報を持っており、全国各地、あるいは海外にそれを普及する働きをしています。NPOイコール「地域密着型の展開」と受けとれる言い回しは適さないと思いますので表現を変えていただきたいと思います。

環境保全活動を進める上での責務、基本原則、ルールの明確化

地域のリサイクル、ごみひろい、里山管理などでは、地域住民・団体と自治体との協働が進んでいますが、自治体や団体が予算を持って活動していないことが多く、参加者・主催団体の自主性にまかされこれに自治体に乗っている場合が多いと思われます。これらの活動実態を調べ、少なからず予算化できるようにしていただきたいものです。

NPO・民間団体の活用は「地域」に限定しない方策を

また都市部のNPOと地方自治体の協働も可能であることを明らかにしていただきたいと思います。法上で「地域の」と限定されることにより、活動はその地域で実際に行なわれているのに、都市部の環境NPOが排除されたり、その地域に支部を設置することを求められることがあります。活動が行なわれているすべての地域に支部を設置することは、財政的には全く対応できないために、その地域での活動が認められないことがあります。

国民各界各層が環境への負荷を削減し、環境復元に務める責務があることを明

確にするためには地域を限定せず、どこに住んでいても、応援したい地域の環境活動に誰でも参加・支援ができ、NPOや地域団体がそのことを掲げられるように国が明確にこのことを表現することが大切だと考えます。地域・自治体もそれを受け、支援・協働の方策を考えるようになることが必要だと思えます。

企業や自治体が環境ISOを取得する場合は第三者的な環境NPOによる評価や監査を受けるようにしてはどうでしょうか。

民間団体の責任の明確化

NPOについては、法により定款、事業計画や決算報告等の公開が義務づけられています。民間団体には、予算も会則もないが、誠意のある個人の活動などもあります。会費を集めても、何の義務も果たさないうちに解散したり運営者が変わると方針や活動内容が変わってしまうということもあります。NPO法上でも、団体の乗っ取りが簡易にできてしまうという法の欠点があります。また、NPO・民間団体でも一部の企業の意思によって運営されていることもあります。

企業の環境活動、民間団体の活動でも、予算化や協働が行なわれる場合には第三者的なNPOなどによる活動方法、会則と運営実態についての指導や監査が行なわれるように指導していただきたいと考えます。

問題のある団体が運営方針を修正したり助成金を辞退したりするルールを盛り込んで欲しいと思えます。

人材

民間団体、NPOには多彩な人材がかかわっている場合が多く、それらの活動は熱意に支えられ、調査・研究・講演・勉強会などの人件費も企業に外注した場合に比べはるかに安い費用で動けることもしばしばあります。自治体や企業が環境保全活動において、これらの人材を積極的に使うことで民間団体、NPOへの資金援助にもなり、実績や具体的評価を得ることとなります。企業・自治体のNPO活用実績にもなりますので環境保全活動の活性化方策にも盛り込んでいただきたいと思えます。

逆に、環境団体が無料で受けられる講習会やNPO活動・環境活動に参加するために知っていたほうが良い知識、また、注意事項を一般の会員が知るための講座などを定期的開催していただきたいと思えます。組織活動、環境負荷、生物移入の問題などを知らずに活動する人も多いものです。

地域団体がこのような講習会を委託され、ビデオや資料を使って地域で開催できる仕組みもつくっていただきたいと思えます。

情報の共有

国、自治体、支援団体の情報をとりまとめ、小さな活動をする人たちにも広く情報を伝えるためには、コーディネーター的活動を担う協働組織にその事業に対する資金援助をし、参加各団体の会費に頼らない運営と公平な情報提供ができるようにしていただきたいと思います。

環境活動の発展、資金援助、評議会

民間団体やNPOには、常に目の前に目的とする環境活動があります。それらは、お金にならないため、あるいは取り組むのにはお金がかかるために、営利目的の企業がやらないことや、自治体が着手できないことがたくさんあります。あるいは、ごく普通に里地里山や都市、近郊都市に住む在来動植物・生物の存在や生存環境、日本の食や文化などお金の価値としては、まったく経済社会に組み入れられていないものを個人の負担で守っていることもあり、民間団体やNPOがこれを支援しています。これらの視点を国が自治体や企業に明確に示して、資金援助や委託事業を進めることが自治体や企業の取り組みとしての評価になることを方策に盛り込んでいただきたいと思います。

拠点

環境パートナーシッププラザのような立派なものでもなくとも企業や公益法人が行なう環境NPOのための場所提供、共同Officeを提供する場合の支援や公的・民間・大学等の会議室・ホール・講堂の利用の簡便化、割引料金設定の支援などを進めて頂きたいと思います。NPOのために会議室を格安で開放してくれる企業・学校情報なども取りまとめてください。

環境保全活動活性化のための環境教育

小学校の総合的な学習におけるNPOや地域団体の参加は増えてきていますがどんな団体がどんな形で対応してくれるかの情報がいきわたっていません。また、参加の形も地域団体やNPOの費用によることが多いのも現実です。中学校・高等学校・大学・専門学校などでは授業として環境教育を盛り込む必要性を感じます。若者世代には環境負荷への責任感が定着していないように感じます。また、企業が支援団体の活動やイベント・勉強会を社員に積極的に広報し参加を勧める取り組みも推進していただきたいと思います。

国際的な環境活動

環境保全・復元型農業の取り組みについては海外の団体や海外支援のNGOから連携を求められることもあるので他国の窓口機関、気候、食料、宗教、その

他の情報を含めてお聞きできる相談の窓口を設けていただきたいと思います。
日本の取り組みは、海外から遅れをとっている部分もありますが逆に日本独自の取り組みや技術が海外に求められていることもあります。

環境保全活動の推進に関する基本方針

地域の活動は地域限定のものでなく、全国の応援したい人々が参加でき環境や生きものたちのいのちを守ることは国民みんなの責務です。地域環境力を高めるためには情報やノウハウ・人材を有する他地域のNPOも積極的に活用し逆にある地域で実績のある環境活動・団体を他地域・企業の環境活動・育成のために推薦する仕組みづくりが国全体の取り組みのレベルを上げ、環境保全活動を促進し、ひいては国民が美しく安全な環境や独自の生物多様性という財産を共有し守れることになると考えます。
原則にこの視点を組み入れてください。

環境NPOのための総合的な相談窓口

在来生物保護は環境省、環境保全型農業では農林水産省、水路や河川、湖沼については国土交通省や地方自治体、土地改良組合、海外支援では外務省など、食の安全などについては厚生省に分かれています。環境NPOがかかわる事業についての総合的な相談窓口を設けてください。

提出意見

氏名：中川 啓

意見

今回の「環境保全活動の活性化方策」が中央環境審議会で活発に議論されていることは、誠に有意義なことであり、今後の環境保全分野において、非常に重要であると考えています。

今回、中央環境審議会を傍聴させていただき、疑問に思った点を述べさせていただきます。

私が、着目したのは「環境保全活動推進員」という人材育成の部分です。まず、この人材育成の部分を一読したときに感じたのは、漠然として具体像が浮かばないということでした。すでに、中央環境審議会でも議題に上っていますが、環境カウンセラー等、環境省にはいくつかの人材制度が存在しています。それらの人材制度とのバランスは上手くとれるのか、不安を拭いきれません。いままでの人材制度が活用できないから、新しい制度を作ろう、ということでは同じ過ちを繰り返すだけではないでしょうか。ここで一度、それぞれの人材制度の総括、評価を行なうことは必須ではないでしょうか。そのことを中間答申案にぜひ記載していただきたいと思います。

また、新しい人材制度には、国家資格に相応するような資格制度を制定する必要があるのではないのでしょうか。資格を取得する際には、厳しい基準、専門性の審査をし、資格取得後は徹底的なフォローアップ（研修や人材斡旋）を考慮すべきです。（例えば消費生活アドバイザー制度等）。企業、民間団体等が、人材を選定する際に、この資格を有することで、その人材の能力、専門性を判断できる指標となるべき人材資格制度です。ここで述べている専門性とは地球温暖化、大気汚染などの個別分野ではなく、「環境保全活動推進員」に求められるコーディネート力を指しています。

制度の設立において、念頭においていただきたいのは、環境分野における人材制度は乱立状態であること、なんらかの抜本的改革が必要であることです。

続いて、インターンシップについて述べさせていただきます。

インターンシップを活用した幅広い人材交流を目指しておられますが、その際に企業、地方自治体が積極的に協力しやすい法制度の確立は必要ではないでしょうか。例えば、企業の人材が一定期間NPOで仕事をする、NPOの人材が一定期間地方自治体で仕事をするなどの際には、その期間の生活の保障を国が行なう支援は有効であると考えられます。企業の人材がNPOに出向する期間の税制優遇や年金の配慮措置もご検討ください。

ここで提案したいのは、環境保全活動を主眼においたワークシェアリング・ボランティア休暇などの制度の確立です。一般の人が、生活に支障をきたすこ

となく、有する時間を環境保全活動に積極的に充てるためには、雇用、生活、就労面をバックアップする制度は必要となります。

環境保全活動の根本は“ひと”であります。人件費を十分に確保できる市民団体、NPO等があれば、活動の活性化は図れます。しかし、現実には限りなく少ないです。職業を持っている人の自発性に頼り、環境保全活動を進めている状態です。しかし、そこにも限界はあります。その時に、国としてできることは、雇用、生活、就労面へのバックアップを行なう制度を整備することではないでしょうか。厚生労働省、内閣府、財務省とも協力して、法制度の確立を進めていただきたいと思います。

提出意見

氏名：(匿名希望)

意見

地域の自主的な環境保全活動(個・あるいは組織体)のスタンス
環境政策(行政)を国民・事業者・民間団体・地方公共団体・国がどのように
協同で取り組んでいくかと考えたときに、地域の自主的な環境保全活動(個・
あるいは組織体)を活性化させることが手っ取り早いというのが誰も持つ容易
な考え方ですが、それらが何を指標として活動を活性化させていくか、あるい
は環境を見つめる手法をどこから探るかが問題となってくると思われます。
これまで中山間地域では、農林業について、中央に送り返せなかった幾つかの
難題を、密かに抱えているものがあることを(私なりに)感じとっています。
このことについて相互にわかちあえる状況づくりがなければ、地域の活性化は
ありえず、それは単に「中央の団体が、あるいは中央型の考え方を持った組織
体が地域を食い物にしている」というものに、結果として見られてしまいます。
都市住民と農山村住民とは物事の考え方(評価基準)はやや異なっているとよ
く言われます。また、山村に比べれば都市にすむ人の方が多いというのも数値
的には知りえていますが、感情までもが都市住民型(いわゆる中央)か、とい
うとそれは、まったくもって正反対で、農山村型の感情を持った方のほうが多
いというのが地方を巡って感じています。
とくに人口10万も満たない都市の周辺が里山であったりすると、同じような
街が隣接しているのでは大きく異なります。それを数値で指標することはで
きませんが...。
とかく農山村で発生する活動人とのトラブルは、大抵が多量の情報を小脇に抱
えて、権利の上でアグラをかいているような姿勢で入ってくる人々とのそれで
あったり、あるいは高度な情報を飛び交わせ、それを解読する知識を要求して
きたり、知識のゴリ押しで農山村住民の暮らしを苦しめたりすることは目に余
るものがあります。NPO団体等の民間は結果を急いで出そうとするあまり、意
に反したシコリが生み落とされることにもなりかねません。そこに住む地域住民
(とくに古老)こそ、自然風土についてのあらゆる意味でのベテランであり、
一番の理解者でもあることは忘れてはならないのです。
農山村社会には少なからず閉鎖性があります。かつて、農山村社会は共同意識
が強くはたらいており、それは地域の文化や風習あるいは習慣を作り上げてき
ました。とはいえ今日の都市化が進む中で、それらの共同意識は薄れ、個別的
にもなっています(都市文明型)。しかし、それでは地域社会あるいは地域の
共通資源としての森林・河川・ライフラインなどを守ることなどはできません。
それでは何を指標に環境活動を行うかということですが、ここに新たに地域の
古老の参加という手法があると考えます。これまで環境を見つめるとき、生物

を指標としてきたり、そこの産業や市民の生活を指標にしてきたりしましたが、前者だけで指標にすれば人間活動を抑制しなければならないし、後者はともすれば歯止めの効かない人間活動へと導いてしまいます。しかしながら、そこにはその土地が持つ潜在能力を読み取って生活を作り上げてきた時代があって、循環型の社会形成はもちろんのこと良好なコミュニティも形成されていた時代があります。山の神や水神様信仰や様々な言い伝え、固有の地名や人名などが残っていることこそが、その土地のルールやマナーブックだった訳ですから。とすれば、比較的古いその土地のことを知っている人々こそ重要な知恵袋になるはずなのです。それをまとめ、新旧あわせた新しい環境行政が急務なのではないでしょうか。いわゆる地域の自主的な環境保全活動（個・あるいは組織体）のスタンスは、インターネット情報や中央からの情報だけでスタンダードを作るのではなく、地域住民の感情のヒダを読み取ってくれる組織体が必要だということを植え付けなくてはならないのです。

住民の感情のヒダを読み取ってくれる組織
地域の資源を吸い上げる仕組み 農山村生活者は「今さら林業でメシが食えるか」という考え方が根強くあります。その昔国有林で従事し夢を見た世代の方々います。しかしながらその後の国内産木材需要低迷から、「林業だけではメシが食って行けなくなった、国から見放された…」と今では地域の年配者になっている方々がそう云っています。それは林業のみならず農業でも同じようなことがあります。そういう感情を持った方々の子や孫たちが、今この農山村地域の社会をまわしているのです。国有林を含めた地域の自然環境から心が遠ざかっていっている農山村域の市民とは反対に、都市住民の環境に対する意識の向上は、理解しにくいというのがこの地域の本根です。生計が担保されない中で、50年先、100年先のことを考えるよりも、手っ取り早い現金収入の方が大事だというのが身に着いてしまっているのです。その具体的な一例が、生活環境と密接な場所で稀少生物が生息することは「目の上のタンコブ」のような存在であり、それは開発抑制を意味し、地域が取り残されてしまうのではというモノサシに変わってしまいます。それゆえに、地域の資源を吸い上げる仕組みが行き詰まってしまうのです。

また、有名な「ふるさと」という歌がありますが、この歌について、農山村に住む年配者はあまり良く思っていないという話を聞いています。詩の冒頭で「兎追いしかの山…」とありますが、それは貧しさの象徴でもあったことを意味しているといえます。山村では大地主や本家、お大臣様と呼ばれる家（裕福な家）では、牛や豚などの肉を買って口にすることができたが、一般的な農家ではそれを食することが出来ないことから、仕方なく兎を獲っていました。また、むしろや藁の寝床であったことも思い出され、世智辛い思いをしています。これ以外にも文章化できないこともあります。それをつい最近の昭和40年代前半までそういう生活が残っていました。ですから「環境」であるとか「自然保護」という言葉には「思い出したくない過去をほじくり返されてしまうのでは…」という感情も湧き起こってしまうのです。このことは単に金銭的な問

題だけではないということも知っておかなければなりません。そして、そういった感情を持っている年代は50代後半からの方々に、しかも山村域で地域を牛耳っている世代もこの方々であるということも事実なのです…。

提出意見

氏名：鳥取県環境政策課

意見

答申案 7 ページ 上から 4 行目

・各主体（行政・住民・民間団体）の役割の明確化は、あるべき姿と言うものがあって法律等で画一的に決められるべきものでなく、各地域の実情に応じて協働しながらおのずと形成されて行くものではないかと考える。

答申案 11 ページ 環境保全活動の推進に係る基本方針

・環境保全活動にあたっての各主体がなすべきことを定めた基本方針については、国や各自治体の環境基本計画に明確に定められており、新たに定める必要はないものと考えます。

答申案 12 ページ (3) 環境保全活動を推進するための評議会

・既に、各県において N G O も入れたいろいろな協議会が設置されており、ことさらに新たな協議会を設置する必要はないと思う。

同ページ (4) 自発的な環境保全活動を支援するための拠点

・環境保全活動拠点については、各地域によって実情が違い、本県のような小さい県では県庁の担当課が環境 N G O のコーディネート機能を果たしている。神奈川県は県民パートナーシッププラザ的なものが全都道府県・全市町村に必要とは思えず、各地域でもっとも効果的な拠点のあり方を選択すればよい。

同ページ (5) 人材の育成 「活動保全活動推進員（仮称）」の委嘱

・既に類似の推進員がたくさん設けられている。国の環境カウンセラー、自治体の地球温暖化対策推進員や、各県が独自に設けている環境アドバイザーなど。国の既存の制度自体が重複するところが多く、必ずしも効果が上がっているといえないのに、一律にさらに新しい推進員を設ける意義は少ない。

答申案 14 ページ 環境保全活動に参加する人数・指導者数の数値目標の明確化

・何をもちて数値目標としようとしているのか、明確にされていないが、一過性のイベントを打てば参加人数は多くなるが、それで真に地域に定着した活動となるかといえ、疑問である。

概要版資料 パートナーシップ構築の仕組み

・グラウンドワーク、ナショナルトラストなど、欧米の制度をそのまま導入し

ようとするのはわが国の風土に合わないのではないか。行政の押し付け的な制度では、実効性がともなわないのではないか。

提出意見

氏名：首藤 万千子

意見

この度、この中間答申案を読ませていただき、全体としてとても良い印象を受けました。私たち、冒険遊び場作りの活動をしている仲間からも、「よくできている。これが実現できればとても活動しやすくなるのではないかな」という意見が届いております。

それは主に全体を通じて何度も強調されている、「各主体が、自ら進んで環境をよくするという責務を有していることを明らかにし、各主体が自発的にそれぞれの役割を果たしていけるよう、基本原則やルールを明確にする必要」、基本方針などを策定する時の「幅広い参画」、「各主体が対等の立場でパートナーシップを構築すべきである」という原則を共通の認識とする必要」、そのための「必要な情報の共有化」、「民主性と透明性の確保」また「組織間をコーディネートできる人材」、「資金の確保」、「側面或いは後方からの支援」、「税制措置」裾野を広げるための「学校や企業等も含めた多様な主体があらゆる場において環境教育・環境学習を推進する」、「各個人が気軽に取り組める活動のためのプログラムの開発・普及」など私たち一般市民がともすればあきらめ気分になりがちな現在の状況を変えていけるようなものであると思われまます。また、行政の側でがんばっている方たちもとても動きやすくなるのではないのでしょうか。

また、「自発的な環境保全活動を支援するための拠点」として期待される機能も（12P～13P）実際に私たちの校庭づくりの活動が、“世田谷区都市整備公社 まちづくりセンター”の支援を受けており、「こんな支援があったから、活動が支えられた、広がった」と実感している内容がきちんと列挙されていると思います。更に、「福祉や教育、まちづくりなどの分野との連携を重視すべきである。」という部分も、今後私たちの生活に“環境に配慮する”という意識が総合的に関わってくる以上、非常に重要だと思えます。

1カ所、細かいところですが、下から7行目、「活動計画、成果を活動団体に代わって公表し」という文を、「活動計画、成果を活動団体と共に公表し」とする方が私たちにはぴったりくるのですが、いかがでしょうか。

さて、以下に2,3点、付け加えていただけたら、と思うことを挙げますのでよろしくご検討ください。

まず、次世代を担う子どもたちに関連することです。今回のこの中間答申は

具体的に環境学習、環境教育について言及する性格のものではないと思いながらも、敢えて触れる必要を感じていることです。私たちが日常的に現在の子ども世代を見ていて感じることは、環境教育、環境学習以前の段階で、自然の恵みを受ける機会があまりにも少ないということです。そのため、子どもたちの多くは、怖くて虫にさわれず、土を汚いと嫌がり、ニワトリの産みだした卵は食べられず、木になった実も食べたことがないなど、環境保全活動の最も大きな動機の一つになる、自然環境への愛着を子ども時代の原体験を通して持つことができません。そのため、地域の自然に根ざした遊び場を用意すること、または校庭や、地域の特定のフィールドで観察など楽しい活動をするには、次世代を育てるという意味で必要不可欠と思われます。これは例えば、夏休みにどこか地方にキャンプに行けば解決されることでなく、日常的に身近なまち、そして生活の中で体験されてこそ、そうした環境を愛することができるようになるのだと思います。羽根木プレーパークを訪れる全国各地の様々な立場の人たちの話を聞いても、過去2回行われた全国研究集会でも、これは都会に限ったことでなく、地方の都市でも郊外でも、子どもが戸外の自然の中で遊ばないことは共通の現象のようです。

よって、次の個所に以下の文章を入れていただくと嬉しいです。

10P (1) 施策の基本的な考え方

様々な環境保全活動の例が列挙されている中に「子どもたちが自然の恵みを日々体験できるよう、自然の中での自由な遊びを中心とした環境学習のフィールドを整備し、地域ぐるみで維持管理している例」「地域の学校、PTA、近隣住民、関係の自治体組織などが特定の組織を作り、特定のフィールドを継続的に環境学習の場として維持管理している例」

14P

4行目からの、“社会階層に応じて最もふさわしい形態があると考えられる”以降に、

「地域住民にとっては、緑地、または子どもたちの遊びを含めた環境学習の場など、地域の特定のフィールドの維持管理など」

(ちょっと無理無理ですね。この個所には。すみません。)

(10) 環境保全活動に活用される土地等の確保に関する協定

公共地で区の事業でもある羽根木プレーパークにも苦情が度々寄せられます。そのたびに話し合い、私たちの活動の意義を説明して、わかっていただいています。

例えば、私有地を提供してくださる人のためにも、そうした場での活動を支援するために「またその活動が近隣住民の理解や支援を得られるよう、当該土地等が意義ある活動に使われていると行政が認可し、その内容や成果を地域住民に公表(掲示)する仕組みをつくる必要がある。」という文を入れていただくと嬉しいです。また、その土地の活動の段階に応じての(ただ緑地を残す、特定の人が活動できる、一般に公開するなど) 税の優遇措置があると提供者も増え

るのではないかと思えるので、そうしたしくみも考えられるといいですね。税の制度は早く施行しないと、都市の緑は消えていくばかりなのではないでしょうか。(近隣地区を見ている実感です。)

それではご検討よろしくお願い致します。

提出意見

氏名：社団法人日本ナショナル・トラスト協会

意見

これまで、平成14年5月に「『環境保全活動の活性化方策の論点整理』へのパブリックコメント」を提出し、その後行われました環境省による個別ヒアリング、また10月に行われました4回のNGOダイアログ等の機会におきまして、日本各地で進められるナショナル・トラスト運動の課題や改善策などの提案を提出してきました。今回の中間答申では、環境保全活動をめぐる社会的背景、状況と課題について、幅広い視点が盛り込まれ、まとめられていると思えました。また、ナショナル・トラスト運動についてご理解いただき、その取組みの必要性を認識していただいたことは、大変嬉しく思います。今後ともこのような貴重な場、日本の自然環境保全活動の推進のための仕組みづくりの場に参画できればと、大きな期待をもっています。

さて、「『環境保全活動の活性化方策の論点整理』へのパブリックコメント」におきましては、さまざまな意見を提出いたしましたが、その後、日々の中で感じたこと、また数回に及んだNGOダイアログを通じて考えさせられたことがありましたので、それにつきまして、以下に追加提出したいと思えます。

意見は、『環境保全活動の活性化方策について中間答申（案）』の構成に沿って書いております。よろしくお願いたします。

4. 具体的施策の考え方

(2) 環境保全活動の推進に当たっての各主体の責務の明示について

文中に、「環境保全のための取組みは、法律による規制や助成措置を待たなければならないものではなく」とありますが、これらは、早急に必要であると考えます。社会における人材、資金、資材等の資源の偏在があり、これらを是正するには、法律など新しい社会の枠組みによるモチベーションが必要です。法律や助成措置は、それらの原動力として働くとの認識が必要だと思えます。

各主体の役割の内容を、例えば労役、資金的負担、と具体的に明示すべきです。環境保全活動における自主性の尊重は当然ですが、環境保全活動は利益を生むものではない。しかし活動には確実に費用がかかる。この費用負担は行政、企業、市民がそれぞれの立場で負担していく必要がある旨を明示してほしいと思えます。そのような社会づくりを目指して、新たな法律や現行法の改正を行うべきです。費用負担なくして、新たな手だては討てないと考えます。

また、環境行政への予算配分を増やすなど、政府内での予算配分の見直しを早急にはかる必要があると思えます。教育、医療や福祉、水産、農林業はもちろんのこと、建設や経済産業など他分野、他省庁との連携も必要で、これまでの

縦割り社会、の是正とともに、予算配分の偏在の是正を抜本的に行うべきです。

(4) 自発的な環境保全活動を支援するための拠点について

環境保全活動の拠点の機能としてあげられているもののうち、「自発的な環境保全活動を行おうとする者に対して、その活動の企画・計画等について、助言、相談、活動計画等の公表及び参加者の公募を支援」「環境保全活動を実施する上で必要な行政情報等を収集し、わかりやすく提供」とありますが、このような機能を、地域または中央の拠点に持たせることは極めて重要であると考えます。現在、私たち社団法人日本ナショナル・トラスト協会では、環境保全活動支援のための相談業務を行っています。これは、「身近な環境が破壊されていくのを目の当たりにして、どのように自ら活動していけば良いのか」といった市民からの相談に対し、活動の進め方や関係各方面との調整、情報収集などを含むトータルなものです。しかし、多くの相談に対し、実際には当協会の職員1、2名で対応しています。東京都あきる野市、国立市、神奈川県藤沢市、など首都圏をはじめ、北海道、秋田県、宮城県、栃木県、鹿児島県、などと日本全国に対象地が及び、現場視察はもちろん、対応が十分にできない現状にあります。このように、ナショナル・トラスト運動によって、難しい問題を解決しようと取り組む市民や市民グループの支援は、自然環境保全にとって非常に重要な取り組みと考えます。これには当協会だけではなく地域それぞれにサポートする拠点が何らかの形であることが望ましいと思います。また、地球環境パートナーシッププラザやその他環境省関連の施設においても窓口を設けられるよう、国としてこれらの整備を強く求めたいと思います。

(5) 人材の育成について

1. 人材の確保について

「環境保全活動推進員(仮称)」の委嘱を有償で行うことが絶対必要だと考えます。先に、ナショナル・トラスト活動に関する相談業務に従事する人材不足をあげましたが、それに加え、各地で現在行っている運動に、さまざまな人が参加できるように活動を推進することも当協会の大切な業務です。しかし、環境保全活動を立ち上げ、推進していく能力やコーディネート能力を有する人材は不足しています。というよりは、本業として他に仕事を持たなければ生活ができないため、そのような仕事にかかわれる時間がどうしても少なくなってしまう。待遇面で改善されれば、多くの人材を確保することができると思います。

人材の確保において、民間企業などによる人件費補助型の助成金は、大変有用です。当協会では、現在(株)日産自動車が行っている「NPOラーニング奨学生制度」によって2名の学生がアルバイトとして仕事をしています。多くの助成金は、事業費の中の人件費の割合を制限されていることが多く、単年度の助成金ではもちろん、継続して獲得できる助成金があってもなお、人員増員がむずかしい状況にあるのです。今後、このような民間の人的資源支援措置が拡充す

るよう、促進策があればと思います。さらに、今後期待したいことは、企業人の奨学生制度の拡充です。環境保全活動への参加が一番少ないのは、特に30代から50代の忙しい企業人です。考え方が柔軟でありながら、社会的経験と知識が豊富な人材として、NPO等民間団体の運営にとってもメリットが大きいと思います。そして、多くの場合は次代を担う子供たちの父親、母親であるのです。また、将来の管理職、経営者となる人材との交流は、大切であると考えます。

2. 能力の向上について

環境保全活動を行う、または支援する際には、熱意だけではなくここに書かれている様々な能力が求められます。その能力の中には、日々の業務で培われないものも多くあり、積極的な研修による能力アップが必須だと感じています。海外や他機関での職務トレーニングシステムの拡充は急務です。地球市民大学事業があるとのことなので、こちらを更に充実させていってほしいと思います。

(6) 自主的な環境保全活動を支える資金の確保等について

地球環境基金については、組織が担う役割はこれまで以上に重要になってきているとの認識から、事業の改革、再編成を期待します。これまで、海外のNGO活動に多く助成されているようですが、そもそも日本国内の山林が放置された結果、海外での森林伐採などにつながっているという事情もあります。今後は足下である国内への助成も充実していくべきだと考えます。また、活動などの事業のほか、ナショナル・トラスト活動、すなわち自然環境の保全を目的に土地の買取りや借地などにあてることを目的とした「ナショナル・トラスト基金」の創設を求めます。米国でも、NPO等民間団体がこのような基金を利用して自然地を先行的に買取り、後に行政や地域トラストに払い下げたり、自らが管理したりしているようです。このように、緊急性を要する案件に対し、市民が一から募金活動を行って守れるものも守れないことが多々あります。この点につきまして、是非ともご検討いただきたいと思います。

基金の全体的な運用においては、継続して3年から5年間同じ事業にも適用できるように、プログラムを考えていくべきだと考えます。運用の透明性や効率性、公平性を求めるあまり、“広く浅い”助成になってしまえば、助成自体の効果さえも失うことになってしまいます。適正な運用に配慮しながらも、取り組むべき課題の分析により重要項目の設定が大切だと思います。環境保全活動は、規模・分野ともに幅が広いので、運用に際しては、個別の課題とニーズに対応できるよう機動的な組織づくりと運用体制をつくるべきだと考えます。もちろん、その中には、ナショナル・トラスト活動団体をはじめ、NPO等民間団体の参画が不可欠であると考えます。

税制措置については、ナショナル・トラスト活動団体のいくつかは、特定公益増進法人または自然環境保全法人に認定されていますが、その認定条件が厳しいこと、その手続きが煩雑であることがネックになり、当該法人格取得数がわ

ずか5団体(50団体中)にとどまっています。中でも「小清水自然と語る会」は、手続きの煩雑さから、やむを得ず特定公益増進法人の更新を断念してしまったと聞きます。また、ナショナル・トラスト活動を進める上で、土地の取得、保有、管理に係る活動を一連のものと考え、トータルな税制優遇を求めます。これについては、次項目にも詳細を記載します。

(10) 環境保全活動に活用される土地等の確保に関する協定について

ここで上げられている、「公的認定」「恒久的保全制度」「営利目的の土地取引と異なる税制度」3つの点は、どれも重要なことからであると考えます。自然環境の保全など環境保全活動の推進に重要である土地を、取得または借地等して、ナショナル・トラスト活動を進めるNPO等民間団体に対しては、社団法人日本ナショナル・トラスト協会などが公的に認定するなどの措置が必要であると考えます。当該土地の転用、譲渡禁止等については、現在、各々の手法にゆだねられており、各団体の定款、自治体の条例等でその旨をうたっている状況です。これらを法的に支え、他の計画や公共事業に対しても対抗することのできる上位制度が求められています。これらが整備されれば、土地等の持ち主の意志が守られ、活動団体の信用を確固たるものにすることができます。

土地の取り引きや保有にかかる税金は、公的認定を得た後に、特別措置が受けられるよう求めます。また、土地取引だけではなく、当該土地の保全管理にあてられる寄付金については、同じく税制上の特別措置を求めます。現在、各団体において「ヤイロチョウの森買取り基金」「ブナの森基金」といった個別の基金により寄付金を集めている場合もあります。これらは組織の運営資金とは明確に分けられており、用途も明確です。買取りとその土地の保全管理は一体の責任と考えなければなりません。日本のナショナル・トラスト運動で保全する土地については、英国のナショナル・トラスト運動においてうたっている永久保全を目指し、譲渡不能の精神によって次代に受け継ぐべく活動しているものです。この重大な責務を考慮され、これら基金については、土地取引と同様に特別措置をお願いいたします。

提出意見

氏名：川原 啓佑

意見

(はじめに)日本の環境NPOの最大の弱点は「資金力」の不足にあることは関係者の誰もが知っている。小生が中央と地方のいくつかの団体に参画した経験と欧米環境市民団体視察からこれを痛感してきた。しかし未だに誰もこれを声高に叫ぶことはしないので以下意見を提出するので是非御検討願いたい。

1、資金不足の問題認識を第1に掲げて欲しい。

(1)P8最下段で「事業費や管理費(組織運営費)の不足」が明快に指摘され特に組織運営費の不足が指摘されたことは大変な進歩であり評価できる。但しここで「組織運営費が足りないために組織として十分な活動が継続できず事業が先細り」(P8最下行)となるということは組織が成立しなくなることにほかならない。

(2)従ってP6の(1)原則ルール(2)透明性(3)人材(4)情報より前の組織成立条件として第1に掲げるべきである。何故なら「地域環境力創造戦略」はまず現実にある最大障害の認識が最初であるべきである。

2、環境NPOが他のNPOと比べ運用資金不足になる事情をきちんと把握し提起して欲しい。

小生の経験では福祉等の他のNPO活動は市民個人に役立つ身近なサービス提供があるので、その対価が割安ながら手数料等事業収入となり運用費がまかなえるケースが多い。環境NPOの場合は温暖化対策、水質大気浄化等々直接個人に直ちに効用が跳ね返らないので、対価や手数料等の事業収入は殆ど期待できない。しかし、環境NPOはパブリックには極めて重要な社会貢献であり、これを市民自ら従事することは小さな政府志向のもとでは極めて重要必須な活動である。従って従来の公共事業に勝るインフラ整備の典型として環境NPO助成に我々の出した税金をはじめ公的支出に踏み切るべきである。

3、具体策P15(資金確保)に具体策を新提案して欲しい。

地球環境基金事業の運用改善を指摘したのは一步前進であるが、P16、3行で「地域で環境保全活動の組織運営支援についても検討する必要がある」の表現はいかにも策がなさすぎる。検討して案を答申するのが答申の使命ではないか。例えば抜本対策として環境税等による助成基金捻出策ハンガリー国民の1%拠出類似策公的環境保全事業等大幅な業務委託(例えば温暖化対策市民セミナーを環境NPOに業務委託できる仕組みを作る等)の展開(それもなるべく定常的安定的に...)具体策を提起して欲しい。まずはP12評議会と拠

点及びP 1 8 環境創造リーグは人的に環境N P Oの主体的参画のもと公的資金で運営をはかる仕組みとして欲しい。

(結び) 以上の資金助成の仕組みづくりを強調することについては環境N P Oサイドをはじめ関係者からは、「助成依存は自立性を失い御用団体化必至」の反論が必ず起こる。しかし日本には欧米的な寄付金が集まる風土ではなくまた、税制優遇程度で画期的に促進できるとはとうてい思えないことは関係者の多くは分かっておられる筈である。また簡単に御用団体化するほど志の低い団体は少なくなっており、おのずから淘汰される筈。変革の世紀、環境の世紀といわれる今、めばしい先進国の中で図抜けてぜい弱な日本の環境N P Oを「創造」するには上記2の のパラダイム転換に踏み切るしかないことを認識して戴きたい。特に環境力創造の戦略に責務を負う審議会及び環境省のパラダイム転換を切に期待する。

ちなみに、急増しているアメリカのN P O (非課税団体) は1 4 0万団体で、環境分野以外も当然含み医療、教育、研究の分野が中核であるにもかかわらず政府からの資金援助が全収入の3割を占めるとのこと。日本のN P O法人は約9千件で、うち寄付金優遇税制は9件のみ。(日本経済新聞0 2 . 1 1 . 2 7日本総研論文「構造改革N P Oを生かせ」)

以上

提出意見

氏名：村田 佳久

意見

中間答申案にもあるように、様々な主体による自主的・自発的な活動と、それを国や地方公共団体が側面、後方から支援することを基本とすることに大賛成である。

様々な主体による自主的・自発的な活動を通じて、みんなが環境保全に関心を持つようになり、自由で柔軟性に富んだ活動が促進され、活動に参加する裾野が広がることによって、環境保全活動の活性化につながると思われる。

国や地方公共団体による支援は、自主的・自発的な活動を十分尊重する必要があり、不必要な制度や仕組みで民間団体等の活動を縛るのではなく、活動を促進するインセンティブとなるような支援を行うべきである。

具体的な支援としては、中間答申案にもあるように、活動の基盤となる子供の頃からの環境教育・環境学習の推進が最も重要であり、さらに環境保全に関する情報の共有、様々な知識や能力を有する人材の養成やこうした人材による支援、必要な資源・能力等の支援等を、公平に、効率的に提供するとともに、特定の活動団体が、支援のために講じた制度や仕組みを悪用することのないように十分留意することも必要であると思われる。

中間答申案に記載された内容に基づき、実際に持続可能な環境保全活動を通じて、健全かつ多様な活動団体が育っていくためにも、環境保全活動の活性化状況を定期的にチェック・アンド・レビューするとともに、偏った活動団体が他の健全な活動を阻害することのないように十分留意すべきである。

以上

提出意見

氏名：矢木 格

意見

中間答申案はたいへん良く分析されていると思います。
意見ではないかもしれませんが、次の通り希望をお届けします。

環境とは何か、環境保全とは何か、環境保全活動とは何かについて、委員の人で意思統一した定義があると思いますが、分らないながらライフスタイルを変えるほどの環境保全活動と生活についての考え方について、私達活動している団体や活動家は全くばらばらですから、統一した定義を答申に盛りこんでいただきたいと思います。

環境保全活動についてある程度の基本や約束、きまりをつくり目標への大黒柱を建てていただきたいと思います。例えば、環境保全活動は多様なことは良く理解しているつもりですが、保全活動が個人の一見環境保全に貢献できるかのような主張や、商売のために片意地のある主張はときに環境保全活動への敵視となったり、弊害であり、他への障害だと思えます。

環境保全活動には二つの大事の支えが必要です。

国および公共団体、地方自治体および公共団体に環境保全の推進のための団体への支えとなる担当を推進立上げのときの数年だけでなく、継続して地球を守る永続的なものとして、置いていただきたいこと。

環境保全活動資金の最低必要額は安定して援助のしていただけるシステムをつくっていただきたいと思います。いろいろの支援のかたちがあり、活用させて頂いていますが、

- ・毎年、活動の計画時期には決まっていないこと(待つだけの受身であり、2年つづかず順番のようにいろいろの支援相手に代わる)、
- ・支援者への手続き書類の煩雑なこと、支援が決まった場合ありがたいのですが、使途についての制限が厳しく、困り果てるときもあること。

答申案の中にも横断的に検討が必要なことがあります。国全体として思い切った考え方を決め実行していただき、環境保全や環境学習について立場にかかわらず、すべての国民が環境保全を念頭にしたライフスタイルを真剣に考えなければ、地球環境危機を救うのに間に合わないのではと思います。

横断的に環境保全の考え方、進む方向、実践方法、環境保全予算のそれぞれを検討していただきたいと思います。

里山づくり、森づくり、森林保全、自然保護、その他どれを取っても横断的

に考え方から予算まで違った考えで、今は適当に実績づくりしているように思います。国土交通省、文部省、農林水産省などの支援を受けていると予算もほどほどにあるようですが、環境省の支援は殆どないように思われます。

立場の相違とは言え、新しいライフスタイルを構築しながら環境保全のまとめ役に環境省がなれないのでしょうか。

中間答申は立派に分析され、方策の提案も具体性はやや薄いと思いますが、私たちには読めない部分もあるのでしょうか。これを生かして実行案を作られるときに提案ですが、

環境活動活性化の問題点の分析をされて、方策案を検討された委員の方多くのご苦勞があったと思います。次の実行案の仕上げには第2段階のための委員構成として、今までの委員を一部残して、仕上げにふさわしい新しい委員として一部入れかえる。または今までの委員にふさわしい新しい委員を加える。是非お願いしたいと思います。

以 上

提出意見

氏名：中村 安雄

意見

・環境保全活動は、環境省だけでなく他省庁も取組むべき内容でもあります。また、NPO法の総合的な窓口は内閣府にあります。したがって、環境保全活動法制定に当たっては省庁横断的な検討が必要ではないでしょうか。

・NPOに身近な存在である市町村などに裁量がある制度にすべきではないでしょうか。

提出意見

氏名：藤井 久雄

意見

テロ団体化したNPOが多すぎるので、テロやその幫助を行うNPOが生じないよう厳しい対応を行うべき。

現在日本の大部分のNPOがテロ団体・テロ幫助団体化し、麻薬汚染等も深刻である。海外に於いても、アフガン会議で有名になった[]がテロ化団体であった（政府が当初参加を拒んだ真の理由もそれであった）ことにも象徴されるように、多くが海外で病原菌・有害遺伝子・麻薬等を撒き散らして相手国に多大な迷惑を掛けている。また、国内活動に於いても、例えば近年、植林ボランティア関係のNPOのかなりのものがテロ団体化・テロ幫助団体化して、種々の害悪をもたらすようなことが起きてきた。

国もそれを規制するどころか、テロ団体に資金提供その他をしてそれを助長しており、場合によってはそれを利用している面も見られる。先のヨハネスブルク・サミットに於いても、環境省主導で運営されていた地球環境パートナーシップオフィス（EPO）のヨハネスブルク・サミット・メーリングリストにおいて、[]、[]、その他のテロ団体を擁護して、それらのテロ危険性を指摘した我々をメーリングリストから不当に追い出すという不法措置を行い、ヨハネスブルク・サミットにおける日本のNPO活動を大きく損ね・歪めテロを助長した。

NPO活動の自発性・自律性・独立性は最大限に尊重されるべきであるが、テロ団体化・テロ幫助団体化したNPOについては、摘発その他の厳しい措置を行い、決してそのような団体が活動・存続することが無いようにすべきである。ましてや、国や行政がそのようなテロ団体化・テロ幫助団体化したNPOを資金その他の面で援助・助成するようなことが、決して無いように、国・行政内部で厳しいチェック機構を設けるべきである。

腐敗した環境NPOが多すぎるので、NPOの腐敗を防止するような厳しい対応を行うべき。例えば、NPOの人員についても、贈収賄罪を設けるべき。

環境NPO、特にアドボカシー型のNPOにおいて、利権その他で動いていて、蔭で賄賂・資金等で動かされているとしか思えないNPOが、非常に多く見られ、そのようなことの無いアドボカシー型環境NPOは僅かしか無いような状況である。このような現状では、環境NPOは、有益性より有害性の方が

多いかも知れない。NPOは市場原理が働かず、不正なことを行っても潰れないため、腐敗が防止されない。

従って、NPO活動の自発性・自律性・独立性は最大限に尊重されるべきであるが、NPOの人員に贈収賄罪を設けることを含め、腐敗したNPOには厳しい措置を取ると共に、腐敗を防止するような施策を行う必要がある。

環境省環境パートナーシップオフィス（EPO）のような官製のネットワーキング拠点は、NPOの官的支配とテロ化の温床となっているので、止めるべき。

上記した、ヨハネスブルク・サミット時におけるEPOの対応の例に見られるように、官製のネットワーキングは、しばしばNPOの官的支配とテロ化の温床となっている。EPOでは、私自身も椅子に放射性物質を塗りつけられる等の迫害を受けていることからわかるように、国と意見を異にするNPOを迫害し弾圧するのに用いられ、まともな健全なNPOがつぶれていきかねない多大な迷惑を被っている。

従ってEPOのような官製のネットワーキング拠点は廃止するべきだし、官のNPO活動への介入は、NPO活動の自発性・自律性・独立性を最大限に尊重し、必要な最小限の事柄に制限するべきである。

NPOのネットワーキングは、多くの場合NPOの自発的な多様性と広がりを損ね、腐敗や官的支配を増加させるだけの結果になっているので、行うべきでない。

NPOのネットワーキングは、 、 、 等にも見られるように、必ずと言って良いほどネットワーキングの中心者が上記したような利権等の腐敗に染まって、また中心者の独断的な運営が目立って、参加NPOの創意が生かされず、また純粋な活動が行われなくなり、その分野のNPO活動を低調化させる原因にすらなっている場合がある。

またNPOによる行政合同の検討会議のようなものをつくっても、例えば の例に見られるように、参加委員が利権に巻き込まれて腐敗化してしまい、委員を出せなかった純粋なNPOの意見は無視されて、適切な運営が行われない。

個々のNPOが求めているのは、NPOのネットワーキングではなく、個々のNPOでは不足している行政機関その他との折衝の機会や折衝力であり、それを補充するような施策が望まれる。

上記のような問題点が有るにも関わらず、NPOがネットワーキングに参加するのは、単独NPOでは、国その他行政機関と折衝したり、意見を反映させてもらったりする機会が限られているからである。従って、ネットワーキングよりも、どのNPOもが、国その他行政機関と折衝したり、意見を反映させてもらったりできる機会を、増やすことが、絶対的に重要である。

NPO法人法は、特にアドボカシー型環境NPOにおいては、団体役員の届け出その他を通して、環境NPOの官的支配傾向を増し、環境NPOの不活発化を招いている。また、地球環境基金その他の公的補助金も、特にアドボカシー型環境NPOにおいては、環境NPOへの行政意向による不適切な圧力・利益誘導の原因となり、環境NPOの活動の本質的劣化を招いている。従って、行政と利害が反する可能性の有る分野については、公的補助金は無くし、また、役員その他の届け出も最小限にして、その代替的手段を増強すべき。

中間答申案は、NPOに、行政の都合の良い部分を割り当ててやらせようという色彩が強く見られ、NPOの自発性と自律性への配慮が非常に不足している。NPOの活動は本来、市民からの自発的な動機と熱意の高まりに支えられて広がっていくべきものであって、行政はそれを促進する役割を果たすべきだと思う。

提出意見

氏名：島田 幸子

意見

「参画」の機会・仕組みの保証を
環境施策には、現時点での国益や当事者の利益を守らねばならない政府や産業界とは異なる視点も反映していくことが不可欠である。そのためにもNGO/NPOが持つ行政や企業のチェック機能や、市民や環境の視点に立った政策提言機能を認め、政策決定プロセスへのNGO/NPOの参画の機会・仕組みを保証することを明記すべきである。

パートナーシップは必要性に基づくもの
パートナーシップは現場の必要性とその有効性がある始めて形成されるもの。パートナーシップ推進に関しては、もっと地球環境パートナーシッププラザ・オフィスや全国地球温暖化防止活動推進センター、グリーン購入ネットワークなどの成果や課題を十分に踏まえて、実施すべきである。

NPOの基盤強化が必要
対等な立場でのパートナーシップの前提として、NPOの基盤強化が必要。現状のNPOに対する認識やNPOのおかれている状況において、対等であることを要求するのは、NPOにとって大きな負担を強いることになりかねない。また、市民の自発的な活動の活性化は、官製の運動ではなく、NPOの基盤強化・活性化を通して実現していくことが重要である。

資金の確保
答申案に書かれていることをリアリティを持って、継続的に推進していくためには、確実な資金確保の仕組みが必須である。
環境分野のNPO活動は、福祉や国際支援等の分野にくらべ、受益者負担による収入や寄付が受けにくい特性があると思われる。また、パートナーシップ型のプロジェクトや中間支援型のNPOは、その連携を支える事務局の人件費を捻出しにくいという課題がある。
拠点の設置についても、法律に裏づけされ設置を促された、都道府県地球温暖化防止活動推進センターの設置が進まないことは、法人格の問題もさることながら、自治体において、継続的な資金の捻出が困難であることの要因が大きいと思われる。
これを助成金や補助金で、確実に支援することは必要。地球環境基金の拡充はもとより、地域環境基金の活用、税制優遇、環境税の活用等、多面的な方策の検討が望まれる。

全国評議会・地域評議会

全国評議会・地域評議会の具体的なイメージが見えない。

審議会的なもので、メンバーの選定を環境省が行うのであれば、想定するような「国民的合意文書」の策定は難しいと思われる。

あるいは、添付の資料で「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」の機能を受け継ぎ、という記載があったが、オープン参加のラウンドテーブルのようなものを想定するのであれば、その運営主体を誰が担うのか？

また、すでにあるNGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会や地球環境パートナーシッププラザの運営委員会、あるいはJCSDや地球環境基金の運営委員会などとの関係や位置付けの整理が必要であると思われる。

全国評議会という手法をとるのであれば、これらの役割を整理し、環境パートナーシップオフィスの機能の評価・再構築と合わせて、検討することが必要ではないか。

地方評議会に関しては、はじめからありきではなく、全国評議会の「国民的合意文書」で、役割や必要性が認められ、地域の実情に応じて必要であれば設置できる、とした方が自然ではないか。

以上

提出意見

氏名：大塩 祐治

意見

1. はじめに 2. 環境保全活動をめぐる状況、背景について

この部分の状況認識の把握は一面的であり賛成できません。

各環境団体、NPO等がどれだけやむにやまれぬ気持で様々に展開しているのか、活動の背景を認識していないのではないかと思います。特に環境問題が、経済行為や開発等と対立することをたくさんはらんでおり、そういった点でどれだけ活動がすすまないているかを認識すべきであり、「気運」の高まりというだけではすまされません。特に国際的な活動についての日本政府のNGOやNPOへの認識は遅れていると思われます。

3. 環境保全活動を進めるための課題について

全体的な課題として、あげられていることについてはその通りだと思います。しかし、広く環境保全を考えていくために、急がなければならない課題をもっと危機感をもってあげる必要があると思います。地球温暖化防止ひとつとっても、急がなければならない課題ですが、そういう活動にはふれられていません。環境保全活動の範囲をもっと広く考えなければ、何のために環境保全活動をするのかということが、明確にならないと思います。

また、あげられている課題が誰にとっての課題なのか不明です。環境保全活動を行っている団体等の課題でもあり、国や地方自治体が、しなければならない課題なのか、それぞれの「主語」が明確でなく、誰が活性化するのかという点でわかりにくいと思います。

4. 具体的施策の考え方について

(1) 施策の基本的な考え方について

自発的な環境保全活動が重要であることには賛成できるが、国や地方自治体が支援する立場であるということのみでは、納得できません。また、民間が行う活動に対し、透明性を確保すること等が、強調されているが、よいのでしょうか。環境保全活動の中では、考え方の対立があり、価値観の相違もみられることも多く、まずは、国や地方自治体がおかれている状況等を情報開示し、活動する団体が共感できるようにするべきであると思います。

(2) 環境保全活動の推進に当たっての各主体の責務の明示について

環境保全活動の推進に関する基本方針を作る必要はあると思いますが、現行の様々な環境関連法や地方自治体の条例等を整合性があることが、重要だと思います。

(3) 環境保全活動を推進するための評議会について

ここでいわれる評議会の必要性は認めますが、位置づけ、対立する環境保全活動や行政等の方針との調整等の権限や責任についてどのように考えるか検討が必要だと思えます。

(4) 自発的な環境保全活動を支援するための拠点 (5) 人材の育成 (6) 自主的な環境保全活動を支える資金の確保等について

ここで出されていることについて、問題だと思われることは、従来のすすめ方の域を出ていないばかりか、推進をうたいながら整理、縮小にむかうのではないかということです。確かに新たな分野等にふれているが、一方では、環境保全活動の内容を限定しており、有効な対策だと思われることが見当たらないと思えます。またこれらの1つ1つの実施者は誰か、何に基づいて判断するのが明確ではありません。また「自発的な」という範囲も不明です。

(7) 情報の提供、共有 (8) 環境教育・学習の推進 (9) パートナーシップ (10) 土地等の確保 (11) 国際的な活動の活性化

必要な内容が出されており、賛成できますが、具体的施策というには抽象的であると思えます。現状の不十分さをもっと高くこえるものであってほしいと思えます。

以上

提出意見

氏名：坂元 守雄

意見

環境保全活動のさらなる発展に向けて

〔送電鉄塔建設の規制または送電技術の改善について〕

近年、わが国のエネルギーは、水力、火力（石油・石炭）、原子力等から、太陽光、風力、水素（燃料電池）等の環境へ負荷を与えないエネルギーへの転換が展望できるようになり、その促進が期待されています。

現在の電気エネルギーの問題点は大気汚染が最大とされていますが、もうひとつは、鉄塔・電柱を伴う送電方法にあることを指摘し、その改善を図ることの必要性について意見を述べます。

今日の送電鉄塔は、都市部ばかりでなく地方の山野にいたるまで全国いたるところに建設され、さまざまな弊害を及ぼしています。とくに大型高圧送電鉄塔は、電磁波による人体への影響も心配されていますが、何よりも自然環境に与える影響は大きく、地方では、山野の損傷とともに、固有の地形、固有の景観を無視して建設される傾向が強く、青少年の美的自然観にも影響することが懸念され、看過できない状況を呈しています。

都市部では送電線を地下に埋設して送電することがすすめられていますが、地方においても、自然環境とくに固有の地形や景観を有する地域においては、当然、自然環境に対して負荷や損害を与えないようにすべきであり、規制したり、あるいは技術的な対策を講じさせ、自然との調和を図ることが必要と考えます。

宮崎県綾町は、日本最大規模の「綾の照葉樹林」を有し、現在市民団体を中心に世界遺産への登録申請活動がすすめられているところですが、この照葉樹林の入り口を、現在、小丸川揚水発電所の付属設備としての大型高圧送電鉄塔が横断建設される計画がすすめられています。これが実現すると、建設による自然損傷だけでなく、貴重な照葉樹林の価値や自然景観が損なわれ、照葉樹林の豊かな生態系にまで影響を与えることが懸念されています。

「綾の照葉樹林」は一例ですが、貴省において全国の状況を把握されて、善処されるよう切望します。

以上

提出意見

氏名：安達 智

意見

中間答申（案）は、全体として良いが、「大学との連携、研究・調査」とうことについて、どのように見ているのかということが気になる。」

提出意見

氏名：佐藤 留美

意見

環境情報拠点が、地域の持続可能性を促進する「サステナブル・センター」として機能するためには、現在ある拠点（公設公営・公設民営・民設民営）の見直し・拡充・新設が必要である。答申には、『4．具体的施策の考え方（4）自発的な環境保全活動を支援するための拠点』の項に、「パートナーシップの基本的な考えの浸透」「運営に民間団体が参画したり、運営そのものの民間団体への委託を進めるべきである」とあるが、そのための具体的な方法までは言及されていない。

（特定）NPO birthでは、今年6月に、環境パートナーシップオフィスと協働でSCOS（エスコス：サステナブルセンター・オペレーティングシステム）委員会を立上げ、「持続可能な地域づくりを実現するための環境情報拠点の運営手法」について、調査研究をすすめてきた（*）。調査対象は、全国でも先駆的と言われる拠点20箇所である。さらに11月14日に環境パートナーシップオフィス会議室においてワークショップを行い、全国の拠点から、拠点運営を真剣に考える20名のスタッフが会し、現状と課題、今後の方向性についての議論を行なった。調査やワークショップの成果を通して、前述の「パートナーシップを促進する手法」や、「民間団体の参画・運営手法」について、特に重点を置いて分析を行なっている。最終的な提案については、来春に報告書をまとめる予定である。

現在調査の途中であるが、事業を進める中で、拠点運営に関わる興味深い課題がいくつもあがってきている。例えば、既存の行政や地域協議会だけでは、パートナーシップによる拠点運営は難しいことがわかってきた。行政主導の協議会は形骸化しやすく、地域の声を反映する双方向の情報交換システムは不十分な状況である。特に公営の拠点では、行政からの一方向の情報提供に終始してしまっている拠点が多い。これでは「地域の自発性」を高めることは非常に難しい。そこで、このような課題の解決のために、地域構成者（ステークホルダー）を結び付け、調整する「中間組織（NPO）」の必要性が高まっている。同時にこのような中間NPOが存在するための社会的な仕組みの整備も求められている。SCOS委員会では、中間組織の必要性と機能について、整理する予定である。

一方、拠点が地域に活用され、地域の自発性を高める働きをするためには、拠点の運営全体の見直しはもちろんであるが、中でも重要なのが拠点評価システムの構築である。通常行なわれる数値的な評価だけでは、拠点の質ははかりえない。拠点の目的が社会ニーズに合っているか、目的と事業内容がリンクしているか、目的を達成するための運営体制が敷かれているか、さらに拠点が存

在することによる波及効果、など、ソフト面についての評価基準が必要である。現状では、適当な評価基準がないために、自拠点の定義づけができず、市民ニーズから離れてしまっている拠点も見受けられる。適切な評価基準の整備は、拠点の質を上げ、スタッフのやる気、技術力の向上につながる。

SCOS委員会では、地域の持続性を高める拠点の目的・事業内容・運営体制を整理するとともに、行財政が厳しい現状を鑑み、拠点自身も持続可能であるような方策を打ち出す予定である。新たな拠点運営について、ぜひ参考にさせていただきたいと考えている。

(*)：当事業は今年5月に募集された政策提言において、「優秀に準ずる提言」に選ばれた事業である。事業資金は環境事業団の地球環境基金から提供されている（「環境パートナーシップ形成と総合環境保全促進のための環境情報拠点オペレーション・システム（OS）の構築」事業）。

以上

提出意見

氏名：村上 千里

意見

．全体に関する意見

1．課題と施策が「自発的な活動の活性化」「NPO等民間団体の活性化」「パートナーシップによる取り組みの促進」の3つの側面のどれに対応するのか、整理して示すべきである。

この答申案では、環境保全活動の活性化のための課題と対策についてまとめられているが、上記のどれに対応した課題・施策なのかきちんと整理されない。特にNPO支援とパートナーシップ促進に関しては、現場でも混同して扱われることが多く、NPOの自立性を損ねるなどの弊害をもたらしている。これらをきちんと整理し、現場の混乱を是正することが答申の大きな役割であると考え

る。
(答申案の各課題・施策の記述を、上記の分類でマトリックスに並べ替えて、パブリックコメントの内容を印で書き足したものを参考資料として添付いたします)

2．「自発的な活動の促進」の担い手は、行政ではなくNPOであるべき。従って行政は自発的な活動の促進に関する施策を直接実施するのではなく、NPOの活性化を通してそれを実現する、というスタンスを示すべきである。

個人の自発的な活動は、個人の生活を環境にやさしく変えることにとどまらず、社会の仕組みをより持続可能性の高いものへ変革していくことに広がっていくことが望まれる。既存の社会システムに組み込まれている行政に、このような変革を担う活動を支援することは難しい。行政が主導する自主的な活動は、画一的・動員の色合いが強くなる傾向があり、自発性に基づく多様な活動にはつながりにくい。NPOこそがその役割を担うべきである。ただ、現状はNPOも力不足であり、NPOの基盤強化につながる施策がもっとも望まれている。

3．「NPO等民間団体の活性化」のためには、行政はNPOに対し直接的な支援を行うのではなく、民間(個人や企業)がNPOを直接支援できる環境を整えることを最優先にすべきである。

現在人材やお金などの資源は行政セクターと企業セクターに偏在しており、もっとNPOへ資源が流入する仕組みを作る必要がある。行政がNPOを直接支援するのではなく、民間(企業や個人)がNPOを直接支援できる環境を整えることが、行政の重要な役割である。

また、行政が直接NPOを支援することは、NPOの自立や自律を阻害する危険性を

孕んでいるため、支援策を検討・実施するプロセスに、NPOが参画できること、市民の監視が可能となるよう透明性を確保することが重要である。

4. 「パートナーシップによる取り組みの促進」は、ボトムアップの具体的なニーズのないところに、枠組みを先行させるような施策（地方評議会や創造リーグなど）は盛り込むべきでない。これも自立したNPOの成長を待つ必要がある。パートナーシップという枠組みが先行し、自治体主導でNPOや企業が集められ作られたパートナーシップ協議会は多々あるものの、実際の活動にはなかなかつながっていない。パートナーシップは現場の必要性があって始めて形成されるもの。枠組みづくりの施策はパートナーシップ促進に寄与しない。パートナーシップによる取り組みを進める前段階として、市民の信頼や専門性をバックに行政や企業対等に政策議論ができるNPOが育つ必要がある。

5. 国民的合意文書には、行政とNPOの関係及びパートナーシップに関するガイドラインを盛り込むことが重要である。ただし、だれがどのようなプロセスでそれを作るべきか、時間をかけ慎重に検討する必要がある。環境NPOの現状は、セクターを代表できるような中心的なネットワーク組織がなく、自らのセクターの代表を選任するには時間がかかると思われる。かといって環境省が任命しても真の環境NPO代表とはなりえない。第一段階としてNPO自らが代表を送り出せる仕組み作りを、時間をかけて側面支援する必要があると思われる。その施策の事務局は、環境パートナーシップオフィスが担うのがふさわしいと考える。

6. 力を持ったNPOが行政に望んでいることは、支援やパートナーシップではなく、政策決定プロセスへの参画のシステムである。持続可能な社会作りを目指す環境施策には、国益や省益、当事者の利益を守らねばならない政府や産業界とは異なる視点を持つNPOの参画が不可欠である。NPOが持つ行政や企業のチェック機能や、市民や環境の視点に立った政策提言機能を認め、政策決定プロセスへのNPOの参画の機会・仕組みを保証することを明記すべきである。

7. 自発的な活動や協働の促進に法律が必要なのかどうか疑問である。これまで実施してきた施策を再評価・改善することが先決である。現在の環境保全活動の促進に関する諸制度や法令の問題点をNPO、企業、行政機関等の環境活動の経験者、当事者が共同で検討する機会が必要である。時間をかけて共通の課題を発見し、解決手段を探った上で、新規の立法が必要であると判断した場合においてのみ新しい法律を制定すべきである。

・ 個別記載事項に関する意見

3. 環境保全活動を進めるための課題

(4) 情報の提供

- ・あふれている情報を、個人のニーズに応じて提供する機能が弱いため、地域の拠点施設には情報のコーディネーターが必要だろう。
- ・NPOが開発問題や環境施策の策定などに政策提言を行う際、行政情報の不足がネックとなっている。公共政策に関する情報は全て公にし、政策の是非をオープンな議論で決定していく基盤として、情報公開のレベルを向上させる必要がある。

(5) 資金の確保

NPOの活性化のためには、以下の視点も重要である。

- ・NPOは財源の多くを現在委託や助成金に頼っている。健全なNPO運営のためにはもっと自主財源（会費、寄付、自主事業収益など）を充実させる必要がある。
- ・民間からの寄付が増やす仕組みとして、税制優遇の枠を拡大が望まれている
- ・自主事業収益を伸ばすためには、NPOスタッフの企画能力の向上が必須である

パートナーシップ促進のためには、以下の視点が重要である。

- ・事務局（コーディネーション機能）を支える資金が不足している
- ・現在はパートナーシップ事業を行政からの委託で賄っているところが大半だが、委託の性格から（単年度主義、契約のタイミング、費目の規制、行政からの指導の色が濃くなる、など）パートナーシップ事業に歪みが生じている。パートナーシップ事業にふさわしい財源の確保が望まれている（補助金、助成金など）

4. 具体的施策の考え方

(1) 基本的な施策の考え方

- ・行政は「パートナーシップの際には、対等な関係を重視して、側面・後方支援することが基本」とあるが、パートナーシップの担い手として、自らの役割を果たすべき。側面・後方支援のスタンスが必要なのは、NPO支援の施策の時である。

(2) 環境保全活動の推進に関する基本方針

- ・国民的合意文書には、各主体の役割だけでなく、NPOと行政の関係やパートナーシップのあり方についてのガイドラインを盛り込む必要がある。

(3) 環境保全活動を推進するための評議会

- ・全国評議会はJCSDとどう異なるのかわからない。国民的合意文書の策定は、環境NPO代表と環境省でまず行うのが現実的ではないだろうか。
- ・環境NPOは、この評議会に自らの代表を送り出すべきだが、現状では中心的なネットワーク組織がなく、NPOの代表を選任するには時間がかかると思われる。かといって環境省が任命しても真の環境NPO代表とはなりえないため、第一段階としてNPO自らが代表を送り出せる仕組み作りを、側面支援する必要があると思われる。

- ・その側面支援は、環境パートナーシップオフィスが担うのがふさわしい
- ・答申に地方評議会を明記することで、また実質の伴わない枠組み先行のパートナーシップ組織が行政主導で設置されることを危惧する。ここであえて明示せずとも、全国評議会のアウトプットの成果を踏まえ、各地域が必要に応じて自発的に立ち上げるのを待つ方が良いと考える。

(4) 自発的な環境保全活動の拠点

- ・拠点に期待されている機能は、数年で異動がある行政職員が担うのは不可能。きちんと専門職員を民間から雇用する必要がある。
- ・拠点施設は行政が作らねばならないというものではなく、NPOが行っている民設民営の拠点を行政が支援する(場所の無償貸与や人件費の補助など)という方法もある。

(5) 人材の確保

- ・人材制度については、整理・公表にとどまらず、その成果を検証・評価し、活性化にまでつなげることが必要
- ・退職者等の活用やインターンシップ、多様な階層・世代の参加を促す制度などは、税金を使って国がすべき分野ではない。
- ・人の育成、環境教育、参加しやすいプログラムの開発などは本来NPOが担うべき。行政はそのような分野の予算をNPOに配分することで後方支援を行うことが重要。
- ・コーディネーターを必要とする現場(活動拠点など)で有能な人材を雇用できるよう、環境を整えることが重要である。(行政や公益法人のスタッフ枠を減らし、その人件費を雇用費用にあてるなど)

(5) 能力の向上

- ・国はNPOよりもまず行政職員が市民活動やNPO、パートナーシップ等に関する認識を高める研修を実施する必要がある
- ・NPOの能力強化はNPOセクターが担っていけるよう、中間支援団体を支える仕組みを優先的に作る必要がある

(6) 資金の確保

- ・助成金運営担当の部署には、NPOの強化、環境活動の活性化に詳しい専門職員(プログラム・オフィサー)を配置し、効果的な助成金運営ができる体制を整える必要がある。

(9) 環境創造リーグ

- ・枠組みが先行するパートナーシップは機能しないことが圧倒的に多いので、組織作りを促進するような表現は避けるべき。
- ・パートナーシップ型のプロジェクトは、その連携を支える事務局の人件費を捻出しにくいという課題がある。これを助成金や補助金で支援する仕組みを作ることは賛成。その際の条件として、上記のような意思決定や運営の透明性が

要求されることは必要である。

参考資料

このマトリックスは、答申案に書かれている各課題・施策の記述を、「自発的な活動の活性化」「NPO等民間団体の活性化」「パートナーシップによる取り組みの促進」の3つの側面に整理し直し、パブリックコメントの内容を印(青文字)で書き足したものです。

【3. 環境保全活動を進めるための課題】

	基本的な考え方、ルールづくり	人材	資金	情報/拠点	その他
各主体の自発的 環境活動の促進	<p>(1) 自発的環境保全活動の責任を明示する</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国は自ら進んで環境を良くする責務を有することを明らかにする。 各主体が自発的に役割を果たせるよう基本原則やルールを明確化する必要がある。 <p>市民の自発的な活動を引き出すことができるのはNPOだからこそ。NPOの基盤強化・活性化を通して個人の自主的な活動は活性化するということを明記すべき。</p>	<p>(3) 環境保全活動に関する人材不足</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動に参加する人材不足。 活動を立上げ、推進する人材不足。 活動の助言・指導用材不足(アドバイザー、コンサルタント) 環境保全活動をコーディネートできる人材不足。 国や県の人材登録制度が数多いが、縦割であり、制度間の連携や情報交換が不足。 <p>(6) 広く環境保全活動の関心を喚起し活動の支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる場で環境教育・学習を促進し、関心を高めることが必要。 環境保全活動への参加を促すため、ボランティア休暇を拡大。 気軽に取り組めるプログラムの開発と普及、支援。 		<p>(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動の基礎となる情報、特に行政情報の公開が必要 ネットワーキングを機能させるためには、コーディネーターが重要 <p>あふれている情報を、個人のニーズに応じて提供する機能が弱いため、地域の拠点施設には情報のコーディネーターが必要だろう。</p>	
NPO基盤強化	<p>(2) 民間団体の運営の透明性</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間団体も、情報公開や活動評価が大切であるが、そのような活動に費やす資源が不足しており、これを補う仕組みが必要。 <p>NPOの政策決定プロセスへの参画を保証することが重要。</p> <p>現在人材やお金などの資源は行政セクターと企業セクターに偏在しており、もっとNPOへ資源が流入する仕組みを作る必要がある。行政がNPOを直接支援するのではなく、民間(企業や個人)がNPOを直接支援できる環境を整えることが、行政の重要な役割である</p> <p>行政が直接NPOを支援することは、NPOの自立や自律を阻害する危険性を孕んでいるので、慎重に取り組むべき。</p>	<p>(3) NPOの強化が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> NPOにはマネジメント、広報、政策提言等の能力強化が必要。 	<p>(5) NPO等の資金不足</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO等は運営費の不足が課題。 事業費も不足している。運営の資金が不十分なため、事業が十分に行えない場合もある。 会費や寄付で支えられるのが理想である。 助成頼みのNPOが多い。 土地の寄付に関する税制優遇がない。 <p>NPOは財源の多くを現在委託や助成金に頼っている。健全なNPO運営のためにはもっと自主財源(会費、寄付、自主事業収益など)を充実させる必要がある。</p> <p>民間からの寄付が増やす仕組みとして、税制優遇の枠を拡大が望まれている</p> <p>自主事業収益を伸ばすためには、NPOスタッフの企画能力の向上が必</p>	<p>(4) 行政や各種支援団体による活動支援情報の提供が必要</p> <p>NPOが開発問題や環境施策の策定などに政策提言を行う際、行政情報の不足がネックとなっている。公共政策に関する情報は全て公にし、政策の是非をオープンな議論で決定していく基盤として、情報公開のレベルを向上させる必要がある。</p>	<p>(7) 民間環境活動団体の国際化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力におけるNPOの役割が拡大している。 国際交渉への参画にはNGOの国際的なネットワークが重要。 日本のNGOの国際ネットワークへの参画を活性化が必要

			須である		
パートナーシップの促進	<p>(1) 行政とNPOとの協働の原則やルールを明示する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOを行政の補完的役割として見るのではなく、代替不能な役割を担う自律的な組織として見るべきである ・パートナーシップの基本原則 = 対等な立場、意思決定のルールや事業運営のルールの明確化が重要である。 <p>パートナーシップという枠組みが先行し、行政主導でNPOや企業が集められるものの、実際の活動につながっていない例が数多く見られる。パートナーシップは現場の必要性があって始めて形成されるもの。枠組みづくりの施策はパートナーシップ促進に寄与しない。</p>	<p>(3) パートナーシップ促進のための人材不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップのコーディネーターはNPOがふさわしいことを理解し、事業や施策に生かす行政が少ない。 ・ファシリテーター、コーディネーターの機能は不十分。 <p>(3) 行政の理解・認識不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政では環境保全活動やNPO、パートナーシップ等に理解のある人材が不十分。 	<p>事務局(コーディネーション機能)を支える資金が不足している</p> <p>現在はパートナーシップ事業を行政からの委託で賄っているところが大半だが、委託の性格から(単年度主義、契約のタイミング、費目の規制、行政からの指導の色が濃くなる、など)パートナーシップ事業に歪みが生じている。パートナーシップ事業にふさわしい財源の確保が望まれている(補助金、助成金など)</p>	<p>(4) 活動やパートナーシップ事業の情報の共有が必要</p> <p>(4) ネットワーキングを有効に機能させるため、各組織・主体をつなぐコーディネーターの存在が重要</p> <p>(2) 行政の透明性・説明責任の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップは相互理解と協力が基礎。その前提として情報の共有が必要。行政やNPO支援を実施する組織は、運営を透明にし、支援対象の選定方法、基準を明らかにする。 	

【 4 . 具体的施策】

	基本的な考え方、ルールづくり	人材	資金	情報 / 拠点	その他	
自発的環境活動の促進	<p>(1) 自発性の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> 各主体がそれぞれの使命感や問題意識に応じて自発的に環境保全活動を行うことが基本。 国や地方公共団体は NPO の自発性をまず尊重する。 各主体の自発的活動が増えることが「地域環境力」の向上につながる <p>(2-)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動をすることが国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国の各主体の責務であることを明示する。 <p>(2-)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民や民間団体、国、地方公共団体の役割について基本的な考え方、方針等を明示した国民的合意文書が作られるべきである。 <p>市民の自発的な活動の活性化は、NPO の基盤強化・活性化を通して実現していくことが重要</p>	<p>(5-) 人材制度の整理・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、民間団体等の行う人材制度について調査し、結果を整理、公表する。 公的な人材制度の役割分担や位置づけを整理。 <p>整理・公表にとどまらず、その成果を検証・評価し、活性化にまでつなげることが必要</p> <p>(5-) 退職者等の活用・インターンシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業や各種団体の退職者を活用する仕組みを検討。 <p>税金を使って国がすべき分野ではないと考える</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学や専門学校におけるインターンシップ制度の普及・拡大を図る。 <p>(5-) 多様な階層・世代の参加を促す制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童から高齢者に至る社会各層、世代に応じた環境保全活動への参加を促す制度を検討すべきである。 <p>これも国が行うべきものではない</p> <p>(5-)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動に関する基本的能力を証明する共通制度の創設や各種人材制度間の相互認証の検討 <p>人の育成、環境教育、参加しやすいプログラムの開発などは本来 NPO が担うべき。行政はそのような分野の予算を NPO に配分することで後方支援を行うことが重要。</p>			<p>(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各主体がパートナーシップによる環境保全活動を実施するには、活動の基礎となる情報が不可欠であり、インターネット等を用いた情報提供、情報拠点の設置、拡充が必要。 	
NPO 基盤強化	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援の際は、短期的な成果にとらわれず、中間的な目標設定や成果に応じた弾力的な活動手法の普及も必要。 NPO 支援のために国・地方公共団体が講ずべき措置を明らかにすること <p>NPO 支援に関する施策は、行政直轄や行政色の強い公益法人による実施ではなく、民間の NPO が担うことが望ましい</p> <p>行政が直接 NPO を支援することは、NPO の自立や自律を阻害する危険性を孕んでいるため、支援策を検討・実施するプロセス</p>	<p>(5-) 国やセクターを越えた人材の交流</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO 職員等が海外で研修する機会を設ける。 行政職員と NPO 等職員が一定期間それぞれの職場で働く機会を設ける。 <p>(5-) 研修機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球市民大学校、環境研修センター等の拡充。 <p>国は NPO よりもまず行政職員が市民活動や NPO、パートナーシップ等に</p>	<p>(6-) 地球環境基金の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 透明性、効率性を高め、第三者機関による評価とその結果の公表などを行い、基金運営を拡充する。 助成対象地域や分野の絞り込み、成果がみえやすくする。 使途弾力化や精算方法の簡素化等を検討する。 NPO 等の活動のつなぎ資金融資等を検討する。 <p>助成金運営担当の部署には、NPO の強化、環境活動の活性化に詳しい専門</p>	<p>(8) 民間団体が力を発揮できるよう拠点整備、活動促進の仕組み等が必要。</p>	<p>(10)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然保護を目的とした土地の確保を行うための制度を設ける必要がある。 自然保護を目的とした土地の譲渡・管理のための税制上の優遇措置を考える必要がある。 国際的な環境保全活動を活性化するための支援策が必要である。海外の企業との連携、国際機関等へのインターンシ 	

	<p>スに、NPO が参画できること、市民の監視が可能となるよう透明性を確保することが重要である。</p>	<p>関する認識を高める研修を実施する必要がある NPO の能力強化は NPO セクターが担っていけるよう、中間支援団体を支える仕組みを優先的に作る必要がある</p>	<p>職員（プログラム・オフィサー）を配置し、効果的な助成金運営ができる体制を整える必要がある。 (6-) ・ N P O への寄附金に関する一層の優遇措置を講ずるなど、各種優遇措置の拡充を図る必要がある。</p>		<p>ップ等の検討が望まれる。 (11) ・ 国際的な環境保全活動を活性化するための支援策が必要である。海外の企業との連携、国際機関等へのインターンシップ等の検討が望まれる。</p>
<p>パートナーシップの促進</p>	<p>(1) 連携・協力は対等な関係 ・ パートナーシップの際には、対等な関係を重視して、側面・後方支援することが基本。 行政は側面・後方支援ではなく、パートナーシップの担い手として、自らの役割を果たすべき。 ・ 行政も NPO も透明性を確保し、各主体の参画を促すことが、互いの信頼と共通認識を産む。 ・ パートナーシップの原則的事項を定める必要がある (2-) パートナーシップの重要性の認識 ・ 各主体は互いに代替不能な役割を担う、そして、対等な立場でのパートナーシップが重要であり、現場で問題に直面する地方公共団体は、住民や民間団体のパートナーとして共に課題解決にあたる。 国民的合意文書には、各主体の役割だけでなく、NPO と行政の関係やパートナーシップのあり方についてのガイドラインを盛り込む必要がある。</p>	<p>(5-) 環境保全活動推進員（仮）を委嘱 ・ 環境保全活動の立上げ、コーディネートに特化した人材を委嘱する。 コーディネーターを必要とする現場（活動拠点など）で有能な人材を雇用できるよう、環境を整えることが重要である。（行政や公益法人のスタッフ枠を減らし、その人件費を雇用費用にあてるなど）</p>	<p>(9) ・ パートナーシップによる環境保全活動は、しっかりとした組織整備が必要。パートナーシップに基づく組織を構築し、着実・自立的・継続的に環境保全活動を創造する組織を設ける（「環境創造リーグ」＝グラウンドワークトラストを念頭に置く）。 枠組みが先行するパートナーシップは機能しないことが圧倒的に多いので、組織作りを促進するような表現は避けるべき。 ・ 組織の運営は透明な意思決定、各主体の役割分担の明確化を図り、組織体に公的な位置づけを与え、組織運営に対する支援を検討する必要がある。 パートナーシップ型のプロジェクトは、その連携を支える事務局の人件費を捻出しにくいという課題がある。これを助成金や補助金で支援する仕組みを作ることは賛成。その際の条件として、上記のような意思決定や運営の透明性が要求されることは必要である。</p>		
<p>共通する仕組み</p>	<p>(3) 全国評議会 ・ 国レベルでは全国を対象に、民間団体、事業者、地方公共団体、国の府省などが参画する場（全国評議会）を設け、協働の基本方針案作成、環境保全活動推進のための必要な提言のとりまとめ、環境保全活動の進捗のモニター、政府への意見具申等を行う。評議会の構成、運営には民主性と透明性が求められる。 全国評議会は JCS D とどう異なるのかわからない。国民的合意文書の策定は、環境 NPO 代表と環境省でまず行うのが現実的ではないだろうか。 環境 NPO は、この評議会に自らの代表を送り出すべきだが、現状では中心的なネ</p>	<p>(8) 環境教育・環境学習の推進 ・ あらゆる主体が環境問題と環境保全に関する知識・理解を深めるとともに実際に行動につなげる人材の育成が必要。 ・ 他の主体と協働して環境保全活動を推進する人材の育成が重要。 ・ 体系的かつ総合的な環境教育・環境学習推進のため、多様な場で多様な機会を提供すべきである</p>		<p>(4) 各主体の情報交換、交流、活動基盤の弱い主体の支援を目的とした拠点を設置する。 ・ 担うべき機能 活動のプロデュース 活動の広報、成果の公表。 行政情報を収集し、民間団体等にわかりやすく提供する。 N P O 活動等のための施設・設備の提供。 各主体間の交渉や調整の場を作る（コーディネート） ・ 拠点は市町村と都道府県単位に設置されることが望ましく、既存の公的な施設の活用も考えられる。</p>	<p>(8) ・ ヨハネスブルグサミットで日本政府が提案した「持続可能な開発のための教育の 10 年」は関係府省や国際機関との連携を図りつつ取り組む。</p>

	<p>ネットワーク組織がなく、NPOの代表を選任するには時間がかかると思われる。かといって環境省が任命しても真の環境NPO代表とはなりえないため、第一段階としてNPO自らが代表を送り出せる仕組み作りを、側面支援する必要があると思われる。</p> <p>その側面支援は、環境パートナーシップオフィスが担うのがふさわしい</p> <p>(3) 地方評議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体においても、環境保全活動に参画する主体が対等の立場で集い、地域の環境保全活動に関する基本方針策定、活動推進のための意見具申を行う評議会を設ける。 <p>答申に地方評議会を明記することで、また実質の伴わない枠組み先行のパートナーシップ組織が行政主導で設置されることを危惧する。ここであえて明示せずとも、全国評議会のアウトプットの成果を踏まえ、各地域が必要に応じて自発的に立ち上げるのを待つ方が良いと考える。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 拠点の運営は民間への委託を進めるべきである。また、福祉や教育、まちづくりなど他分野との連携を重視すべきである。 <p>上記のような機能は、数年で異動がある行政職員が担うのは不可能。きちんと専門職員を民間から雇用する必要がある。拠点施設は行政が作らねばならないというのではなく、NPOが行っている民設民営の拠点を行政が支援する（場所の無償貸与や人件費の補助など）という方法もある。</p>	
--	---	--	--	---	--

提出意見

氏名：新潟県環境カウンセラー協会 会長 猪俣 勝一

意見

この度の「環境保全活動の活性化方策について」の中間答申（案）について、是非、立法化をお願い申し上げます。

特に、以下の内容について留意をお願い申し上げます。

- (1) 地方公共団体の役割を明確にして頂きたい。
現状では、経験の浅いまた、極めて少ない職員で形だけ配属されているように思われる。
- (2) 能力の向上の場をつくって頂きたい。
現在の多くのNGOは、環境保全について関心を持ってはおりますが環境保全に関する知識が乏しく、客観的な判断で行動している者も少なく見受けられます。
- (3) 活動の拠点を確保して頂きたい。
環境保全に関する図書、情報、学習の場、そして会議等が行われる総合環境保全支援センターの設立をお願い申し上げます。
- (4) 環境行政と教育行政の連携を強化し、施策を展開して頂きたい。
環境保全活動の学校教育については、小、中学校で実践的環境教育が浸透してきているように見受けられますが、指導者の強化と併せ高等学校等への推進も必要ではないかと思えます。

以上 宜しくお願い申し上げます。

提出意見

氏名：川村 研治

意見

「環境保全活動の活性化方策について」についてパブリックコメントを提出いたします。

「１．はじめに」に対する意見

- 1) 行政の自発的行動について言及すべきである。協働（パートナーシップ）は市民団体等、事業者、行政機関それぞれが自発性をもって協力関係を結ぶことである。行政機関が自発性を発揮して、他セクターと連携することの重要性をうたわねばならない。

答申案では「主として住民、NPOなどの民間団体や事業者が行う自発的な環境保全活動に関し……」とあるが、セクター間の協働促進が答申の重要な柱の一つである。協働は参画する全ての組織間の自発的な協力関係を基礎とするものであり、ここから「行政」を除外することには矛盾がある。

- 2) 国民の自発的環境保全活動の促進は、行政でなくNPOの役割である。

国がすべきは、国民に対して自発的な環境保全活動を呼びかけることでなく、多様な価値観と多様な能力を持つNPOの活動基盤を強化し、NPOの活動を通して進めるべきである。現在、人材や資金等の経営資源は行政セクターと企業セクターに偏在しており、かつ、既得権益を持つ団体等に重点的に配分されている。資源がNPOにもっと供給される仕組みを作る必要がある。そのためには、公益法人とNPOとの公正な競争のルールを作る必要がある。

「２．環境保全活動をめぐる状況・背景」に対する意見

- 1) 「(2) NPO等民間団体の役割の拡大」では、NPOの存在意義が矮小化されている。「多様な公益の創造」や「行政の縦割りの構造を越えたダイナミズム」などを明示すべきである。

NPOの役割として「政策提言」が掲げられるなどの認識は一步踏み込んだものといえるが、それ以外の役割は行政補完的な側面が協調されず

ぎているきらいがある。従来、我が国では公益の基準を政府（国）が独占的に決定してきたものであるが、NPO多様な価値観に基づく多様な公益性を創造する主体として誕生した。その結果、行政機関の苦手とする複合的、包括的、かつ地球規模の問題への可能性が開かれつつあるとの認識を持つことが重要である。持続可能性は優れて分野横断的、地域超越的、複合的課題でありNPOの存在意義、果たすべき役割は持続可能な未来のために、多様な主体、組織、施策、事業を結びつける点にあると明示すべきである。

- 2)「(4)ヨハネスブルグ・サミットにおける様々な主体の参画の重要性の認識」の項目において、地球規模での取組と地域における環境保全活動の関係があいまいにされている。地域環境問題と地球規模問題の関わりを明示術できある。

3.「3.環境保全活動を進めるための課題」に対する意見

- 1)「(2)透明性の確保、説明責任の担保」での表現があいまいなのをたすべきでないか。

3行目「また、行政や支援する組織は」とあるが、「支援する」に対応する目的語がない。「NPO等の民間団体や事業者」等と書き込むべきではないか。

4.「4.具体的施策の考え方」に対する意見

- 1)「(1)施策の基本的な考え方」で、行政の役割を後方支援とのみ規定すべきでない。パートナーシップの重要な構成主体としての役割を明示すべきである。

行政の役割は「後方支援」とあるが、国や地方政府もNPOや事業者とともに環境パートナーシップを形成する主体であり、他主体と対等な立場で意思決定の過程に参画し、公平な役割を担う旨をめいじすべきである。

- 2)全国評議会及び地方評議会が実効性を持つかどうか懸念を抱く。

全国評議会は、関連する府省、団体で構成されるとあるが、一省庁の施策として誕生した組織に他の府省や関連団体が主体的に関わるかどうか疑問がある。結果として審議会を2つつくると変わらないのではないかと懸念を抱く。評議会を常設のものとせず、府省や団体の枠を越えた連携が無ければ解決できない具体的な課題が生まれたとき、その課題に応じて関係するステークホルダーが協働する枠組みを設けるべきではないか。

地方においては既に行政主導の協議会等が乱立気味の様相を呈し、限りある人的、資金的資源の競合を生んでいる。また、行政機関が主導し

て作られた協議会が自律的・自発的な動きを促進した事例は極めて少ない。その反省を生かして、地方評議会への言及はやめるべきである。もし、入れるならば、設置はあくまでも民の主導で行うべきである。

3) 自発的な環境保全活動を支援する拠点に期待される機能を行政機関が担うことは非現実的である。これを行政からの委託や請負の形で民間団体に実施させることはNPOの活動を阻害する可能性が高い。

拠点到期待されている機能は、極めて高い専門的能力と幅広い知見を要する。現状において、行政機関が担うことはそもそも無理と言うべきである。中間答申案においては、NPO等への委託の可能性を示唆しているが、委託は元来行政がすべきことを民間に委ねるのであり、行政機関と異なる存在意義を持つNPO活動の支援を行政事業の枠組みの中で行うことは不可能である。

4) 「人材の確保」は委嘱では不可能である。

既存の人材制度の有効性をまず検証すべきである。利用者や登録者を含めた人材登録制度の評価・改善をすべきである。退職者等の活用やインターンシップ、多様な階層・世代の参加を促す制度などは、税金を使って国がすべき分野ではない。委嘱された「環境活動推進員(仮)」が地域において実効ある活動ができるかどうか大いに疑問を持つ。コーディネーターに求められる知識・技能は非常に幅広く高度なものである。しかも、求められる現場は無数にある。そのような仕事を、無償で行う人がニーズに合うだけ多数登録するとは考えられない。

5) 「能力の向上」は協働の経験を通じて実現する。

行政職員がNPOやパートナーシップ等に関する認識を高めるには、実際の協働の経験から学ぶことが多い。人材の交流等を強化すべきである。NPOの能力強化はNPOセクターが担っていけるよう、中間支援団体を支える仕組みを優先的に作る必要がある

6) 環境創造リーグは民間の自立性・自発性を損なうことが危惧される。

明確な課題や目的が共有化されないままに、官が主導してパートナーシップ型の組織を作ったため、実効があがらないままに会合を重ねるだけの事業が蔓延する状況を直視すべきである。環境創造リーグは明確な目的意識も無いままに「行政からの支援」を目的とした御用NGOを生む可能性が高い。この項目は答申から削除すべきである。

以上

提出意見

氏名：古里 明瑠

意見

「環境保全活動の活性化方策について(中間答申)」案(以降中間答申案と略記します)は、総体的に現状を良く把握され、十分な目配りをされていて、これを取りまとめられた関係各位に対し敬意を表したいと存じます。

以下に環境カウンセラーの一員として本中間答申案に示されていない事項や、言及されていない事柄について私見を述べさせていただきます。

1. 社会的コンセンサスの維持発展について

身近な生活環境、社会的な公害問題、そして地球環境問題に至るまで、環境保全活動に寄与することは、社会的な正義であるというコンセンサスが、得られる時代になってきました。しかし、ただ漫然と手をこまねいて、自発的、自然発生的気運の高まりにゆだねたままでは、折角のこのようなコンセンサスも雲散霧消しかねません。

云わずもがなの事ではありますが、主管部門として環境省は、国の立場・基本方針が、環境保全活動に、一貫していることを、一般社会、国民に常に明確に、かつ、強力に発信され、PRされると共に、これまでどちらかと云えば、規制のみの官庁でひ弱な体質と見られて来たイメージを払拭されて、「環境保全活動が社会的正義である」というコンセンサスの維持発展に努めて頂きたいと存じます。

2. アメとムチの誘導策について

中間答申案にもふれられているように、環境保全活動については、これまで「規制」という「ムチ」の方策が取られて来ています。しかし、社会全体を動かすには、「ムチ」の政策も重要な動機づけではありますが、そのことが利益に結びつくという「アメ」の方策も重要です。税制上の優遇処置や社会的な顕賞・表彰制度も大切です。環境保全活動に対するこのような「アメ」の具体策を手厚くすれば必ずや効果が上ることと存じます。

3. NPO法人化について

中間答申案にふれられるまでもなく、環境保全活動の担い手として草の根的な運動が欠かせない役割を果たしています。このような草の根組織を社会的に認知すれば、その活動が、さらに活発化することは云うまでもありません。この認知の手段としてNPO法人化は、大きな効果が期待されます。

私達も環境カウンセラーとして個々に活動するには限界があることから、「東京城北環境カウンセラー協議会」として組織化していますが、財政基盤をはじめ、ネックが多くNPO法人化に至らないままとなっています。

少なくとも環境カウンセラーは、各個人を環境省で掌握されていることでもあり、その団体である我々のような組織については、NPO法人化への一定の基準を定めて、NPO法人化が容易化できるような具体策を示して頂きたいと考えます。

4．エコアクション21（EA21）制度について

EA-21制度は、グリーン購入制度の要として、国際規格のISO14000と比べても、書類偏重でなく、かつ、具体策を備えている上に、費用的にも低額におさまるなど、中小零細企業にも適用できる優れた内容を持つ規格として高く評価しています。

しかし、その運用面で環境省の姿勢がいまいで、折角の規格が必ずしも効果を出していないと考えます。

その第一点は、“EA21を採用した”と宣言さえすれば、実体がなくても、グリーン購入制度の対象となり得るなど、尻ぬけになっている点です。ここでは、実際に真面目にEA-21に取り組み、それなりに費用、時間をかけた者と、“宣言”のみの者とで不公平が生じ、かつ、EA21で実際に環境保全に資するという本来の目的もあやふやになりかねません。

環境カウンセラーなどを活用して一定の審査を行ない、合格した者にのみ登録を許可するというような、権威を伴った運用制度の充実を検討頂きたいと存じます。

第二点は、地方自治体ごとに独自の類似制度を策定し、グリーン購入制度的な運用がなされている点です。地方自治体の環境保全活動への熱意から、独自の制度を立ち上げられたことに対しては尊重すべきではありますが、少なくともEA-21登録法(?)は、これら自治体にも共通で効力を発揮できるよう調整を願いたく存じます。

5．環境学習と学校教育の連携について

小中学校の週休2日制度の普及に伴ない、土曜日を総合学習の場に活用することが各地で具体化しています。

私達の東京城北環境カウンセラー協議会でも、実際に北区環境課からの要請で本年度より、ほぼ月1回のペースで、小学高学年から中学生を対象に、環境の専門分野ごとに環境学習の講習を受持ち、好評です。

しかし、他区とのコンタクトは、未だなく具体化していません。これは、教育部門と環境部門の連携が必ずしもうまく行っていないためのもので、折角、私達環境カウンセラーがボランティア活動として協力したくても、活動の場が提供されないのが実情です。

云うまでもなく、長い目で見た環境活動の活性化には、このような学校教育の場における環境学習指導、支援も重要だと考えます。草の根的な面は我々が努力するとしても、川上である環境省と文科省との間で環境学習の具体的な連携のあり方について協議され、具体的な方策を教育担当部門に伝達されるよう希望します。

6. デポジット制度について

本中間答申(案)で、リサイクルの根源を担うと考えられるデポジット制度について言及がされていないのは如何なものでしょうか。

2項に述べたように一般市民を動かすのは、ムチだけではなくアメが必要です。リサイクルを進めればゴミ問題のかなりの部分が解消することは、幾多の事例が示していますが、しかし、分別のみであっても、一般市民の理解と協力を得るのは難しいのも現実です。

この解決策がデポジット制度です。我国で唯一デポジット制度らしきものが根づいているのがビール中瓶のリサイクルです。現在一瓶当り僅か5円が返却されますが、これだけでもビール瓶をゴミとして廃棄しない歯止めとしてかなり寄与しています。私の住んでいます東京都北区では、缶、瓶を分別収集していますが、ビール瓶は、これにも出されていません。というのは、販売店で5円で引取られるからにほかなりません。

諸外国でも、デポジット制度は多くの事例があり、例えばスイスではビール瓶に1スイスフラン(約100円)、カナダではアルミ缶に0.5カナダドル(約30円)がデポジットされている為に、日本で見られるように、道路脇に空瓶、空缶が転がっていません。

このように、リサイクルすれば利益となるというデポジット制はゴミ問題の解決と資源のリサイクルに勞せず一般市民を参加させるという「アメ」の効用があります。

我国では、主にメーカー(そのバックの経産省)の反対が多くデポジット制度が先延ばしになっているようですが、ペットボトル、ガラス瓶、アルミ缶など出来るものからデポジット制度を適用して行けば、大きな効果が上ると考えます。

諸外国で出来て、我国で出来ないわけがありません。環境省としてもゴミ問題の解決と資源リサイクルという錦の旗を掲げ、威信をかけてデポジット制度化に向けて、雑音に耳を傾けることなく努力されんことを期待します。

以上

提出意見

氏名：九州環境カウンセラー協会

意見

はじめに

九州地区での意見を徴した結果、環境保全に関する環境倫理の確立と環境保全意識の高揚、環境教育・学習の充実、環境カウンセラー制度の改革・PRと有能な人材の登用、高級技術者の育成と環境保全新技術開発に要約されそうです。

コメント(1)

1. 現下の環境問題(地球環境問題、地域環境問題など)が、言うなれば「国家総動員体制で取り組むべき課題」として位置付けできるか、あるいは近々そうなる懸念があるとすれば、国家戦略として環境保全活動法(仮称)を制定し、国・地方自治体として早急にかなりの予算処置を講じて、地域住民、NPOなど個々の主体が自発的に展開している環境保全活動の萌芽が一時のデモンストレーションや思い付きなどに留まり、中断あるいは立ち消えにならないように更なる展開に向けて強力なバックアップ体制を確立すべきであると考えます。
2. 国家あるいは地域にとって、環境保全活動が如何なる目標に向かって取り組まれるのが最も効率的(投下予算、人員配置)で成果が具現化できるかについて、指針あるいはビジョンの提示および対策などを繰り返しマスコミや広報などを通じて情報活動を展開すべきであります。
3. 「環境保全活動活性化の出発点は、地域住民の環境意識の高揚と住民パワーの結集にあり」との観点から、現下の環境破壊の現実とその因果関係、特に人間活動の悉くが今日の環境汚染の原因であること、保全すべき自然環境の現実など、環境情報の配布、教宣活動による意識改革が緊急課題であると考えます。
4. 環境基本法第3条において、環境保全活動の原点は環境倫理を如何に高揚すべきかを謳い上げております。すなわち
 - ・生態系の保全の中で、人間がどのように行動すれば生きていけるか。
 - ・どのようにライフスタイルを変えていけば持続的に発展していけるか。
 - ・有限の地球資源をどのように配分して将来世代まで引き継いでいくか。文字通り基本原則として再確認し、教宣活動の第1項に挙げるべきであります。
5. 人材の育成
地域環境保全活動における各種リーダーの必要性は当然であります。
我々環境カウンセラーはそのような期待に対処すべく努力を重ねてきたつ

もりであり、今後とも事故研鑽を重ねながら時流に沿った活動を展開していくことに吝かではありません。これまでの実態は環境カウンセラー制度のあり方、一般への認知度、活動の場、活用のされ方に問題があったと愚考いたします。これまでの活動分野の具体例として

環境活動評価プログラム（エコアクション21）作成指導・助言
得意分野に関する中小企業への指導・助言
行政における環境分野の各種委員会への参画
環境問題全般に関するセミナー講師

環境教育(小中高校)などへの課外講師など、対処をしてきました。それぞれの場に必要の人材の育成とともに、相互の関係・秩序の保持、研修の義務付けなど人材管理者の職責は重大であります。「船頭多くして船山に登る」の愚は避けたいものです。相互のコミュニケーションの確保が必要であります。

ここにおいて、環境カウンセラー制度の見直し。PR、研修の義務付けとともに、環境カウンセラーから各方面への人材登用に道を開かれることを期待いたします。

6. 環境教育・環境学習の推進

現実には環境問題の深刻さ、身近さに対する理解と対処が不十分であると云わざるを得ない状況にあります。20世紀高度成長型の教育から、21世紀安定成長・循環型社会の構築に向けて必要な環境教育のあり方や、体験学習などを通じた環境学習のあり方を模索することが求められます。

国によって認定・登録された環境カウンセラーが全国に散在(2,966名)しており、定められた環境教育カリキュラム、例えば初等コース(小学校用)、中等コース(中学・高校用)、実務コース(一般事業者向け)などについて、研修終了させた実務的集団を特定し、各地方自治体に推薦することによって、各地域に適合した環境教育の推進に貢献することは、今後の環境教育に実りある成果を期待できると思います。

7. 環境保全活動のさらなる発展に向けて

以上、中間答申(案)の提示を受け、その内容を検討した結果として、環境保全活動の活性化方策における現状の問題点を的確に捉えており、環境保全活動を進めていく上での適切な情報分析を踏まえて論述されていることに賛意と敬意を表する次第です。

地域環境保全活動の活性化に関して、まず克服すべきは現下の経済不況からの一日も早い脱出であり、また中小企業に対する手厚い援助策の確立であります。

国民一人一人の自発的・具体的行動に結びつけることによって強力な環境保全活動が展開され、循環型社会の構築と持続可能な経済社会の実現に向けて、環境カウンセラーとして今後とも鋭意努力していくこと茲に表明し、環境カウンセラーの立場からの中間答申(案)に対する意見具申といたします。

(代表幹事 松浦 茂雄)

コメント(2)

現在の所、環境省ほど民間団体と連携をとりながら行政を進めていこうという官庁は他にありません。しかし、他の省庁と比べてみても人員も予算も非常に少ないと思います。発足当初は公害対策という意味合いが大きかったと思いますが、現在では全く意味合いが変わってきており、「環境と経済は両立する」ということを大前提にする必要があります。

このような中で、行政コストを抑制しつつ成果を挙げていくためには、環境省・出先機関が我々環境カウンセラーを積極的かつ広範囲に活用していく仕組みを構築することが必要です。

京都議定書の批准によって1990年比6%削減の国際公約を守るためには、国内対策についても企業と国民が自主的に努力しないと達成できません。

企業 事業者部門環境カウンセラー、国民 市民部門環境カウンセラーを車の両輪として最大限活用するよう環境省が指導する必要があります。

環境省がもっと積極果敢に自分たちの手足として環境カウンセラーを活用すべきであり、企業サイドに対しては、多額の経費を要するISOレベルよりも、全事業所の90%を占める中小企業の環境対策として、「EA21」の導入インセンティブとして、

- ・ 事業者部門環境カウンセラーによるEA21プログラム導入指導料支援
- ・ 導入指導料優遇税制や制度融資優遇金利など

を可及的速やかに実行に移すべきであります。

これらの受け皿として、社団法人全国環境保全推進連合会や九州環境カウンセラー協会のような各協議会ルートをカードカレント、ソフトカレント両面から支援育成していくべきであります。

(熊本・鹿児島・沖縄地区幹事 藤野 良洋)

コメント(3)

「効果的優良環境改善(又は保全)設備事例集」の作成・出版

事業所の環境改善又は保全業務の殆どは設置した設備の性能と使い方による所が大きい。一旦投資されると、かなり不具合があったり、その後より優れた設備が売り出されても、従来設備(既設)を廃棄し新しい設備に容易に取り替える訳にはいかない。年間売上 ~3,000億程度の企業では、社内に設備選定に係る部署を持たない企業や事業所が殆どである。環境改善意欲、資金力があっても、どの方式の設備が本当によいのか様子見をしている事業所も多い。

これらのニーズに応えるには、学術雑誌、商業誌、企業売込資料、見本市などでは不十分で投資決定の意志の確定にまでは至らない。

そこで、現実に1年以上稼働し成果を挙げている設備を、環境カウンセラー(事業者部門)や技術士(環境、化学、機械各部門)が直接それらの設備について選定・評価して、使用目的、プロセスフロー、設備の特徴、投資額、トラブル事例、関係特許権、エンジニアリング会社、予想ペイアウト年数などを1件につきA4版2~4ページに纏めた資料(有料)を環境省・関係機関から発行されることが望ましい。

ある程度の資料が纏まれば製本・販売することも可能である。

読者（事業者など）は質問できるし、宣伝じみたものは審査・棄却される。

資料作成に当たる当事者は、虚偽の表現や不正があった場合には、資格剥奪や損害賠償の責務を負うなどの義務を付加することとし、信頼性の確保に重点を置く。

大分県内には、そのような機会を得て他に推奨したい設備を保有し且つそれをかなり詳しく記事化することに前向きな企業が相当数にのぼる事が推定されます。

この種の実務的技術開発事業の展開を期待します。

（大分・宮崎地区幹事 村谷 俊雄）

提出意見

氏名：宮本 克己

意見

【テーマ】環境カウンセラーの認知度向上について

【現状】

環境省ホームページならびに地方公共団体等に登録簿を配布し、環境カウンセラー制度を紹介しているが不十分ではないだろうか、私自身、30年近く自然保護ならびに環境問題に取り組んでいるが、環境カウンセラーという制度を知ったのは、友人よりの紹介で、このカウンセラーを受験する時であった。

【課題】

環境省関係だけでなく、広範囲に環境カウンセラー制度を認知していただき、私達の活動の機会を広げて欲しい。

【提案】

中間答申案に盛り込まれた内容を実行に移す場合など、環境省一局では対処は難しく、他省庁との連携により効を奏すものと考えます。その際、環境カウンセラー制度を現状にも増して、他省庁へもその活用等をご提案いただけましたなら、より広範に認知度も向上すると思うのですが。又、認知度が向上することにより、様々な形で私たちの活躍できる環境も整うのではないのでしょうか、他省庁がらみの、新鮮ですぐれた人材が仲間入りして、お互いに切磋琢磨しあい、組織全体のスケールアップも然る事ながら新しい観点で、環境問題の解決も図れる様に思えます。

提出意見

氏名：中川 強

意見

【テーマ】環境カウンセラー資質の維持、登録更新の在り方について

【現 状】

環境カウンセラー登録制度実施規定（環境庁告示第54号 平成8年9月5日）において、第10条（研修）及び第11条（登録の更新）の内容は、協働の精神を反映していない。

【課題】

- ・個人／団体活動における取り組み姿勢の多様化が原因で、活動の本筋が見失われている。
- ・活動に取り組むそれぞれのスペシャリストについて相対的な見方として、環境省も地域環境力創造戦略（案）で指摘している通り、登録された人材の能力向上のための研修が、能力、分野等に応じてシステム的に行われていない。

【提案】

（1）登録及び更新時、個人活動又は団体活動の区分と研修の分離

地域環境力創造戦略（案）は、「地域における協働の促進」について、極めて明確に表現しており、その実現には資質の在り方について言及せざるを得ない。

本提案の意図は、最終的に「地域環境保全」に役立つ人材の発掘・育成であり、形式的な登録制度からの脱却を強く要望するところであります。

まず、個人活動に専念しているカウンセラーは、自身の生活基盤を安定化させる必要があるため、自ら資質向上に取り組む努力と実践を繰り返しており、体系化された自立的な協働体制を提示することにより、従前以上に活動の充実が期待されます。

一方、団体活動で行っているカウンセラーは、集団活動の弊害が加担し、ややもすると積極的な活動への取り組みが希薄となり、カウンセラーとしてのミッションを十分果たしていない場面が露呈されております。

このため、環境カウンセラーとして登録する時、個人活動並びに団体活動のどちらで活躍するかの意思表示を確認する必要性を提案します。又、登録更新時は現状の画一的な研修でなく、個人活動並びに団体活動に相応しい、適切なカリキュラムに基づき、より一層ハイスキル・カウンセラーの育成に努めて頂きたい事を提案します。

(2) 更新時、過年度実績及び地域の環境パートナーシップ形成への寄与を評価

規程第10条（研修）及び第11条（登録の更新）において最大の課題は、登録更新が余りにも単純すぎる点であります。平易な表現をすると、登録さえ済めば形式的な研修受講で、永久に環境カウンセラーとして登録される仕組みになっております。

このため、カウンセラーとして真剣に取り組んでいる登録者と、肩書き欲しさの登録者が実在する現状制度は、早急に改革したい領域であります。

提案のポイントは更新時、過年度実績及び地域の環境パートナーシップ形成への寄与を申告させ、適正に評価する制度を構築して頂きたい点であります。この評価制度を導入することにより、前述の個人/団体活動いずれにおいても、磐石なスキル集団が形成され、自立的な協働活動に大きく貢献するものと信じております。

環境カウンセラーは、環境省が規定している22項目の専門分野にいずれも登録しており、この知識保有者が自覚ある行動で、持ち得るスキルを発揮したとき、地域環境力は大きく高まることが期待されます。

【まとめ】

以上2点についてご提案申し上げましたが、「環境保全活動の活性化」は各主体の自発的行動が必須条件となります。

この意識啓発には環境省の方針に基づき、各主体がその立場を自覚し、山積する環境課題にどの様に取り組むかを、自らが企画、実践し、それをフォローする体制も必要と認識します。

環境カウンセラーと言う狭義の立場でのご提案ですが、これらが総合的に機能した暁には、世界屈指の「環境優良国」として更なる前進が期待されますので、本提案を是非とも中央環境審議会総合政策部会でご審議して頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

提出意見

氏名：笠井 博

意見

突然のことで、意見が出しにくい上、ホームページの内容が、経緯のわからないものにとっては、抽象的すぎて、こんな事で「環境対策っていいの」と思うだけです。

厚生労働省 - 中央労働災害防止協会・各都道府県労働基準協会組織、経済産業省 - 中小企業庁 - 中小企業総合事業団等の行っている中小企業援助対策組織からは10・20年以上遅れている感じです。省発足から日浅く仕方ないですが。

と言って、やたらと外郭団体が増えるのも問題ですが。

一方環境活動・環境団体は、不勉強の私からすると、地方公共団体を始め、ボランティア活動の諸団体は、何れも勝手バラバラの活動で、私達はやっているという意識のみ強く、従ってすることが、枝葉末節に偏り、国としての環境水準・環境文化としての向上が見られないのが実状でしょう。

唯一救われたのは、良いこととは思いますが、多くの企業がISO14001に群がった事からする産業界の環境意識の変化、0エミッションへの努力風潮の発生でしょう。

しかし、これらは総て環境省の発案でなく、他省庁の主導によるものです。

このような、国のレベルアップ活動の初期は、やはり官主導で推し進めなければ、一定の目的に向かって、足並みが揃わず、労多くして効かが少ない結果に陥ります。

このような考えから、今回の中間答申が国レベルの環境水準向上のための組織作りの第一歩となってくれればと、大賛成です。

しかし、それにしては内容が貧弱で具体性がありません。「法」を作り、「政令」を作り、「規則」を作るという従来の感覚で進めていては、環境問題・環境対策はいつ具体化するのを見通しも立ちません。先ず「大綱」を作って最終の姿を実現する具体策を明確にして、それに適した組織造りが先ず第一でしょう。

それには、案の文中に多く見られる「ボランティア」「自主活動」「NPO」への援助を主軸にしていて、産業部門・運輸部門・家庭以外の民生部門の見えない対策では、世界の環境取り組みに遅れる結果となります。先ずは「官主導」です。もっと具体性のある答申案が必要です。

この答申案の前に何があるかを知らないままで、的はずれになることを承知の上で、厚かましく、別紙に答申案の項目別に感じたことを書いてみます。

1. 山積課題について 戦略の最初のこの指摘

足元からの取り組み
NPO等民間団体、住民の活動
皆が一致協力して一体となった取り組み
以上が不足している。

必要なこと

これに必要なことが、3つに区分して書かれているが、総て国民の、民間団体の能力と努力の不足と指摘している。この環境省の考えが大きな間違い。

国が批准した環境対策をボランティア依存で簡単に出来るとは考えられない。だから10年一日の環境対策・環境水準に終始している。

目的・目標を明確に始祖冷房に無かttまい進する官主導の尾全国組織こそ重要。

基盤整備は重要、しかし推進母体が無くては基盤は出来ない。

2. 活性化方策 具体性に欠ける。

地域とは

地域には 役所 学校
山林 田畑 工場 等々
個人商店 商店街 ホテル 病院
等々

これらの混在による環境対策をどのようにとらえるか。
地域住民は細かい事についてずいぶん努力している。
しかし自画自賛が多く、マンネリ化に陥っていく。

地域の定義が「抽象的」で対象の理解が出来ない。
従って、その後の考え方がまとまらない。
何処の誰に何をやらそうとしているのかが見えない。
それが、「NPO」と「ボランティア」になっている。

環境負荷対策は

温暖化防止
循環型社会形成
自然との共生

定義が明確でないから
実施対象が定まらない

対象地域とは

市町村を意味するのか
漠然と一地域か その辺りor汚染地域？

その汚染源には、
企業あり、団体あり、個人の家庭あり。

3. 地域環境力基盤の整備内容

人材	対象により専門性が要求される 環境カウンセラーの見直し案必要 環境カウンセラーを指導する } 環境カウンセラーが指導する } 見直し要件 専門別分科
拠点	少なくとも都府県別 1 箇所は必要 「地域環境保全センター」は少な過ぎる 市町村組織ではなく、環境保全推進連合の各都府県拠点 組織化から着手必要
情報	活動は地域性・専門性によって大きく異なる 活動は内容・方法もまちまち 専門化・システム化が必要 「地域環境保全センター」がまとめ役になる。 助成の上からもまとめ役が必要
資金	NPOのみが対象である。これが問題。 他の物はほっとくのかとの反発が出る。これでは進まない。
ネットワーク	各主体とは？ 国民運動とするために、産業界は経済産業省まかせ？ 官主導の組織 全国評議会 これが必要 全国評議会 NPO これでは進まない ここにも「地域」の定義が必要になる。 新しい国レベルの問題で「規制緩和」を過剰に意識してはならない。

4. <地域における協働の促進について>

内容的には【課題】【方向】共によいことづくめ。
しかしよく見ると、下記の疑問を感じる。

地域における協働	この組織体こそ最重要 大賛成 【協働活動の例】 地域環境活動センターの充実が必要 この項も最後は「NPO」の活動の促進となっている。 「地域」の対象は、住宅地や農産漁村を考えているのか。 「工場地帯」「商業地」「ビジネスビル街」等
----------	---

地域に根ざす「企業の環境活動」は含まれないのか。
〔終〕

提出意見

氏名：三宅 直生

意見

key words

人づくり、パートナーシップ、環境学習の拠点、
縄張り意識、環境カウンセラー

1 はじめに

「環境保全活動の活性化方策に関する中間答申(案)」の前半部にも記されているように住民、民間団体、事業者、行政などの各主体がパートナーシップを構築し対等の立場でお互いの立場を尊重しながら環境保全に努力することが求められている。

ヨハネスブルグサミットにおいて我が国の政府は「人づくり」の提案を行った。我々岡山環境カウンセラー協会においても、「人づくり」のため、生涯学習センターでの講座の開講、公民館などでの出前講座、市(行政)などの委員への就任あるいは市(行政)とタイアップした企業のエコ活動の支援・指導など様々な活動を展開しているが、そのような活動の中で課題や問題点も明確化しつつある。

2 「人づくり」の重要性

我々の活動の中で明確化しつつある課題や問題点は「環境保全活動の活性化方策に関する中間答申(案)」の『3 環境保全活動を進めるための課題』に述べられている課題と一致している。

これらの課題を解決するためには「人づくり」こそが最も基本となるので、そのためには「環境教育・環境学習」が極めて重要である。「環境教育・環境学習」は子供から大人までの全ての世代で行われなければならないが、全ての子供たちに正しい認識を持たせるためには学校教育が重要である。

しかし、現場の教師たちは

学級崩壊、いじめ、校内暴力など多様化した生徒の指導に追われている

IT教育などコンピュータ・情報機器の習得と活用に追われている

若い教師は幼少時からの自然体験が不足していて「環境学習」に対応できない

などの理由で効果的な「環境教育・環境学習」が実施されていないのが実情である。

また、当協会にも教師あるいはエコクラブの指導者(本県では教師が多い)からの相談がくるようになってきている。環境に関心のない教師にも環境に関心がある教師にとっても、環境学習の拠点が必要である。

3 「環境教育・環境学習」の拠点の整備

「環境保全活動の活性化方策に関する中間答申(案)」の『4 具体的施策の考え方』にも述べられているように、各主体のパートナーシップを構築し環境保全活動を発展させるためには、活動の拠点が必要であり、当協会では岡山県においては「生涯学習センター」が最も適した施設であると考えている。

4 「環境教育・環境学習」の拠点の整備の問題点

生涯学習センターへ環境学習の拠点を作ろうと努力しているが、それを阻むものは、「教員は文部科学技術省あるいは、岡山県教委が主催するもの以外への参加は望ましくない」という校長の考え(長江岡山県高等学校長協会副会長)や「環境学習は県の環境生活部が実施するものである」という縄張り意識である。このため教師の環境への意識が時代の変化についていけず、パートナーシップの構築の妨げともなっている。一例を挙げると岡山県でも津山市のごみ処分場建設反対運動の中心は現職・退職の教師であり、悪意は無かったにせよ、正しい知識や方法を地域住民に知らせていたかどうかは彼らの配った文書から推測できる。

5 おわりに

これまで述べたように本協会では「環境保全活動の活性化」のためには「人づくり」が重要であり、そのためには「拠点となる施設(生涯学習センターへの環境学習研修室)」などの設置が必要であると考えている。

環境省におかれましては、岡山県育委員会(生涯学習課・指導課など県教委の担当者、生涯学習センター所長)や岡山県環境生活部に「環境保全活動の活性化」の重要性を訴え学習を学ぶ場の設置を促すと同時に日夜環境学習の推進に努力している環境カウンセラーの活用を呼びかけていただくようお願いする次第です。

提出意見

氏名：岡山環境カウンセラー協会

意見

1. 成果を挙げるまでの具体的な実行計画を入れて欲しい
2. 従来ある施策、制度をレビューし、今後更に活用されるような効果的な施策を取り入れてほしい
 - <例>
 - ・エコアクション21
 - ・環境カウンセラー制度 など
3. 環境学習拠点（生涯学習センターや公民館など）の整備、常駐など
4. 環境カウンセラーの常駐制度など具体的な施策を盛り込んで欲しい
5. 幅広い活動資金の提供

提出意見

氏名：神奈川県環境農政部

意見

- 1 P12 の(3) 環境保全活動を推進するための評議会と P18 の(9) パートナーシップによる環境保全活動のための協定(環境創造リーグ)との関係についての整理が必要ではないか。

(案)によると、環境保全活動を推進するための「評議会」は、各自治体レベルにおいても設置が望まれるとされており、その役割は「環境保全活動に関する基本方針案の策定」及び「活動推進のための意見具申」となっている。

一方で、「環境創造リーグは、パートナーシップを基礎とした「組織体」であり、「活動計画の策定」「協定の締結」などにより、パートナーシップによる環境保全活動を「実施」する組織であると位置づけられている。

上記の両組織(評議会は自治体に一組織、環境創造リーグは複数を想定し、自治体内の一部地域や特定課題を想定しているかもしれないが)が、意思決定(合意形成)機関と事業実施機関の間で整合性を持った活動を展開する必要があり、両者の役割を明確にし、相互の関係を整理しておく必要があると思われる。

あるいは、評議会も環境リーグごとに設置するか、両者を同一組織として整理する方法もあるのではないか。

- 2 P12 の(4) 自発的な環境保全活動を支援するための拠点については、地球温暖化防止推進センターなどとも有機的な連関(連携)を持たせるよう配慮が必要であると思われる。

すでに市民サポートセンターなどの活用が指摘されているが、地球温暖化防止推進センターとの連携についても明確にしたほうがよいと思われるため。